

官報

号外

令和五年三月三十日

○第二百十一回 衆議院會議録 第十四号

令和五年三月三十日(木曜日)

議事日程 第七号

令和五年三月三十日

午後一時開議

第一 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案(内閣提出)

第二 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件

第四 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

○本日の会議に付した案件
日程第一 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案(内閣提出)
日程第二 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案(内閣提出)

令和五年三月三十日 衆議院會議録第十四号

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案

午後一時二分開議

○議長(細田博之君) これより会議を開きます。

日程第一 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案(内閣提出)

○議長(細田博之君) 日程第一、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長竹内讓君。

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(竹内讓君登壇)

○竹内讓君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、我が国における二〇五〇年カーボンニュートラル等の国際公約と産業競争力の強化を通じた経済成長を同時に達成するグリーン・トランスフォーメーション、いわゆるGXの実現に向けて、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略の策定、脱炭素成長型経済構造移行行債の発行、化石燃料賦課金及び特定事業者負担金の徴収、脱炭素成長型経済構造移行推進機構の設立等の措置を講ずるものであります。

本案は、去る三月九日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託され、翌十日に西村国務大臣から趣旨の説明を聴取いたしました。十五日に質疑に入り、十七日参考人から意見を聴取し、さらに、二十二日及び二十四日に質疑を行いました。

昨日、質疑を終局した後、自由民主党・無所属

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案

の会、日本維新の会及び公明党の三会派共同提案により、この法律の施行後二年以内に政府が法制上の措置を講ずるに当たっては、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策の在り方についての検討も行うことを明記することを内容とする修正案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。

次いで、原案及び修正案について討論、採決を行った結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(細田博之君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(細田博之君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

日程第二 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(細田博之君) 日程第二、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長大西英男君。

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

〔大西英男君登壇〕

○大西英男君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、感染症の発生及び蔓延の防止に関する施策の総合調整等に関する機能を強化するためのものです。

その主な内容は、
第一に、感染症の発生及び蔓延の初期段階から政府対策本部が迅速かつ的確な措置を講ずるための仕組み等を整備するものです。

第二に、内閣官房に感染症の発生及び蔓延の防止に関する施策の総合調整等に関する事務を所掌する内閣感染症危機管理統括庁を設置するものです。

本案は、去る三月七日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、同日本委員会に付託されました。

本委員会においては、翌八日後藤岡外務大臣から趣旨の説明を聴取した後、十日から質疑に入りました。十六日には厚生労働委員会との連合審査会を開会するとともに、十七日には参考人から意見を聴取しました。さらに、二十九日、岸田内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行うなど慎重に審査を行い、質疑を終局いたしました。

質疑終局後、本案に対し、立憲民主党・無所属、国民民主党・無所属クラブ及び有志の会の共同提案による修正案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。

次いで、原案及び修正案を一括して討論を行い、順次採決いたしましたところ、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(細田博之君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(細田博之君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第四 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

○議長(細田博之君) 日程第三、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件、日程第四、日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の締結について承認を求めるの件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長黄川田仁志君。

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔黄川田仁志君登壇〕

○黄川田仁志君 ただいま議題となりました両件につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

日豪部隊間協力円滑化協定は、令和四年一月六日に、また、日英部隊間協力円滑化協定は、令和五年一月十一日に、それぞれ署名されました。

両協定はいずれも、一方の国の部隊が、他方の国を訪問して協力活動を行う際の手続及びその部隊の地位等を定めるものであります。

両件は、去る十六日外務委員会に付託され、翌十七日林外務大臣から趣旨の説明を聴取いたしました。昨二十九日に質疑を行い、討論の後、順次採決を行いました結果、両件はいずれも賛成多数をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(細田博之君) 両件を一括して採決いたします。

両件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(細田博之君) 起立多数。よって、両件とも委員長報告のとおり承認することに決まりました。

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(細田博之君) この際、内閣提出、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。国務大臣西村康稔君。

〔国務大臣西村康稔君登壇〕

○国務大臣(西村康稔君) 脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

ロシアによるウクライナ侵略等により、世界のエネルギー情勢は一変し、諸外国は早期の脱炭素社会への移行に向けた取組を加速しています。こうした中、資源に乏しい我が国においても、グリーン・トランスフォーメーション、いわゆるGXに向けて取り組むとともに、エネルギーの安定供給を確保することが重要です。このため、再生可能エネルギーの最大限の導入に向けて、系統整備を加速しつつ、国民負担の抑制と地域との共生の両立に取り組むとともに、原子力については、安全性の確保を大前提とした上でその活用を進めるなど、脱炭素電源の利用促進と電気の安定供給を確保するための措置を講ずる必要があります。

本法律案は、こうした内容を盛り込んだ上で、本年二月に閣議決定したGX実現に向けた基本方針に基づき、所要の措置を講ずるものであります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

まず、電気事業法の一部改正です。
第一に、発電用原子炉の運転期間を四十年と定めた上で、原子力規制委員会による運転停止命令等を受けていないこと等の基準に適合していると認められるときに限り、経済産業大臣が認可し、

新型コロナウイルス等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件外一件 脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案 〔西村康稔国務大臣の趣旨説明〕

運転期間の延長を認めることとします。その際、運転期間は最長で六十年に制限するという現行の枠組みは維持した上で、安全規制に係る制度の変更等の予見し難い事由により運転を停止した期間と認められる期間に限り、六十年の運転期間の力ウントから除外することとします。

第二に、広域系統整備計画に定められた一定規模以上の電気工作物の整備等を実施する一般送配電事業者等は、その整備等に関する計画について、経済産業大臣の認定を受けることができるものとし、広域的運営推進機関の業務に、当該認定を受けた者に対して当該電気工作物の整備等に必要資金の貸付けを行う業務を追加します。

次に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正です。

発電用原子炉設置者に対して、運転を開始した日から起算して三十年を超えて発電用原子炉を運転しようとするときは、あらかじめ、その発電用原子炉施設について、十年を超えない期間ごとに、当該施設の劣化に関する技術的な評価を行い、その劣化を管理するための措置等を記載した長期施設管理計画を作成し、原子力規制委員会の認可を受けること等を義務付けることとします。

次に、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律の一部改正です。

使用済燃料再処理機構の業務に廃炉推進業務を追加した上で、同機構の名称を使用済燃料再処理・廃炉推進機構に改めるとともに、同機構が行う廃炉推進業務に必要な費用に充てるため、実用発電用原子炉設置者等に対して、同機構に廃炉拠出金を納付することを義務付けることとします。

次に、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の一部改正です。

第一に、既存の再生可能エネルギー発電設備を最大限活用するため、認定事業者が、その発電設備の増設等を行う場合には、増設等に係る部分に

のみ最新の価格を適用する措置を講じます。

第二に、再生可能エネルギー発電事業計画の認定の要件にその事業の実施内容を周辺地域の住民に周知することを加えるとともに、認定基準に違反する認定事業者に対して交付金による支援額の積立てを命ずる措置を創設するなど、事業規律を強化します。

第三に、今般、電気事業法において創設する認定制度の認定を受けた事業者が、当該認定に係る計画に従って、再生可能エネルギー電気の利用の促進に資する電気工作物を設置しようとするときは、その工事を開始した日から、特定系統設置交付金の交付を受けることを可能とします。

次に、原子力基本法の一部改正です。

エネルギーとしての原子力利用は、国及び原子力事業者が安全神話に陥り、東京電力福島第一原子力発電所の事故を防止することができなかったことを真摯に反省した上で、原子力事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならぬという認識に立つてこれを行うものとし、当該原子力利用に当たつての国及び原子力事業者の責務を明確化する等の措置を講じます。

以上が、本法律案の趣旨であります。(拍手)

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

質疑

○議長(細田博之君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。岩田和親君。

(岩田和親君登壇)

○岩田和親君 自由民主党の岩田和親です。私は、自由民主党・無所属の会を代表し、ただ

いま議題となりました脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案について質問をいたします。(拍手)

世界的にも異常気象が発生し、大規模な自然災害が増加するなど、気候変動問題は、人類共通の危機であり、地球規模での対応が求められる課題となっております。これに対応するべく、多くの国、地域がカーボンニュートラルを宣言し、脱炭素に向けた取組を進めています。我が国においても、二〇三〇年度の温室効果ガス四六％削減、二〇五〇年カーボンニュートラルの実現という国際的約束を掲げ、気候変動問題の解決に向けて、国家を挙げて貢献していく強い決意を表明しております。

こうした中で、昨年、ロシアによるウクライナ侵略が発生し、これに伴う国際的なエネルギー価格の高騰により、エネルギー分野のインフレーションが顕著となり、市民生活を脅かす危機的な事態に直面をしております。この未曾有のエネルギー危機を乗り越えようと、既に欧米各国では、これまでの脱炭素への取組を一層推進し、産業革命以来の化石エネルギー中心の産業構造、社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換するグリーン・トランスフォーメーション、GXの実現に向けた取組を加速させています。

東日本大震災以降、エネルギー自給率が先進国の中でも特に低く、エネルギー需給構造が脆弱な我が国は、今こそ、GXを加速させ、エネルギーの安定供給を確保するとともに、気候変動問題への対応で世界をリードするための政策を具体化する必要があります。

岸田内閣は、二月十日にGX実現に向けた基本方針を閣議決定し、エネルギーの安定供給確保に向けて、再生可能エネルギーや原子力といったエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電

源を最大限活用する方針を明確化しました。これを踏まえ、GX脱炭素電源法案が国会に提出されましたが、今般この法案を国会に提出した岸田総理の狙い、そして脱炭素社会の実現に向けた決意を改めて総理に伺います。

また、ロシアのウクライナ侵略等による燃料価格の高騰によって、国民生活にも大きな影響が生じています。岸田総理は、日本のGXは脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長の三つを実現するためのものであるとおっしゃっていますが、それは難しいバランスを取って、いわば複雑な連立方程式を解くようなものと考えます。このような情勢の中、この法案によって、今後の脱炭素やエネルギー安定供給、経済成長の実現にどのようにつなげていくのか、岸田総理に伺います。

GX実現に向けた基本方針において、再生可能エネルギーは重要な脱炭素電源と位置づけられ、二〇三〇年度の電源構成で三六から三八％の確実な達成を目指すこととされています。再生可能エネルギーの最大限の導入に当たっては、適地への導入を進めつつ、地域との共生を促していくことが必要です。

再生可能エネルギーの最大限の導入に当たっては、系統整備が重要と考えます。GX実現に向けた基本方針において、今後、全国規模での系統整備や、風力発電などの適地である北海道からの海底直流送電の整備を進める方針が打ち出されています。この法案においても、系統整備のための環境整備を進める観点から新たな認定制度の創設などが盛り込まれていますが、今後どのように系統整備を加速していくのか、西村経済産業大臣に伺います。

再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、森林伐採などによる災害への懸念、環境、景観に関する不安が各地で高まり、地域や周辺住民とのトラブルの事例が増加しています。このような状況を踏

まえ、しっかりと事業規律を強化して地域からの信頼を獲得することが、主力電源化を進める上での大前提と考えます。地域の不安の声に引き合い、早期の対応を行うための具体的な取組について、西村経済産業大臣に伺います。

再生可能エネルギーを最大限活用したとしても、我が国がエネルギー安定供給の確保とカーボンニュートラルの実現の両立を図るためには原子力を活用することが必要であると考えますが、原子力の活用に向けては、安全性を最優先とすることが大前提です。岸田総理には、GX実現に向けたことを強く支持します。

今回の法案では、既存の原子力発電所を可能な限り活用していく観点から、原子力発電所の運転期間制度の見直しを行うこととしています。一方で、東京電力福島第一原子力発電所の事故を経験した我が国において、高経年化した原発を長く活用していくことに対する不安の声があることも事実です。今後、高経年化した原発の活用に向けた、原子力発電所の安全性の確保に向けてどのように対応していくのか、岸田総理に伺います。

原子力の活用に当たっては、安全性の確保と同時に、高レベル放射性廃棄物の最終処分場の問題や使用済燃料の再処理施設の竣工など、原子力のバックエンドの問題についてもしっかりと対応を進めていく必要があります。こうしたバックエンドの問題について、今後、政府としてどのように対応を進めていくのか、最後に西村経済産業大臣にお伺いし、質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

(内閣総理大臣岸田文雄君登壇)

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 岩田和親議員の御質問にお答えいたします。

法案提出の狙いや脱炭素社会の実現に向けた決意についてお尋ねがありました。

GX脱炭素電源法案は、国民生活や産業の基盤となるエネルギーの安定供給と気候変動問題への対応を両立すべく、脱炭素電源である再エネ、原子力を含めたあらゆる選択肢を確保することを狙いとしたものです。

脱炭素、エネルギーの安定供給、経済成長の三つを同時にバランスよく実現するためには、社会経済全体の変化も視野に入れながら、付加価値の高い脱炭素電源がエネルギーの安定供給を支え、成長を牽引していく絵姿を描くことが必要です。

本法案では、電力系統全体の強靱化等を通じた再エネの導入促進や、原子力に関する人材、技術、産業基盤の強化、研究開発の加速などに取り組むこととしています。こうした脱炭素を基軸とした様々な取組を我が国の経済全体の発展につなげてまいります。

原発の安全性の確保についてお尋ねがありました。

今後も原子力を活用し続ける上で、安全神話に陥って悲惨な事故を防げなかったという反省をひとときたりとも忘れることなく、いかなる事情よりも安全性を優先していくことが重要です。

今般の措置は、原子力規制委員会における議論に沿って、これまでの原発の運転期間に係る定めを利用と規制の観点から峻別し、電気事業法と原子炉等規制法の二つに再整理するものであります。

具体的には、利用政策の観点から、電気事業法において、事業者から見て他律的な要素によつて停止していた期間に限って、六十年の運転期間のカウントから除外することを認めることとしております。

その上で、新たな高経年化規制として、原子炉等規制法において、運転開始から三十年を超えて運転しようとする場合には、十年以内ごとに、設備の劣化に関する技術的評価を行う等の安全規制

の厳格化に向けた制度を位置づけております。これにより、より高い頻度で、より厳格な審査が行われることとなると考えています。

すなわち、利用政策の観点からの運転期間の判断がどうであろうとも、独立性の高い原子力規制委員会が厳格な安全審査を行い、規制基準への適合性が確認できなければ、運転は一切認められない大前提に全く変わりはありません。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

(国務大臣西村康稔君登壇)

○国務大臣(西村康稔君) 岩田議員からの御質問にお答えをいたします。

系統整備の加速化についてお尋ねがありました。

再エネの大量導入と供給の安定性強化に向けて、地域間の電力融通を円滑化する系統整備を加速することは極めて重要です。今後、マスタープランを踏まえて、全国で送電線の整備を着実に進めてまいります。

一方、巨額な資金が必要となる、北海道と本州を結ぶ海底直流送電等の送電線整備については、着工から運転開始までの初期費用に係る資金調達

が新たな課題として顕在化しています。

そこで、今回の法案では、海底直流送電のような特に重要な送電線については、着工段階からの再エネ賦課金の交付や電力広域的運営推進機関による貸付けにより、必要な資金調達は円滑化する

予定です。加えて、民間資金の活用に向けて、別途御審議いただいているGX推進法において、債務保証等の資金調達円滑化の措置を講ずる予定です。

これらの措置を総合的に講ずることにより、再エネの最大限の導入に向けて、必要な送電線整備をしっかりと進めてまいります。

再エネ導入への対応についてお尋ねがありました

た。

再生可能エネルギーについては、地域との共生を前提に、二〇三〇年度三六から三八%の導入目標実現に向けて最大限導入していくことが政府の基本方針です。

一方、再エネの導入に際し、安全面、防災面、景観、環境への影響など、地域の懸念が顕在化した例もあると承知をしております。

こうした地域の懸念に適切に対応すべく、本法案では、関係法令に違反する事業者に対してFIT、FIP交付金による支援を一時停止する措置や、違反が解消されず認定取消しに至った場合、違反期間中のFIT、FIP交付金による支援額の返還を命じる措置などを盛り込んでいます。

本法案による事業規律の強化を踏まえ、地域と共生した再エネの導入拡大を進めてまいります。

原子力のバックエンドについてお尋ねがありました。

安定的かつ継続的に原子力発電を利用するためには、核燃料サイクルの推進や最終処分など、バックエンド対策は重要な課題であります。

高レベル放射性廃棄物の減容化、有害度の低減、資源の有効利用などの観点から、核燃料サイクルを推進することが我が国の基本方針であります。使用済燃料を再処理し、回収したプルトニウム等を原子力発電所において再利用することともに、再処理に伴い発生する高レベル放射性廃棄物の最終処分の実現を目指していきます。

こうした核燃料サイクルの実現に向けて、関係自治体や国際社会の理解を得つつ、六ヶ所再処理工場の竣工に向けた取組など、引き続き着実に進めてまいります。

半世紀以上にわたり原子力を利用し、使用済燃料が既に存在している以上、高レベル放射性廃棄物の最終処分は必ず解決しなければならない重要

な課題であり、将来世代に負担を先送りしないよう、我々の世代で解決に向けた対策を確実に進めることが必要です。

二月十日の最終処分関係閣僚会議で示した特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針の改定案のとおり、国が、政府一丸となって、かつ政府の責任で、最終処分に向けて取り組んでまいります。(拍手)

○議長(細田博之) 田嶋要君。

○田嶋要君 立憲民主党の田嶋要です。

立憲民主党・無所属を代表し、ただいま議題となりました脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案、いわゆるGX脱炭素電源法案につき、政府の危機感のなさに強い危機感を覚えながら質問させていただきます。(拍手)

まず確認したいのは、目の前の電気料金の値上げです。全ての大手電力会社において、カルテル行為や新電力の顧客情報の不正閲覧など違法行為が続発している中で電気料金の値上げは、国民の理解が得られるはずがありません。

総理、当然、原因究明や再発防止策、また罰則強化のないままの値上げは認めないということによってよろしいですね。この点については、河野消費者担当大臣にも御見解を伺います。

そして、今回のような違法行為への懸念の声は、二〇一〇年代の電力システム改革の当時から上がっていました。総理、中途半端な改革の不安の中です。電力システム改革をもう一度スタートさせませんか。

そんな折、電気料金がモデル世帯でこの五月請求分から月に八百円程度値下がりするという知らせが入りました。言うまでもなく、これは新たな

政策によるものではありません。もちろん、誰の手柄でもありません。今の再エネ買取制度の仕組み上、来年度に向けて再計算された結果の再エネ賦課金の引下げです。

西村経済産業大臣、化石資源値上がりの局面でこのような再エネ賦課金の引下げが起きる仕組み、そして、今後のその見通しをお聞かせください。

さて、それにしても不可解なのは、いまだ衰えぬ、政府の原発に対する強いこだわりです。新増設はしないと云っていた政府が、ある日突然、原発回帰への大転換。ところが、総理は、可能な限り原発依存度を低減させるとも過去に発言。

岸田総理、改めて、原発の新増設は進めるが、可能な限り原発依存度は低減させるということですか。であるのであれば、なぜ昨年の骨太の方針やGX基本方針から依存度低減を削除されたのですか。岸田総理、この夏の骨太方針には依存度低減の記載を復活させ、次期のエネルギー基本計画にも明記なさいますか。お答えください。

あれから十二年。またじわじわと安全文化から安全神話への変質、回帰が始まっているように私には見えます。とりわけ、規制のとりこへの反省から三条委員会としてスタートした原子力規制委員会は、現在の山中委員長になって以来、まるで経済産業省の親しい友人になった印象で、独立性や中立性に不安を感じる言動が目につきます。

岸田総理、李下に冠を正さずです。法律の六十年ルールを環境省所管の法律から引き剥がして経産省の法律に移そうとしたり、規制庁の内部検討資料が今なお黒塗り出てきたり、また、経産省と規制庁の職員がこそことと、あるいは白昼堂々と地下鉄の駅で情報交換をするなど、岸田総理、まさにこうした一連の行為が原発や原子力産業全般への国民の不信感や怒りを限りなく高めている

ということに思いは至りませんか。

今回の電気事業法改正の目的は、今はどんなに長くても最長六十年までとしている原発を六十年以上動かせるようにすることです。原子力規制委員会の石渡委員が反対意見の確に指摘されたとおり、安全審査を丁寧に行えば行うほど古い原発を動かせることになってしまいます。

総理、炉規法の改正の点を話をすり替えずに、この電気事業法改正の部分については、紛れもなく安全規制を緩める方向への改正、改悪だと正直にお認めください。

岸田総理、そもそも原発と太陽光や風力とでは、どちらの発電コストが安いとお考えですか。私の認識では、世界では既に太陽光や風力が圧倒的に安いのです。この十年間で劇的にコストが下がったのは、太陽光や風力が分散的に世界中で取り組まれ、資金もますます集まり、発電効率も上がり、量産効果が生じたからです。どう考えても、原発でそのようなことは起こり得ません。

総理、事業者にとつての原発の発電コストを安くするためには、様々な補助金などを事業者に出すなど、結局は国民負担を大きくしていくことになるではありませんか。半導体、太陽光、風力、蓄電池などなど、日本の将来の飯の種が政府の産業政策の失敗で次々と国際競争力を落とす一方で、経済合理性が期待できない次世代原発に政府が再び前のめりになっていく。これが、私は、日本衰退へのいわばとどめの一撃になることを強く懸念をいたしております。

先日、ある与党の関係者の方にこんなことを言われました。田嶋さん、原発を続けるかどうかはエネルギー政策だけの話ではないんだよ、原子力基本法の第二条には我が国の安全保障に資するとわざわざ書き込んだんだよ。これに関しては、三・一一当時の環境大臣、今

は自民党においでですが、の答弁がありますけれども、改めて問います。岸田内閣が経済合理性の全くない原発にこだわり続け、原発回帰を強める本筋の理由は、電力供給というよりは、将来の日本の核武装の可能性を視野に入れた技術や知見の維持のためなのでしょうか。総理、正直に国民に御説明ください。

ちなみに、フランスのマクロン大統領は、原発なくして核兵器産業なし、核兵器産業なくして原発なしと発言されています。

なお、今日の核分裂技術と将来の核融合技術とは似て非なるものというのが私の認識です。そこで、お尋ねします。

岸田総理、過度な期待は禁物ですが、そもそも核融合技術には、事故やミサイル攻撃等によって放射能が地域社会に拡散するリスクはあるののか、また、高レベル放射性廃棄物の処分の困難性の課題はあるののか、核分裂技術と比較して、それぞれ、総理の御認識を伺います。

再エネの失われた十年。世界に大きく遅れて、二〇一二年、民主党政権下でようやく再エネ買取制度がスタートしました。しかし、その後の十年間で、多くのメガソーラーは地域社会の嫌われ者となり、今や日本だけが失速です。

資源の乏しい国日本、膨大な化石資源の輸入に依存し続ける日本であればこそ、燃料の要らない再エネは、本来であれば日本の救世主であり、日本こそがGXの最大の勝者、受益者になる可能性があったのです。岸田総理、大谷選手のような世界一のプレーヤーになってほしいとは申しませんが、せめて他の先進国並みのことをやってほしいのです。危機感がなさ過ぎるのです。三月二十日のIPCC統合報告書が強調したとおり、知識も手段も資金も既にあるのです。総理、今からでも、御自分の目で見て、御自分の頭で考えていただき、言葉の真の意味で、国の

総力を挙げて再エネの社会実装を加速させませんか。遅れに遅れて、もう時間がないのです。その際、日本には再エネ適地が限られているとか、この十年で再エネ比率は一〇％も増えたなどということと二度と強調しないでいただきたいと思えます。

経済産業省の癖として、夢を追うような研究開発分野、とりわけ原発関係には熱心な一方で、既の実用の段階に入った、つまり、リスクも小さく経済合理性も高い既存技術、省エネも再エネも、それらの社会実装には余り関心を示しません。これは大きな誤りです。日本が遅れる根本原因です。

岸田総理、例えば、住宅の断熱強化や、そして道路脇や線路脇のソーラー発電、営農型発電など、他省庁にまたがる分野にも、もともと本気になって政府が動きませんか。そして、その際に、総理、もつと全国の自治体を本気にさせる支援策を導入し、それぞれの地域で地産地消のエネルギーを作り出すためのソーリングを行い、地域の協同組合や小規模事業者、個人もステークホルダーとして格段に増やすなど、ドイツやデンマークなどの先進事例に学びながら推進すべきではないですか。

鍵は、地域社会との共生です。外からやつてきた事業者がその地域の自然を破壊し、かつ利益を独り占めする再エネなど、地域に歓迎されるはずがありません。

加えて、総理、いかなる発電設備もやがては廃棄物になります。ソーラーパネルのリサイクルを、自動車や家電の事例を参考に、混乱なく進めるための政策を今から着実に進めませんか。設備の寿命が来たときにもう一度ソーラーが嫌われ者になることのないように、総理から御所見を伺います。

コモディティ化している今のソーラー発電産

業には、経済産業省は大きな関心を持つていないと理解しています。今のソーラーの普及拡大では、ある意味、燃料の中東依存からパネルの中国依存へシフトするだけという見方もあります。しかし、来るべき日本発のペロブスカイト技術のソーラーパネルは、まるで下敷きのような薄さで軽さで、素材的にもコスト的にも、今普及しているシリコン系などとは全く別物です。

であれば、岸田総理、ノーベル賞も期待されるこのペロブスカイト技術をベースに、改めて、太陽光発電に関わる物づくりのサプライチェーンを国内で再構築していきませんか。

なお、そのペロブスカイトに必要な不可欠の原料とされるヨウ素は我が国で産出されると聞いています。その我が国における世界のシェアも併せてお知らせください。

発電側が幾ら再エネを増やしても、その電気が消費者に届けられなければ意味がありません。

総理、再エネ発電を無補償で強制的に出力制御させている今の理不尽な制度を今すぐにでもやめませんか。そんなことを続けているから、ますます日本の再エネが魅力を失うのです。

また、今回、政府は、送電網への今後十年間の設備投資を過去十年間の八倍以上の容量に強化するようですが、これも突然で、違和感を覚えます。

岸田総理、そもそも、二〇一〇年代の電力システム改革により、広域的運営推進機関を中心に、分散型エネルギー社会に必要な送電網への設備投資は存分に行えることになったのではなかったのですか。なぜ今頃になって法改正を言い出すのでしょうか。なぜ今から急に八倍なのですか。これもまた失われた十年ではありませんか。

結びに、私たち立憲民主党は、雇用の公正な移行をしっかりと果たしながら、二〇五〇年のカーボンニュートラルという国際公約を達成し、化石

燃料にも原発にも依存しない分散型の自然エネルギー社会をつくり上げていきます。また、食料と並んで、暮らしや産業、そして我が国の安全保障に不可欠のエネルギーの自給率を高め、我が国の産業競争力を強化し、新たな経済成長を目指し、そのための官民の取組を最大限後押ししていく所存です。そのことを最後にお約束し、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣岸田文雄君登壇〕

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 田嶋要議員にお答えいたします。

電力会社における不適切事案や電気料金改定申請、電力システム改革についてお尋ねがありました。

大手電力会社における不適切事案は、電気事業の公正な競争を損ない、電力システム改革の趣旨に反するものであり、極めて遺憾であります。今後、事実関係の究明や再発防止策の検討など、厳正に対応することが重要です。電力システム改革の趣旨徹底に向けて、不正閲覧が起きないように情報システムの物理分離を始め、しっかりとした検証と再発防止策の策定を、経済産業省において、有識者の意見も聞きながら行つてまいります。

電気料金の改定申請については、燃料価格の高騰などを背景としたものであり、電気事業法に基づいて定められた手続や審査ルールに従い、厳格かつ丁寧に審査を行つてまいります。その際、国民の理解を得るため、真に必要な費用のみ織り込まれているか、経営効率化が徹底されているかなど、期限ありきでなく、厳正に審査をしてまいります。

原発依存度低減についてお尋ねがありました。第六次エネルギー基本計画では、原子力について、必要な規模を持続的に活用していくことも

に、原発依存度を可能な限り低減と記載しているところです。二月に閣議決定したGX基本方針においても、エネルギー基本計画を踏まえて原子力を活用していくことを明記しているように、この方針に全く変更はありません。

来年度の骨太の方針や次期エネルギー基本計画の内容については、今後、検討を行つてまいります。

原子力規制委員会の独立性及び電気事業法の改正についてお尋ねがありました。

原子力規制委員会は、令和二年に、原発の利用をどのくらいの期間認めることとするかは、原子力の利用政策の判断にはかならず、原子力規制委員会が意見を述べるべき事柄ではないとの見解を決定いたしました。

これを受けて、今般の制度改正では、これまでの運転期間に係る定めを利用と規制の観点から峻別し、電気事業法と原子炉等規制法の二つに再整理するものであり、原発事故の反省の趣旨を徹底するものであります。安全規制を緩める方向に改悪するとの指摘は当たりません。

新たな高経年化規制では、より高い頻度で、より厳格な審査を行うこととなると考えております。利用政策の観点からの運転期間の判断がどうであろうとも、高い独立性を有する原子力規制委員会が厳格な安全審査を行い、規制基準への適合性が確認できれば、運転は一切認められない大前提に変わりはありません。

なお、原子力規制庁と資源エネルギー庁のやり取りについては、国会や会見での説明、情報公開法にのっとった対応が行われており、今後とも、必要に応じ、所管官庁において適切に対応されるべきものであると考えております。

いずれにせよ、原子力に対する国民の信頼確保が不可欠であり、原子力規制委員会の独立性が重要である、これは言うまでもありません。国民の

皆様に更に御理解いただけるよう、適切に対応してまいります。

発電コストについてお尋ねがありました。

二〇二一年の発電コスト検証結果によると、今後の燃料価格の動向、悪天候時における火力発電による再エネのバックアップコストなども踏まえ、再エネと原子力のどちらが安いと一概に言うのは困難であると承知をしております。

国によるエネルギー分野での支援としては、原子力以外にも、再エネ導入に向けた賦課金、研究開発支援などを講じており、これは、資源の乏しい我が国においてエネルギー安定供給と脱炭素を両立させるために、省エネ、再エネ、原子力などあらゆる選択肢を追求するためのものであり、引き続き、必要な支援を行ってまいります。

原子力政策と安全保障についてお尋ねがありました。

今後お示しした原子力利用の方針は、国民生活や産業の基盤となるエネルギーの安定供給と気候変動問題への対応を両立すべく、脱炭素電源である原子力を含めたあらゆる選択肢を確保すること、これを狙いとしたものであります。

我が国は非核三原則を堅持しており、また、原子力基本法第二条では、原子力利用は平和の目的に限ることが明記されており、一般の方針が我が国の核武装の可能性を視野に入れているということとは全くありません。

核融合についてお尋ねがありました。

核融合炉については、核分裂炉と異なり、燃料の供給や電源が停止することで反応が速やかに停止するとともに、メルトダウンも起こらないことから、核分裂炉に比べて、事故等により多量の放射能が地域社会に拡散するリスクは低いと認識をしております。

また、核融合では高レベル放射性廃棄物は生じないことから、核分裂に比べて処分が容易である

と承知をしております。

再エネの社会実装や省エネの取組の加速についてお尋ねがありました。

再エネ導入に当たっては、様々な制約がある中でも、国民負担を抑制しつつ、地域と共生しながら、二〇三〇年度に再エネ比率三六から三八％という目標の実現に向けて最大限導入していくことが政府の基本方針です。

引き続き、建築物の屋根への太陽光発電の設置促進や、洋上風力発電の導入拡大など、関係省庁がしっかりと連携をし、再エネの最大限導入に向けて取り組めます。

加えて、住宅の断熱強化などの省エネ分野においても、断熱窓への改修などに合計二千八百億円の支援を実施するなど、関係省庁間の連携を強化しています。

また、地方自治体主導の再エネ導入を推進するため、地域脱炭素の推進のための交付金も活用した脱炭素先行地域の創出等を行うほか、地球温暖化対策推進法や農山漁村再エネ法に基づき、再生可能エネルギーを促進する区域の設定、これを後押ししてまいります。

太陽光発電の廃棄とサプライチェーンについてお尋ねがありました。

現在導入されている太陽光パネルについては、二〇三〇年代後半に大量廃棄が見込まれており、計画的に対応を進めることが必要であると考えています。

環境省、経済産業省が中心となり、太陽光パネルの廃棄やリサイクルに関して、制度的措置を含め、検討を行ってまいります。

また、ペロブスカイト太陽電池は、日本発の技術で、軽量で柔軟性を有するという特徴があり、建物の壁面などにも設置可能なものです。また、主要な原料であるヨウ素については、日本が世界第二位となる約三〇％のシェアを有するなど、サ

プライチェーン構築の上でも優位となることが期待をされています。国内サプライチェーンの構築も見据え、グリーンイノベーション基金などを活用し、早期の実用化に取り組んでまいります。

再エネの出力制御と送電網の整備についてお尋ねがありました。

再エネの出力制御は、安定供給のため、電力需給バランスを維持するために行うものであり、火力の最大限制御、揚水発電等による需要創出、他地域への送電などを行ってもなお供給が必要を上回る際に限定的に行うものであります。

可能な限り出力制御を低減するため、蓄電池の導入や地域間連系線の整備などを進めてまいります。

なお、御指摘の、地域間連系線の容量を八倍とすることについては、GX基本方針では、これまで作成した計画に基づき、現在増強に取り組んでいる東京・中部間の周波数変換設備などに、今後計画を策定していく北海道からの海底直流送電なども加え、八倍と掲げたものであり、さらに、資金調達が円滑に可能となる仕組みを本法案により整備し、取組を加速してまいりたいと考えております。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

(国務大臣河野太郎君登壇)

○国務大臣(河野太郎君) 電気料金の値上げと一般の電力会社の不正事案についてお尋ねがありました。

公共料金の改定に当たっては、消費者基本法において、消費者に与える影響を十分に考慮することになっており、一定の重要な案件については、所管省庁が認可等を行うに先立って、所管省庁から消費者庁に協議がなされることとなっております。

現在、電力会社から経済産業省に対して電気の

規制料金の値上げ申請が行われておりますが、消費者に与える影響が極めて大きいことから、消費者の理解と納得を十分に得られるようにすることが重要であると考えております。

こうした中、電力会社によるカルテルの疑いや顧客情報の不正閲覧といった不正事案が立て続けに発覚し、消費者の信頼が損なわれております。

消費者庁としては、まずは、こうした事案が料金へ与える影響の検証、また、これら事案の発生を許してきた体制、仕組みをどう改めていくのか、経済産業省でしっかりと検討していただきたいと考えております。

岸田総理から西村経済産業大臣には、あらゆる経営効率化を織り込み、厳格かつ丁寧な査定による審査を行うよう御指示されているところであり、こうした点についての検討も踏まえ、協議に対応してまいります。(拍手)

(国務大臣西村康稔君登壇)

○国務大臣(西村康稔君) 田嶋議員からの御質問にお答えします。

再エネ賦課金についてお尋ねがありました。再エネ賦課金については、再エネ特措法に基づき、年度の開始前に、経済産業大臣が、再エネ特措法に定められた算定方法のつとりに設定されることとされています。

具体的には、再エネ発電設備で発電された電気の買取り費用から、再エネ電気を卸電力市場に売電した場合に得られる収入を除いた額を、販売電力量で割って得られた額を基礎に定めることとされています。

二〇二三年度の単価については、こうした算定方法のつとりに、ウクライナ情勢に起因する年間を通じた市場価格の実績等を反映した結果、一キロワットアワー当たり一・四〇円と、二〇二二年度から二・〇五円の低下、負担軽減となります。

再エネ賦課金については、今後の再エネ導入状

況や市場価格の推移等によって影響を受けるため、正確に見通すことは困難ですが、引き続き、再エネ特措法にのっとり、厳格に算定してまいります。(拍手)

○議長(細田博之) 浦野靖人君。

〔浦野靖人君登壇〕

○浦野靖人君 日本維新の会の浦野靖人です。

会派を代表して質問いたします。(拍手)

政府は、脱炭素の目標として、二〇三〇年度の温室効果ガス排出について二〇一三年度から四六％削減すること、二〇五〇年までにカーボンニュートラルを目指すことを掲げ、二〇二一年十月に第六次エネルギー基本計画として、二〇三〇年の電源構成比率の目標を設定しています。ここでは脱炭素の電源構成比率は五七から六一％となつていますが、その実現性について、自ら、かなりチャレンジングな目標と明言しています。

一方、二〇二二年六月、岸田総理が出席されたG7ドイツ・エルマウ・サミットのコミットで、電力部門の脱炭素目標に関して、二〇三五年までの完全に、又は大宗が脱炭素化された電力部門という目標に向けた具体的かつ適時の取組を重点的に行うことにコミットすることを各国首脳で確認しました。原文では、完全にはフリー、大宗はブリドミナントリーですが、当時の山口環境大臣は、記者会見で、何割がブリドミナントリーかというのには必ずしも決まった定義はないが、少なくとも半分以上というところでもって、よしと答えています。

環境・エネルギー大臣会合ではブリドミナントリーだけだったものに、首脳コミュニケーションでフリーが追加された経緯を考えれば、少なくとも半分以上でよいという認識は他国とはかけ離れていると思えず、事実、フランスでは現時点で既に脱炭素電源が九一％を占め、ドイツは二〇三五

年に一〇〇％、他の国も八〇％近くにする目標を掲げています。

我が国として、エルマウ・サミットでの合意におけるブリドミナントリーを何割くらいと認識しているのか、環境大臣の言うように電力の半分程度が脱炭素となつていけばよいと総理もお考えなのか、五月の広島サミット議長として明確にお答えください。

再エネを一層拡大するためには、自由な市場を実現するための公正な取引環境が担保されていることが必須です。

しかし、ここ最近、大手電力会社において、事業用電気販売をめぐるカルテル事案、新電力会社顧客情報の不正閲覧、さらには小売部門社員による経済産業省の再エネ発電事業者データベースの不正閲覧といった、電力市場の公正な競争を阻害する重大な違法行為事案が次々と発覚しており、抜本的な電力システム改革は不可避です。

今月二日に開催された内閣府の再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォースでも、不正閲覧は新電力が大手電力の小売部門と競争することを著しく困難にすると指摘し、新電力が不当に撤退を余儀なくされたり電気料金が高騰したりした可能性も否定できないと、罰則の強化などとともに所有権分離を求めました。

元々、二〇一五年の電力改革の際に、発送電分離に関する議論では、電力システム改革専門委員会の報告書で、中立性を実現する最も分かりやすい形態として所有権分離があり得るが、これについては改革の効果を見極め、それが不十分な場合の将来的な検討課題とするとされ、まずは法的分離でスタートしたところですが、今般、この法的分離では公正な競争条件の確保はできないということが明らかになったわけですね。

同様に、発電事業者と売電事業者についても、公正取引委員会が電力自由化の当初より発電分離

の必要性を指摘していましたが、その後、大手電力グループ内において、変動数量契約がグループ内会社間に有利な条件で設定されていたことが明らかになるなど、内外無差別の徹底が課題です。二〇二一年の四月時点で七百六十六社あった新電力の約三割に当たる百九十五社が今月までに契約停止や事業撤退、このうち二十六社が倒産や廃業に追い込まれているとの報道もありますが、燃料費の高騰のみならず、市場の自由化が健全に機能していないことにも一因があるのではないのでしょうか。

発電事業者と送電事業者を法的分離にとどまらず所有権分離していくこと、発電事業者と売電事業者を更に分離していくことが必要と考えますが、総理の見解をお伺いします。

加えて、再発防止の観点から、電力・ガス取引監視等委員会を経産大臣の下に置くのではなく、公取委と同じ三条委員会に格上げすることや、法令に違反した事業者への罰則を強化するなど、市場を適切に監視、統制する仕組みの整備を推進することも重要であると考えますが、総理の認識をお尋ねします。

本法案では、再エネの最大限の導入拡大支援として、再エネ導入に資する系統整備のための環境整備を進めるとしています。しかし、再エネの拡大を阻害している主要要因の解決にはスピード感を感じません。電源のポテンシャルを考慮し、マスタープランに基づき計画的に対応するブッシュ型系統整備を加速すること、系統混雑時に再エネを優先的に接続することを担保する制度を構築することについて、いつまでに、どのレベルまで持っていこうとしているのか、具体的な目標設定について、経産大臣、お答えください。

本法案では、太陽光発電設備の更新や増設を促すための追加投資部分に関わる新制度を導入することとしています。一方で、乱開発等による被害を発生させないための立地規制の強化が求めら

れています。

政府は、認定申請前に、災害の危険性に直接影響を及ぼし得る林地開発許可の取得を求める等の対応を省令で措置するとしています。災害面のみならず、景観などの問題も顕在化しています。認定要件として、事業内容を周辺地域に対して事前周知することを追加することとしています。が、もう一歩踏み込んで、そもそも、景観等への配慮も含めた立地規制の強化を法的に整備していくことが必要と考えますが、総理の認識をお伺いします。

再エネをスピーディーに拡大していくには、太陽光発電や風力、特に洋上風力発電への重点投資を推進することが効果的ですが、GX経済移行債の二十兆円の使途には再生可能エネルギーに関わる項目が含まれていません。二〇二二年八月に成立したアメリカのインフレ抑制法でも、国内の再エネ拡大や生産体制の確立は最重点項目です。なぜGX経済移行債二十兆円の政府支援額の対象に再エネの拡大が入っていないのか、経産大臣にお尋ねします。

これまで再生可能エネルギーの拡大を阻害してきた諸課題への具体的かつ大胆な対応策が必要です。太陽光や陸上風力発電を促進するため、耕作放棄地における農地転用を可能とする農地法改正、地熱発電を促進するための温泉法や自然公園法の規制緩和を速やかに進めていくことが極めて重要と考えますが、総理の見解をお伺いします。

洋上発電の拡大について言えば、政府が進める日本版セントラル方式では、肝腎の漁業権調整段階では国の関与を求めているが、最大のネックとなつています。補償金等に関わるルールを設定した上で、国が主導して漁業権調整段階から関与する、本格的なセントラル方式を導入すべきと考えますが、総理の見解をお伺いします。

今後、太陽光発電を一層促進していく際、中国

への依存度が過度に高まっている太陽光パネルについて、新たなサプライチェーンを迅速に構築していく必要があると考えますが、どのように構築していくと考えか、経産大臣にお尋ねします。

今後政府が進めようとしている既存原発の運転期間の延長や次世代革新炉への建て替えを行うに当たっては、国、地方自治体、事業者の責任を法的に明確化することが不可欠であると考えます。現在も、設置許可等において、実態上は関連自治体の同意を得ながら進めています。法的にはどこにも規定されていません。また、総理大臣の関与もどこにも規定されていません。

設置許可や重大事故発生後最初に変更許可を申請する場合には、関係都道府県知事の同意を必要とすること、関係都道府県知事は関係市町村長の意見を聞かなければならないこと、原子力規制委員会が許可をする場合には内閣総理大臣の同意を得なければならぬことなどの責任を明確化することとともに、許可後は、同意した関係都道府県は円滑な設置、運営に資するように必要な支援を行うように努めることなどを法律で明確に定めることが必要であると考えますが、総理の見解をお伺いします。

幾ら原発の運転期間を延長しても、定期検査や設置許可等において、原子力規制委員会の審査に時間がかかり過ぎては意味がありません。原子力規制委員会は公表している標準処理期間内に審査を終わるように努めなければならないことをきちんと法律で明文化し、手続の合理化や効率化によって審査期間を短縮するよう促すことが必要と考えますが、総理の見解をお尋ねします。

現在も増え続けている核のごみの処理の見通しが立たないまま、国が原発の新増設を行うことは、ツケを将来世代に回すことを意味し、断じて許されません。

これまで高レベル放射性廃棄物の最終処分場の

確定が進んでこなかった理由について、総理の認識をお伺いします。

最終処分場確定を着実に進めるために、まずは、期限を明示した工程表を作成し、加えて、その工程がうまく進まない場合のプランBも同時に準備しておくことが重要です。その上で、その工程が日程どおりに進まない場合は、設置許可や運転期間の延長の認可を認めない仕組みを導入する等、国が責任を持って処分場建設に取り組むための具体的な方策が必要ではないかと考えますが、総理のお考えをお尋ねします。

これまで原発は国策民営で推進され、廃炉費用や損害賠償などについては、第一義的には民間電力会社の責任で対応することが求められてきました。福島第一原子力発電所の事故を受け、求められる安全水準が大きく変化し、新基準への対策のために重い負担が事業者ののしかかっています。こうした流れは、技術の進展に伴い、今後も継続することが予想されます。今後、確実な原子力事業の運営を行うには、民間の責任を有限化することとを検討すべきかと思いますが、総理のお考えをお伺いします。

さらには、今後の廃炉や最終処分場確定も勘案すれば、原子力事業は国有化して、国が責任を持って事業を推進する運営体制とした方がよいのではないかとこの考えもありますが、こうした考えについて、総理の認識をお尋ねします。

最後に、省エネ促進のための施策についてお尋ねします。

二〇二二年六月に改正建築物省エネ法が成立したものの、その内容は二十年も前の基準を義務づけているにすぎず、我が国の住宅、建築物の断熱性能向上に向けた更なる法整備が必要であると考えますが、総理の認識をお尋ねします。

学校などの公共建築で二重窓の設置と天井、壁の断熱改修を行えば、年間暖房消費電力量は約九割、ピーク時暖房出力は七割から八割削減される、あるいは、全国約三千万戸の住宅のうち一千万戸に二重窓の設置という簡易な断熱改修工事を行えば、火力発電所四基分相当の電力ピークの抑制が可能という試算もあります。

令和五年三月三十日 衆議院会議録第十四号

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する浦野靖人君の質疑

り、事業者に対し、景観等への影響を含めて、適切な説明を求めているところです。

また、再エネ特措法の認定については、自治体の定めた景観条例を含む関係法令の遵守を求めている、仮に違反した場合には、本法案で措置するF I T交付金等による支援の一時停止措置なども含めて、厳格に対応してまいります。

再エネ拡大における規制緩和と、洋上風力発電に係る漁業との調整についてお尋ねがありました。

再エネは、重要な国産エネルギー源であり、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら、主力電源として最優先で最大限導入してまいります。御指摘いただいた各種規制については、これまでも規制緩和や運用の見直しに取り組んできたところですが、これに限らず、再エネに関する規制については、引き続き、必要な検討、見直しを行ってまいります。

洋上風力発電については、まず、国が海域における洋上風力発電のポテンシャル調査を行う段階で必要となる漁業者との調整については、国が行っております。さらに、有望な区域として、事業計画の段階では、再エネ海域利用法に基づき、政府と自治体、漁業者等の利害関係者が参加する法定協議会を設置し、地域や漁業との共生策の検討や、そのための基金の設置に向けた調整などを行っております。

このように、国が調査段階から実際の事業段階まで主導的に調整に関与することにより、効率的な案件形成を実現してまいります。

原発利用に関する責任の明確化についてお尋ねがありました。

原発の利用は、地元の理解が重要である一方、各地域の事情は様々であることから、国が一方的、一律に進め方を決めるのではなく、地域ごとに丁寧な相談した上で対応することが必要です。

そのため、知事の同意等を法律で一律に定めることは適当ではないと考えております。

また、原子力施設の安全規制に関しては、高い独立性を有する原子力規制委員会が、あくまで科学的、技術的見地から行うべきものであると考えております。

原子力規制委員会の審査についてお尋ねがありました。

原子力の利用に当たっては、安全確保が大前提であり、安全の追求に妥協は許されません。原発の審査については、高い独立性を有する原子力規制委員会が、科学的、技術的見地から、法に基づき厳格に行っているところです。

その上で、審査に際しては、規制委員会において、できるだけ早い段階で確認事項や論点を提示するといった取組を行うとともに、公開の会合で指摘事項を事業者と双方で確認し、共通理解を得るなど、コミュニケーションの強化を図られているものと承知をしております。

今後とも、原発の審査は、規制委員会において、審査プロセスの改善を図りつつ適切に対応されるものと考えております。

高レベル放射性廃棄物の最終処分場についてお尋ねがありました。

最終処分の確定が進まない要因としては、最終処分事業の必要性に関する理解が広がらず、関心を持つ自治体が限定的なものにとどまっております。このことなどが挙げられると考えております。

最終処分の実現に向け、先行する諸外国では十数程度の関心地域から順次絞り込んでいくように、我が国でも、最初の段階である文献調査の実施地域の拡大が課題と認識をしております。

そのため、有望地点の拡大に向けた活動の強化、自治体における判断のバックアップ、関心自治体への省庁の垣根を越えた支援体制の構築など、具体的方策を進めるべく、最終処分関係閣僚

会議を開催し、最終処分に関する基本方針の改定案を取りまとめました。

基本方針を踏まえて、従来の公募方式と市町村長への調査実施の申入れに加えて、手挙げを待つのではなく、地域に対し政府から調査の検討などを段階的に申し入れるなど、政府として責任を持つて取組を進めてまいります。

原子力事業の運営責任についてお尋ねがありました。

原子力の利用に当たっての様々な課題に国が責任を持つて取り組むという考え方は共有しており、特に、廃炉や使用済燃料の最終処分といった課題については、将来世代に先送りせず、我々の世代で解決に向けて取り組むことが必要です。

先月、最終処分関係閣僚会議を開催し、最終処分に関する基本方針の改定案を取りまとめたところであり、政府一丸となつて、かつ政府の責任において取り組んでまいります。

また、原子力損害賠償制度については、平成三十年の原子力損害賠償法の改正の検討に際し、事業者と国の責任の在り方についても検討し、有限責任とすることには様々な課題があることから、事業者の無限責任を維持することが妥当とされたところです。同法を中心とした枠組みに基づき、被害者に対する賠償が迅速かつ適切になされるよう、責任を持つて対応してまいります。

現段階において原子力事業の国有化が必要とは考えておりませんが、政府として、事業者が安定的に安全対策や廃炉等に関する取組を行うことができるよう、引き続き、事業環境の整備に努めてまいります。

住宅等における省エネ促進についてお尋ねがありました。

新築住宅の省エネ化については、まず、昨年改正した建築物省エネ法において、これまで住宅等

においては義務とされていなかった省エネ基準への適合を二〇二五年度から全面的に義務化することといたしました。また、二〇三〇年度までに、適合すべき省エネ基準自体も強化いたします。

また、既存住宅も含めて住宅の省エネ化が重要な観点から、令和四年度第二次補正予算において、断熱窓への改修や給湯器の高効率化などを支援しているほか、自治体においても、地方創生臨時交付金を活用した省エネ家電買換え支援が実施されています。

こうした省エネ投資を継続的に実施していくべく、支援策の執行状況や効果、低所得者も含めたニーズを精査しながら、引き続き、必要な支援を進めてまいります。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

(国務大臣西村康稔君登壇)
○国務大臣(西村康稔君) 浦野議員からの御質問にお答えいたします。

系統整備や系統利用の制度設計に関する目標設定についてお尋ねがありました。

再エネの大量導入と供給の安定性強化に向けて、地域間の電力融通を円滑化する系統整備を加速することは極めて重要です。地域間を結ぶ系統について、今後十年間程度で、過去十年間と比べて八倍以上の規模の整備に向け、取組を加速してまいります。

また、再エネ等を円滑に系統接続するために、既存系統を効率的に活用するいわゆるノンファーム型接続について、二〇二一年一月より、基幹となる送電線で受付開始をいたしました。今後、二〇二三年四月より、基幹系統より下位のローカル系統でも開始いたします。

また、系統混雑時については、再エネが優先的に基幹となる送電網を利用できるよう、昨年十二

月より、ルールの抜本的見直しを行いました。今後、ローカル系統にも適用してまいります。

こうした取組を通じ、再エネの大量導入を進めてまいります。

GX経済移行債の支援対象についてお尋ねがありました。

GX経済移行債による支援では、排出削減のみならず、経済成長、競争力強化についても重要な要件としており、再エネ分野についても支援の要件を満たしたものは対象になり得ると考えております。

また、既に、二十兆円規模の支援の内訳として、再生可能エネルギーを含む非化石エネルギーの推進に約六兆から八兆円といった見通しもお示しをしております。

再生可能エネルギーの最大限導入については、事業規律の強化を含むFIT、FIP制度の改善などあらゆる手段を講じ、関係省庁とも連携しながら、既存の支援制度も組み合わせ、しっかりと取り組んでまいります。

太陽光パネルのサプライチェーン構築についてお尋ねがありました。

エネルギー安全保障の観点からは、特定国からの供給状況に左右されることなく、より強靱なエネルギー供給構造を実現していくことが重要です。

例えば、軽量で柔軟性を有するペロブスカイトは日本発の技術であり、主な原料であるヨウ素は日本が世界第二位の産出量となっております。

グリーンイノベーション基金を活用しながら、研究開発から社会実装までを切れ目なく支援し、国内のサプライチェーン構築も見据え、ペロブスカイトなどの次世代太陽電池の早期実用化に取り組んでまいります。(拍手)

(議長退席、副議長着席)

○副議長 海江田万里君 中野洋昌君。

(中野洋昌君登壇)

○中野洋昌君 公明党の中野洋昌です。

会派を代表して、ただいま議題となりました脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案につきまして、質問をさせていただきます。(拍手)

我が国は、二〇五〇年カーボンニュートラルを掲げて、気候変動問題という世界共通の課題に対し取組を進めています。産業革命以来の、化石エネルギーを中心とした産業、社会の構造の大転換であり、このGXを実現する中で、同時に、これを日本の経済成長へとつなげていく必要があります。

他方、ロシアによるウクライナ侵略により国際エネルギー市場が混乱し、足下では、エネルギーの安定供給の確保やエネルギー価格高騰への対応が急務であります。

こうした中、現在、政府においては、公明党が訴えてきた、電気代、ガス代を直接値下げする激変緩和対策事業を行っております。加えて、LPガスや特別高圧電力の利用者など、必ずしもこうした支援が行き届いていない方にも対応できるよう、一・二兆円の地方創生臨時交付金を積み増す物価高対策が政府において決定されたところですが、これが実際に現場まで届くよう、政府として最大限の努力をしていただきたい。

あわせて、電気料金改定についても厳正に対応すること、また、今後のエネルギー価格の状況を踏まえ、必要な場合は更なる対策を取ることを併せて求めたいと思いますが、今後のエネルギーに対する物価高対策について、総理の答弁を求めます。

カーボンニュートラル実現のためにも、また、エネルギー価格高騰への対応のためにも、徹底した省エネ支援策を大胆に講じていく必要があります。

特に、家庭分野については、住宅の省エネ性能を高めていく必要があります。現在行っている既存の住宅向けの改修支援についても、継続して行う必要があります。また、企業の省エネについても同様であり、長期的な投資計画が立てられるよう、場当たり的に予算を積むのではなく、予見可能性が高い支援が必要であります。

こうした省エネ支援の抜本的強化について、経済産業大臣の答弁を求めます。

エネルギー需給構造を転換していく上では、再生可能エネルギーの主力電源化は不可欠であります。日本は再エネには地理的に不利な環境にあるとの意見もありますが、だからこそ、政府が丸ごとになって、再エネの最大限導入を図る必要があります。そのために必要な系統整備と出力変動への対応を、政府が前面に立ち対策を進める必要があります。すし、薄くて軽く、壁などにも設置可能なペロブスカイト太陽電池や浮体式洋上風力など、日本が強みを持つ技術を生かし、早期の開発、事業化に向けて、官民一体となった取組を進める必要があると考えます。

公明党としても、昨日、再エネを中心としたエネルギー政策の実現に向け提言を行ったところであり、総理の強力なリーダーシップの下、関係閣僚会議を開き、再エネ、水素等の政府全体での導入拡大を進めていただきたいと思いますが、総理の答弁を求めます。

本法案では、原子力発電の利用についても取り上げられておりますが、国と原子力事業者は、安全神話に陥った東京電力福島第一原子力発電所の事故発生後から、今なお三万人以上の被災者が避難生活を送っている現実を重く受け止め、福島第一原発の廃炉、処理水の対策、風評対策、福島イノベーション・コースト構想の一層の具体化などを通じて福島復興の加速に全力を尽くすべきです。

また、更なる原子力の安全への不断の取組も必要です。東京電力始め電力各社による組織運営の改革及び見直し、自治体の実情を踏まえた避難経路の確保等を含む防災・減災対策の充実、テロ、サイバー攻撃への対策、国際的な安全確保の枠組み強化などを着実に進めるべきと考えます。

また、あくまで今後のエネルギーについては再エネの主力電源化を目指し、可能な限り原発依存度を低減させるという方針を変えるべきではないと考えますが、総理の答弁を求めます。

エネルギー安定供給の確保とカーボンニュートラル実現に向け、既存の原子力発電所の活用という利用政策の観点から、運転期間の在り方について議論がなされてきました。運転期間の上限を設けないという案もありましたが、あくまで現行の四十年プラス二十年という枠組みを維持した上で、運転を停止していた期間のみ、例外的にそのカウントから除外するというのを再度確認したい。

また、原子力規制委員会は、長期の運転停止期間中、コンクリートなどの劣化が進展する一方で、中性子脆化といった事象は劣化の要因として考慮しなくてもよいとの見解を示しています。安全規制の観点からは、今後、高齢化した原子炉が増えていくことから、安全最優先での審査を強化した上で、安全性が証明できなければ、あくまで運転期間は六十年を待たずに停止すべきと考えます。

こうした運転期間の在り方について、総理の答弁を求めます。

原子力をめぐる国民理解の現状を考えると、原子力については、新設や増設ではなく、廃炉が決まった炉のリリースについて、あくまで地元からの強い要望があり、安全性が既存の原発よりも向上する場合に限って、例外的にその可能性を追求していくべきです。

今回のGX基本方針をめぐり、あたかも廃炉が決定した原発の後は全て次世代革新炉にリプレイスされるかのような一部報道もありますが、全ての炉を建て替えるのではなく、あくまで先ほど述べたようなケースに限られるのであり、結果的には原発依存度についても低減していくという認識でよいのか、伺いたい。また、こうした原子力に関する政府の方針については、正確に分かりやすく国民に説明していくべきと考えますが、併せて経済産業大臣の答弁を求めます。

原子力に関する国民の懸念は、安全性の問題に加え、使用済核燃料の処理、処分などのいわゆるバックエンド問題が不透明なことにあります。使用済核燃料再処理工場を早期に竣工することや、高レベル放射性廃棄物の最終処分を含め、バックエンド問題について国が責任を持って対処していく必要があります。

最後に、バックエンド問題を進める上での政府の方針について経済産業大臣の答弁を求め、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

(内閣総理大臣岸田文雄君登壇)

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 中野洋昌議員の御質問にお答えいたします。

エネルギー分野の物価高対策についてお尋ねがありました。

地方臨時交付金については、与党提言を受けて、一・二兆円の追加を閣議決定し、LPGガス支援等についても活用可能な七千億円について、既に各自治体に交付限度額を示しました。今後、自治体や関係団体などに積極的に働きかけ、全国の自治体に、LPGガス使用者や特別高圧で受電する中小企業向けの支援を、この交付金を利用して行っていたらという、しっかりと取り組んでまいります。

また、電気料金の改定申請への対応について

は、申請事業者が、経済産業大臣の指示を受けて、直近の燃料費等で補正をしていると承知しており、引き続き、厳正かつ丁寧な審査を進めてまいります。

世界的な物価高騰は依然として予断を許さない状況であり、日々変化するエネルギー価格や経済の動向を踏まえ、今後も機動的に対応してまいります。

再生エネや水素の導入拡大についてお尋ねがありました。

再生可能エネルギーは、重要な国産エネルギーであり、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら、主力電源として最優先で最大限導入していくことが政府の基本方針です。

そのため、本法案では、系統整備に必要な資金調達を円滑化する仕組みの整備を進め、また、地域と共生した再生エネの導入加速のため、再生エネ特措法に基づく手続において、事業者の規律強化が図られるよう、制度を見直します。

さらに、グリーンイノベーション基金などを活用し、次世代型太陽電池や浮体式洋上風力の技術開発や実証を進めていきます。

水素も、脱炭素化に向けた突破口となる重要なエネルギーです。大規模かつ強靱な水素サプライチェーンの構築に向け、既存燃料との価格差に着目した支援や需要創出につながる供給インフラ整備への支援の検討を進めてまいります。

こうした取組について、閣議決定したGX実現に向けた基本方針も踏まえつつ、来月には再生エネ・水素等関係閣僚会議を開催し、政府一丸となつて強力に推進してまいります。

福島復興についてお尋ねがありました。

本年三月十一日で震災から十二年を迎えました。被災地の方々の絶え間ない御努力により、復興は着実に進んでいる一方で、いまだ避難生活を送られている方もいらつしやるなど、地域によつ

て状況は様々です。

特に、福島復興に向けては、福島第一原発の廃炉・汚染水・処理水対策、風評対策、そして、この四月に設立する福島国際研究教育機構、FIEREを始めとする福島イノベーション・コースト構想の推進、帰還困難区域における避難指示解除に向けた取組の具体化など、本格的な復興、再生に向けて取り組んでまいります。

今後、被災地の皆様の声をしっかりと受け止め、福島の復興なくして東北の復興なし、東北の復興なくして日本の再生なしとの強い決意の下、東日本大震災からの復興に全力を尽くしてまいります。

原子力発電の利用の在り方についてお尋ねがありました。

原子力利用に当たっては、安全性が最優先であることには変わりありません。自然災害や技術的トラブル、テロ等に対しては、高い独立性を有する原子力規制委員会が、世界で最も厳しい水準の新規制基準の下、厳格な規制を行うとともに、万が一の原子力災害に備えて、関係府省が連携をし、避難計画の策定支援や訓練の実施、避難道の整備など、原子力防災体制の充実に取り組んでいきます。その上で、安全規制の充足にとどまることなく、不断の安全向上を目指す組織文化の醸成に取り組んでいくよう、事業者を適切に指導してまいります。

あわせて、国際的な取組として、G7各国とも連携しつつ、ウクライナの原子力安全及び核セキュリティ強化のためのIAEAの取組等を引き続き後押ししてまいります。

また、第六次エネルギー基本計画において、再生可能エネルギーについて、二〇五〇年における主力電源として最優先の原則の下で最大限の導入に取り組むとの方針を示しています。同時に、原子力について、必要な規模を持続的に活用してい

くとともに、再生可能エネルギーの拡大を図る中で、原発依存度を可能な限り低減と記載をしています。こうした方針は、GX基本方針やそれに基づく本法案においても全く変わりはありません。原子力発電所の運転期間についてお尋ねがありました。

運転期間の在り方について、運転期間を最長で六十年に制限するという大きな枠組みは維持することとしつつ、震災以降の法制度の変更など、事業者から見れば他律的な要素によって停止していた期間に限って運転期間のカウントから除外することを認めるといふ、利用の観点からの政策判断を行いました。

その上で、新たな高経年化規制として、原子炉等規制法において、運転開始から三十年を超えて運転しようとする場合には、十年以内ごとに、設備の劣化に関する技術的評価を行う等の安全規制の厳格化に向けた制度を位置づけることとしています。これにより、より高い頻度で、より厳格な審査が行われることになると理解をしています。

御指摘のとおり、利用政策の観点からの判断がどうであろうとも、高い独立性を有する原子力規制委員会によつて最新の知見を反映した規制基準に基づき安全性が確認されなければ、運転は一切認められない仕組みであることは大前提であります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁をさせます。(拍手)

(国務大臣西村康稔君登壇)

○国務大臣(西村康稔君) 中野議員からの御質問にお答えいたします。

省エネ支援についてお尋ねがありました。

足下でエネルギー価格高騰に苦しむ家庭や中小企業がある中、エネルギーコストの抑制につながる省エネは最も効果的な対策です。令和四年度第二次補正予算において、企業の省エネ設備への更

新を支援する省エネ補助金に後年度分も含め約一千六百億円、家庭向けには、断熱窓への改修や高効率給湯器の導入などの住宅省エネ化支援に約二千八百億円を措置いたしました。

今回の補助金を受けて増産投資を計画している企業もあると聞いており、こうした省エネ投資の流れを止めないことが重要です。今後の予算については、執行状況やその効果をしっかりと精査した上で、関係省庁でよく議論し、必要な支援を続けていきたいと考えております。

原子力に関する政府方針についてお尋ねがありました。

原子力については、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していくことに加え、再生可能エネルギーの拡大を図る中で、可能な限り原発依存度を低減することを第六次エネルギー基本計画で明記しており、この方針に変更はありません。

この記載は、再エネの最大限導入を進める中で、震災前の約三割から原発依存度を低減するという趣旨でもあります。今般、廃炉を決定した原発の敷地内での次世代革新炉への建て替えを行っていく方針を示しましたが、廃炉となった全ての炉を建て替えるわけではなく、御地元の御理解が得られたものに限定されることから、第六次エネルギー基本計画の、可能な限り原発依存度を低減との方針と矛盾するものではありません。

こうした原子力に関する政府方針については、国民の皆様幅広い御理解が得られるよう、国会での議論を始め、全国各地で実施する説明会や対話型の意見交換会、全国紙、SNSといった複数のメディアを組み合わせた情報発信など、様々な手段を活用し、分かりやすく丁寧に説明してまいります。

原子力のバックエンド問題についてお尋ねがありました。

令和五年三月三十日 衆議院会議録第十四号

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する中野洋昌君の質疑

今後とも安定的かつ継続的に原子力発電を利用するためには、核燃料サイクルの推進や最終処分など、バックエンド対策は重要な課題であります。高レベル放射性廃棄物の減容化、有害度の低減、資源の有効利用などの観点から、核燃料サイクルを推進することが我が国の基本方針であります。使用済燃料を再処理し、回収したプルトニウムなどを原子力発電所において再利用することともに、再処理に伴い発生する高レベル放射性廃棄物の最終処分の実現を目指しております。

こうした核燃料サイクルの実現に向けて、関係自治体や国際社会の理解を得つつ、六ヶ所再処理工場の竣工に向けた取組など、引き続き着実に進めてまいります。

半世紀以上にわたり原子力を利用し、使用済燃料が既に存在している以上、高レベル放射性廃棄物の最終処分は必ず解決しなければならない重要課題であり、将来世代に負担を先送りしないよう、我々の世代で解決に向けた対策を確実に進めることが必要です。

二月十日の最終処分関係閣僚会議で示した、特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針の改定案のとおり、国が、政府一丸となって、かつ政府の責任で、最終処分に向けて取り組んでまいります。(拍手)

○副議長 海江田万里君 浅野哲君。

(浅野哲君登壇)

○浅野哲君 国民民主党の浅野哲です。

ただいま議題となりましたGX脱炭素電源法案について質問いたします。(拍手)

ロシアのウクライナ侵攻以降、化石資源の調達価格が高騰し、我が国の電気料金は上昇を続けています。国民民主党は、国民生活や国内経済を守るため、再エネ賦課金の徴収停止法案や電気代負担軽減策を早くから主張しました。

しかし、これらはあくまでも電気を買って使うことを前提とした対策です。現在は、家庭で発電した再エネ電気の市場価値の方が購入する電気料金単価よりも低くなっており、電気を自宅で作って、ためて使うことも経済合理的な状況になりつつあります。

再エネの最大限導入を目指すなら、再エネの自家消費を普及策の中心に据えて取り組むべきではありませんか。経済産業大臣に伺います。

本法案は、再エネ導入に資する系統整備を進めるため、計画認定制度の創設や交付金の前倒し、貸付制度創設などを進める内容になっております。しかし、肝腎の再エネ電源が系統のどこにどのくらいの規模で設置されるかは手当てされていません。

政府は、広域系統整備計画の具体化に当たっては、系統内の需給バランスや調整力配置を勘案しながら、再エネの立地誘導による全体最適化を進めるべきではないかと思いますが、経済産業大臣のお考えを伺います。

建設業の時間外労働規制の適用を目前に控え、系統整備や再エネ導入などの現場作業員の働き方改革が急務です。しかし、現場では日中の作業停電が行えず、無停電作業や深夜作業を行わざるを得ない現場もあり、作業上の安全リスクや恒常的な長時間労働などが懸念されている状況にあります。

再エネの導入拡大を図るに当たっては、作業者の安全確保や労働環境の適正化を図る必要があると考えますが、経済産業大臣の御認識を伺います。

本法案では、これまで原子炉等規制法で定められていた発電所の運転期間の上限規定が削除され、電気事業法の中で規定されることとなりました。しかし、規制のための法律で運転上限を定めることと、利用のための法律で運転上限を定める

ことは、そもそもの意味合いが異なるのではないのでしょうか。

運転期間を四十年とした理由をひもといていくと、当初、原子炉設置許可の審査の際に四十年運転を仮定して評価が行われていたことに起因しているようで、科学的評価に基づくものとは認められません。電気事業法で上限を定めるに当たっては、科学的根拠に基づく合理的な内容とすべきです。

政府においてこれまでに原子力発電所の運転期間に応じた機器の不具合発生率や物性的変化などの科学的評価を実施した事実を把握していれば、その内容も含めて御答弁願います。

国内の原子力発電所の長期停止が続く中で、原子力の現場で安全を支えてきた人材、技術、産業基盤の持続可能性が危機に陥っています。

日本原子力産業協会によると、現場作業者の六〇％が運転停止期間の長期化によって技術の維持、伝承ができなさと感じており、そのうち八四％がOJT機会の喪失を挙げています。また、国内企業の中には原子力事業から撤退する企業も出ており、状況は深刻です。

政府は、原子力基本法改正案第二条の三の第一号で、技術や人材、産業基盤の維持強化を国の基本的施策に挙げていますが、具体的にどのような取組を行う考えでしょうか。経済産業大臣に伺います。

国際原子力機関、IAEAによると、二〇五〇年までに全世界で約四百ギガワットの原子力発電所の新規建設が行われ、設備容量は現在の倍になる見通しだそうです。

しかし、現在進行中の新設案件の多くが中国、ロシアに集中しており、今後、世界中の原子力発電所が中国、ロシアの影響下に置かれる可能性があります。他方、我が国の原子力産業はフランスに匹敵する広範なサプライチェーンを有してお

脱炭素社会の実現に向け

り、今後の国際的な新規建設プロジェクトに対する日本の貢献が欧米諸国から期待されています。

岸田総理は、昨年五月に、バイデン大統領と臨んだ日米首脳共同声明の中で、日米の原子力協力の拡大に合意をしました。今後、具体的にどのようなテーマで協力を深めていくのか、また、我が国の原子力技術の国際展開についてのお考えも併せてお聞かせください。

来月十五日にはG7気候・エネルギー・環境大臣会合が札幌で開催され、五月十九日からはG7広島サミットが開催されます。

今や環境問題とエネルギー安全保障、経済安全保障は密接不可分であり、我が国は、欧米諸国とともに、ロシアや中国が世界のエネルギー市場にかける攻勢に対応していかなければなりません。ロシアと中国の連携がかつてなく顕在化する中、これらの会合は、我が国が培ってきた原子力関連技術やエネルギーマネジメント技術、高効率火力発電技術やそれらを培ってきた産業基盤の政治的重要性を伝える絶好の機会でもあります。

それぞれの会合の中で日本のエネルギー関連産業の強みをPRし、国際協力や事業の海外展開につなげていくべきと考えますが、総理大臣及び経済産業大臣、それぞれのお考えをお聞かせください。

以上で私の発言を終わります。御清聴ありがとうございます。ごさいました。(拍手)

〔内閣総理大臣岸田文雄君登壇〕

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 浅野哲議員にお答えいたします。

原子力の国際協力についてお尋ねがありました。昨年五月の日米首脳共同声明では、次世代革新炉の開発、ウラン燃料を含む原子力サプライチェーンの構築について、両国間で協力していくことを確認いたしました。今後とも、協力の深化

に向けて米国としっかり連携をしてまいります。

また、世界では、気候変動対策、そしてエネルギー安全保障、安定供給の実現に向けて、次世代革新炉の開発等の動きも進んでいます。我が国としても、同志国との国際連携の下、我が国原子力技術の強みを生かし、研究開発や強靱なサプライチェーンの構築等に取り組んでまいります。

G7広島サミットでのエネルギー関連技術のPRについてお尋ねがありました。

G7広島サミットにおいては、エネルギー、気候変動、そして世界経済、経済安全保障などといった課題への対応をG7議長国として主導していきたいと考えています。

特に、世界エネルギー危機に直面し、脱炭素への対応も進めていくに当たって、エネルギーをめぐる各国の事情は様々であり、現実的なエネルギー・トランジションが重要となっています。我が国が培ってきた多様なエネルギー関連技術は、その重要な手段となり、供給源の多様化や脱炭素の実現を可能にするものです。G7の各会合を通じて、現実的なエネルギー・トランジションの重要性に関する認識を共有することで、我が国の優れたエネルギー関連産業が海外に展開できるよう、後押しをしてまいりたいと考えております。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

〔国務大臣西村康稔君登壇〕

○国務大臣(西村康稔君) 浅野議員からの御質問にお答えをいたします。

再生可能エネルギーの自家消費による導入拡大についてお尋ねがありました。

再生可能エネルギーについては、地域との共生を前提に、二〇三〇年度三六%から三八%の導入目標の実現に向けて、最大限導入していきます。

御指摘の自家消費の普及拡大については、FIT制度では、十キロワット未満の住宅用太陽光発

電について、自家消費を前提とし、余った電力の売電を行うこととしております。また、十キロワットから五十キロワット未満の小規模な事業用太陽光発電についても、地域に根ざした事業実施の観点から、二〇二〇年度以降、発電量の三割以上の自家消費を原則として、導入支援を行っております。

さらに、建築物に太陽光発電と蓄電池を併せて設置し、自家消費を効果的に行う取組についても、環境省と連携して支援をしてまいります。

再エネの立地誘導による電力ネットワーク全体の最適化についてお尋ねがありました。

再エネの大量導入と供給の安定性強化に向け、電力広域的運営推進機関が、全国大の再エネポテンシャルや需要などを織り込んだ電力系統の中長期的な絵姿を示すマスタープランを策定したところであります。

今後、このマスタープランを踏まえ、再エネポテンシャルの高い北海道から本州に送電する海底直流送電などの地域間連系線の整備の検討を進めていきますが、その際、洋上風力等の導入区域や導入量も踏まえた上で、費用便益評価も行いながら、系統増強等の判断を行います。

また、系統への負担を減らす再エネの自家消費の取組に対する支援など、分散型でのエネルギーの活用や、系統情報の公開等による再エネの立地誘導など、全体最適化を図りながら、再エネの最大限導入を進めてまいります。

再エネ導入拡大に関する事業者の労働安全環境についてお尋ねがありました。

再エネの導入が拡大する中、送配電工事の作業員について、発電事業者の機器の誤操作により作業員の安全が脅かされるケースや、発電事業者の事情での系統接続工事の頻繁な工期変更や日中の作業停電について調整できないことなどによる労働環境の悪化などが発生しております。

このため、今月中に、資源エネルギー庁から発電事業者に対して、適正な工期を確保するため、系統接続の工事に関する計画の調整を十分に行うこと、また、作業停電を日中に行うことについて一般送配電事業者が協力することなど、要請を行うこととしております。

こうした取組の下、まずは発電事業者における改善状況をしっかりと見つつ、改善が見られない場合には更なる対策を検討するなど、電気工事を伴う作業員の安全確保や労働環境の改善が図られるよう、継続的に取り組んでまいります。

原子力技術や人材、産業基盤の維持強化についてお尋ねがありました。

我が国の原子力産業の高度な技術、人材、産業基盤の維持強化は極めて重要な課題であり、将来を見据えた取組を進めていく必要があります。本年三月六日には、関連する企業、団体から成る原子力サプライチェーンプラットフォームを立ち上げ、研究開発や技能実習、技術、技能の継承などをサポートする支援メニューを全国四百社の原子力関連企業に展開しているところであります。

今後とも、サプライチェーンの維持強化に向けた支援をしっかりと進めてまいります。

G7札幌気候・エネルギー・環境大臣会合でのエネルギー関連技術のPRについてお尋ねがありました。

来月のG7札幌気候・エネルギー・環境大臣会合に向けては、足下の課題であるエネルギー安全保障を確保するとともに、脱炭素と経済成長の同時実現を目指すグローバルなグリーン・トランスフォーメーション、GXを進めるための方策について、まさに各国と議論を行っているところであります。

我が国が強みを持つ再エネ、省エネ、エネルギー・マネジメント、原子力、水素、アンモニア、

CCUS、カーボンリサイクルなど、脱炭素に資する技術であり、こうした技術の普及拡大を目指す。G7各国との間で具体的な取組の共有を図ってまいります。関係閣僚を含む関係者が一堂に会するこの機会を捉え、こうした日本のエネルギー関連技術の強みをアピールし、国際協力や事業の海外展開につなげてまいります。(拍手)

〔政府特別補佐人山中伸介君登壇〕

○政府特別補佐人(山中伸介君) 浅野議員から、原子力発電所の運転期間に応じた科学的評価の実施についてお尋ねがありました。

これまでに、原子力規制委員会では、原子力発電所の運転期間の延長認可を行った高浜発電所、一、二号炉、美浜発電所三号炉及び東海第二発電所の高経年化技術評価において、例えば、原子炉容器やコンクリートの強度等の物性値が、運転開始後四十年の時点で運転開始後六十年までの劣化を予測し考慮しても、技術基準を満足するかを確認しています。

原子力規制委員会としては、個別の発電用原子炉の基準適合性審査について、先ほど述べた科学的、技術的な評価を個別の発電用原子炉ごとに行うことが重要であり、御指摘の運転期間を一律に決めることは困難であると考えています。(拍手)

○副議長(海江田万里君) 笠井亮君。

〔笠井亮君登壇〕

○笠井亮君 私は、日本共産党を代表して、電気事業法、原子炉等規制法、再処理法、再エネ特措法、原子力基本法の改正案について、岸田総理に質問します。(拍手)

まず、脱炭素社会に向けた基本姿勢についてです。

国連IPCC第六次統合報告書は、今のペースで温室効果ガスを排出し続ければ、二〇三〇年に排出限度に達すると警告しました。

グテーレス事務総長は、気候の時限爆弾は時を刻んでいると強調し、先進国の指導者に、二〇四〇年にできるだけ近い時期に排出ゼロ達成の約束を前倒しするように求めています。もはや一刻の猶予もありません。総理にはそういう緊迫感がありますか。

破局的な気候危機を打開するためには、削減を、やれるところまでではなく、やり切らなければならぬという姿勢が不可欠です。総理、G7議長国として、二〇三〇年度四六％削減などという低過ぎる目標を引き上げ、二〇五〇年にカーボンニュートラルの期限を大幅に前倒しすべきではありませんか。答弁を求めます。

本法案は、脱炭素やロシアのウクライナ侵略に伴うエネルギー危機を口実に、原発回帰へと大転換するものです。

重大なことは、原子力基本法を改定し、新たに、原子力を利用する国の責務を掲げ、新規建設など将来にわたる原発活用のための法的枠組みをつくらうとしていることです。同時に、原子力事業者の責務として、自主的安全性向上と称して安全対策を事業者任せにすることも看過できません。東京電力福島第一原発事故から十二年、今も収束さえ全く見通せていません。その事故の反省も教訓も投げ捨て、国民の生命と財産、日本の経済と社会を危険にさらす道ではありませんか。

安全神話に陥り福島事故を防げなかったことを真摯に反省としながら、原発を最大限活用することとどこ矛盾したことはありません。

しかも、核のごみの処分は見通しがなく、核燃料サイクルは完全に破綻しました。このことを認めないのですか。

福島事故の反省と教訓に立って、原発ゼロに踏み出すことこそ国の責務ではありませんか。

そもそも、岸田総理も自民党も、原発の依存度を低減する、新增設は想定していないと言っている

ました。

ところが、昨年の参議院選挙後、法令上の根拠もないGX実行会議なるもので、財界、原子力産業界の要求を丸のみにして、原発の最大限活用、運転期間の延長、次世代炉に建て替えを決めたのであります。国会と国民にまともな説明もなく、形だけのパブリックコメント実施と説明会だけで、勝手に決めた結論を押しつけるなど断じて許されません。

福島事故を忘れたのかと、福島県民を始め国民から怒りの声が沸き起こっています。三月四日の日本世論調査会の全国調査では、原発の最大限活用の方針を評価しない、開発、建設推進に反対のいずれも六割を超え、政府は十分説明しているとは思えないが九割にも達しています。総理、丁寧に説明、聞く力などと言いつつ、一切向き合わず、大転換の法案を提出するなど、民主主義をじゅうりんするものにほかなりません。

原発の推進と規制の分離は、福島事故の重要な教訓です。

ところが、本法案は、原子炉等規制法から原発の運転期間制限ルールを切り離し、推進側が所管する電気事業法に移すとしています。事故の教訓を真つ向から踏みこむものではありませんか。

運転期間の原則四十年ルールは、福島原発事故後に、老朽化による設備劣化などを考慮して導入されたものです。経済産業大臣が認めれば、原子力規制委員会の審査などで止まっていた期間を追加できる、そういう新たな仕組みは重大です。六十年超の運転延長を認めれば、原発のリスクを高めることは明らかです。答弁を求めます。

一方で、原子力規制委員会が導入する長期施設管理計画の審査は、電力会社が提出する書類のチェックをするだけです。老朽原発の事故の危険性を減らすことなど不可能ではありませんか。

再生可能エネルギーこそ、エネルギーの安定供給

給と自給率向上に大きな力を発揮します。

日本は、再エネの適地が少ないどころか、潜在量が電力供給量の七倍も存在する再エネ資源大国です。しかも、化石燃料の高騰や円安にもびくともしません。今こそ、地産地消型で地域経済活性化に資する再エネ拡大、送電網の整備に全力を注ぐべきです。答弁を求めます。

福島事故では、今なお多くの人々が避難を強いられています。一たび事故を起こせば、ふるさとを奪い、暮らしの土台、地域産業と文化をも破壊する原発は、人類社会とは共存できないことは明らかです。

原発回帰を撤回し、原発ゼロを決断することを強く強く求め、質問といたします。(拍手)

〔内閣総理大臣岸田文雄君登壇〕

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 笠井亮議員の御質問にお答えいたします。

我が国の温室効果ガス削減目標についてお尋ねがありました。

先日公表されたIPCC報告書では、気候変動について厳しい現状認識と見通しが示されました。気候変動問題は人類共通の待ったなしの課題であると認識をしています。

我が国は、パリ協定の一・五度目標と整合的な形で、二〇五〇年カーボンニュートラルを宣言するとともに、二〇三〇年度の目標として二〇一三年度から四六％削減することを目指し、さらに、五〇％の高みに向け挑戦を続けることとしております。

目標を設定した以上は、あらゆる施策を総動員し、しっかりと目標を実現することが重要であると認識をしております。我が国の目標の在り方については、目標年度や具体的な対策、施策の内容等も含め不断に検討していくこととなりますが、政府として、目標実現のため、地球温暖化対策計画、エネルギー基本計画、さらにはGX基本方針

令和五年三月三十日 衆議院會議録第十四号

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する筈井亮君の質疑 議長長の報告

一六

を閣議決定しており、まずは、これらの方針に沿って政府を挙げて取り組んでまいります。

東京電力福島第一原子力発電所事故の反省と原子力の活用についてお尋ねがありました。

東京電力福島第一原子力発電所事故が起きた反省を踏まえ、いかなる場合もゼロリスクはないとの認識に立ち、世界で最も厳しい水準の新規制基準の策定などの措置を講じてきました。今後とも、高い独立性を有する原子力規制委員会が厳格に規制を行っていくという方針に何ら変わりはありません。事業者の自主的安全性の向上は重要ですが、安全対策を事業者任せにするとの指摘は当たりません。

その上で、ロシアによるウクライナ侵略に伴い、歴史上初の世界エネルギー危機とも言われる状況に直面する中で、エネルギーの安定供給と気候変動問題への対応の両立が重要な国家課題となつていきます。

このようなエネルギー情勢の変化を踏まえれば、国民生活や産業の基盤となるエネルギーを、気候変動問題への対応と両立する形で、将来にわたって安定的に供給する体制を構築すべく、再エネ、原子力を含めたあらゆる選択肢を確保しておくことが重要となります。

こうした中で、GX基本方針においても、一昨年決定した第六次エネルギー基本計画に記載されている、原子力について、原発依存度を可能な限り低減する一方で、必要な規模を持続的に活用していくとの方針は変わっておりません。

原子力のバックエンドについてお尋ねがありました。

原子力を進める上での重要な課題として、我々の世代で最終処分の方針を確実に進めるべく、最終処分関係閣僚会議を開催し、最終処分に関する基本方針の改定案を取りまとめました。

今後、基本方針を踏まえて、従来の公募方式と市町村長への調査実施の申し入れに加え、手挙げを待つのではなく、地域に対し政府から調査の検討を段階的に申し入れるなど、取組を加速してまいります。

核燃料サイクルについても、関係自治体や国際社会の理解を得つつ、六ヶ所再処理工場の竣工に向けた取組やプルサーマルの推進など、政府として、引き続き着実に進めてまいります。

GX基本方針などの決定プロセスについてお尋ねがありました。

原子力の活用を含むGX基本方針の策定に際しては、政権発足以降、首相官邸におけるGX実行会議の開催と並行して、約一年間にわたり、関係省庁の専門家会合を百回以上行うなど、議論を継続して重ねてまいりました。

また、パブリックコメントを受け付け、その結果を受けて必要な修正を行い、本年二月に閣議決定をいたしました。これを踏まえて、GX関連二法案を本国会へ提出したところです。

引き続き、国民の皆様への御理解が深まるよう、国会審議や説明会、意見交換会など、様々な手段で政府の方針を分かりやすく説明してまいります。

原発の運転期間の在り方についてお尋ねがありました。

今般の措置は、原子力規制委員会における議論に沿って、これまでの原発の運転期間に係る定めを利用と規制の観点から峻別し、電気事業法と原子炉等規制法の二つに再整理するものであります。

具体的には、利用政策の観点から、電気事業法において、事業者から見れば他律的な要素によって停止していた期間に限って六十一年の運転期間のカウントから除外することを認めることとしており

ます。

その上で、新たな高経年化規制として、原子炉等規制法において、運転開始から三十年を超えて運転しようとする場合には、十年以内ごとに、設備の劣化に関する技術的評価を行う等の安全規制の厳格化に向けた制度を位置づけております。これにより、より高い頻度で、より厳格な審査が行われることになると考えております。

また、独立性の高い原子力規制委員会が厳格な安全審査を行い、規制基準への適合性が確認できなければ、運転は一切認められない大前提に全く変わりはありません。

再エネの導入拡大と送電網の整備についてお尋ねがありました。

御指摘の再エネの潜在量の推計は国土面積等から機械的に算出したものであり、様々な制約や経済性を考慮する必要があると承知をしております。地域との共生と国民負担の抑制を図りながら、二〇三〇年度に再エネ比率三六から三八%という目標の実現に向けて、建築物や住宅の屋根への太陽光発電の設置促進、洋上風力の導入拡大などを通じて、再エネの導入拡大を着実に進めてまいります。

また、地域間を結ぶ系統についても、今後十年間程度で、過去十年間と比べて八倍以上の規模の整備に向けて取組を加速してまいります。(拍手)

○副議長(海江田万里君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(海江田万里君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時二十九分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣	岸田 文雄君
外務大臣	林 芳正君
経済産業大臣	西村 康稔君
国務大臣	後藤 茂之君
国務大臣	河野 太郎君
国務大臣	木原 誠二君
出席内閣官房副長官及び副大臣	田原 誠二君
出席内閣官房副長官	太田 房江君
出席政府特別補佐人	山崎 伸介君
原子力規制委員会委員長	山中 伸介君

○議長長の報告

(議決通知)

一、去る二十八日、本院は、政治資金適正化委員会委員を次のとおり指名した旨参議院に通知した。

政治資金適正化委員会委員

野々上 尚君	秋山修一郎君
杉田 慶一君	田口 尚文君
岩井 奉信君	

(通知書受領)

一、去る二十八日、参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

令和五年度一般会計予算

令和五年度特別会計予算

令和五年度政府関係機関予算

一、去る二十八日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

地方税法等の一部を改正する法律

地方交付税法等の一部を改正する法律

所得税法等の一部を改正する法律

(報告書受領)

一、去る二十八日、内閣から次の報告書を受領した。

子どもの読書活動の推進に関する法律第八条第三項において準用する同条第二項の規定に基づく子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画の変更の報告

がん対策基本法第十条第八項において準用する同条第五項の規定に基づくがん対策推進基本計画の変更の報告

健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法第九条第八項において準用する同条第五項の規定に基づく循環器病対策推進基本計画の変更の報告

国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十四条第一項において防衛省の職員の人事交流について準用する同法第二十三条第二項の規定に基づく令和四年防衛省と民間企業との間の人事交流に関する報告

一、昨二十九日、会計検査院長森田祐司君から次の報告書を受領した。

会計検査院法第三十条の二の規定に基づく報告書「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業の実施状況等について」

(理事補欠選任)

一、去る二十八日、議院運営委員長において、次のとおり理事の補欠を指名した。

理事 中司 宏君 (理事遠藤敬君去る二十八日理事辞任につきその補欠)

理事 遠藤 敬君 (理事中司宏君去る二十八日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 平井 卓也君

補欠 神田 潤一君

平 将明君

西野 太亮君

神田 潤一君

平井 卓也君

西野 太亮君

平 将明君

法務委員

辞任 岩田 和親君

補欠 中曾根康隆君

岩田 和親君

岩田 和親君

外務委員

辞任 伊藤信太郎君

補欠 務台 俊介君

高木 啓君

本田 太郎君

本田 太郎君

高木 啓君

務台 俊介君

伊藤信太郎君

財務金融委員

辞任 神田 潤一君

補欠 西野 太亮君

塩崎 彰久君

本田 太郎君

津島 淳君

池田 佳隆君

池田 佳隆君

水脈君

本田 太郎君

勝目 康君

勝目 康君

塩崎 彰久君

杉田 水脈君

津島 淳君

西野 太亮君

神田 潤一君

厚生労働委員

辞任 川崎ひでと君

補欠 西野 太亮君

小泉進次郎君

保岡 宏武君

塩崎 彰久君

深澤 陽一君

橋本 岳君

石橋林太郎君

三谷 英弘君

穂坂 泰君

石橋林太郎君

五十嵐 清君

深澤 陽一君

石井 拓君

穂坂 泰君

古川 直季君

農林水産委員

辞任 梅谷 守君

補欠 篠原 孝君

北神 圭朗君

仁木 博文君

篠原 孝君

梅谷 守君

仁木 博文君

北神 圭朗君

経済産業委員

辞任 山岡 達丸君

補欠 鈴木 庸介君

上川 陽子君

深澤 陽一君

山下 貴司君

宮澤 博行君

宮澤 博行君

山口 晋君

鈴木 庸介君

米山 隆一君

深澤 陽一君

上川 陽子君

山口 晋君

山下 貴司君

米山 隆一君

山岡 達丸君

鈴木 庸介君

補欠 塩崎 彰久君

深澤 陽一君

馬淵 澄夫君

山口 晋君

西野 太亮君

米山 隆一君

小林 史明君

下条 みつ君

古川 元久君

古川 元久君

斎藤アレックス君

塩崎 彰久君

西野 太亮君

馬淵 澄夫君

小林 史明君

斎藤アレックス君

下条 みつ君

古川 元久君

古川 元久君

斎藤アレックス君

補欠 塩崎 彰久君

馬淵 澄夫君

西野 太亮君

斎藤アレックス君

下条 みつ君

古川 元久君

古川 元久君

斎藤アレックス君

補欠 塩崎 彰久君

馬淵 澄夫君

西野 太亮君

斎藤アレックス君

下条 みつ君

古川 元久君

古川 元久君

電力の取引における公正な競争の促進に関する法律案(小野泰輔君外二名提出)

一、昨二十九日、議員から提出した議案は次のとおりである。

学校給食法の一部を改正する法律案(菊田真紀子君外九名提出)

(議案付託)

一、去る二十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案(内閣提出第二三三三号) 内閣委員会 付託

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二三三三号) 農林水産委員会 付託

道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律案(内閣提出第二一八号)

国土交通委員会 付託

一、昨二十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

仲裁法の一部を改正する法律案(内閣提出第二一八号)

調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律案(内閣提出第二九二九号) 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇〇号)

以上三件 法務委員会 付託

(議案送付)

一、昨二十九日、予備審査のため次の本院議員提出法案を参議院に送付した。

発電に関する原子力の利用に係る責任を明確化するための改革の推進に関する法律案(小野泰輔君外二名提出)

電力の取引における公正な競争の促進に関する法律案(小野泰輔君外二名提出)

令和五年三月三十日 衆議院会議録第十四号 議長報告

一七

(議案通知書受領)

一、去る二十八日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

令和五年度一般会計予算

令和五年度特別会計予算

令和五年度政府関係機関予算

地方税法等の一部を改正する法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律案

所得税法等の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る二十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

会計検査院法第三十条の三の規定に基づく報告書「東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組状況等に関する会計検査の結果について」に関する質問主意書(原口一博君提出)

岸田内閣における予備費の在り方に関する質問主意書(原口一博君提出)

国庫補助金等により設置造成された基金に関する質問主意書(原口一博君提出)

一、昨二十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

国民の利便性の向上のための行政サービスのDXに関する質問主意書(早稲田ゆき君提出)

少子化と社会保障に関する質問主意書(吉田はるみ君提出)

自転車の公道上での走行ルールに関する質問主意書(吉田はるみ君提出)

コロナ禍とかかりつけ医機能に関する質問主意書(緒方林太郎君提出)

(答弁書受領)

一、去る二十八日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員櫻井周君提出二〇二五年国際博覧会の開催地の地盤問題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員櫻井周君提出大阪・夢洲地区特定複合観光施設の建設予定地の地盤問題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員櫻井周君提出二〇二五年国際博覧会の会場建設に関する質問に対する答弁書

衆議院議員櫻井周君提出大阪・夢洲の土壌汚染対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員櫻井周君提出特定複合観光施設区域の区域整備計画に関する質問に対する答弁書

衆議院議員櫻井周君提出カジノ事業の法的安定性に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山田勝彦君提出日本に在留する外国人のうち仮放免中に亡くなった方々の数に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出「ルフィ」を名乗る人物がかかわる広域強盗事件に行政から流出した情報が悪用された疑いに関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出精神科「滝山病院」での看護師による患者への暴行等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員前原誠司君提出日本学術会議に関する質問に対する答弁書

令和五年三月十六日提出
質問 第二二二号

二〇二五年国際博覧会の開催地の地盤問題に関する質問主意書

提出者 櫻井 周

二〇二五年国際博覧会の開催地の地盤問題に関する質問主意書

二〇二五年国際博覧会の開催地であり、大阪・

夢洲地区特定複合観光施設の建設予定地である夢洲は、浚渫土砂や建設残土、廃棄物等の埋め立てによってつくられた人工島であり、土壌汚染や地盤沈下、液状化の問題が指摘されている。

大阪港周辺には我が国の高度経済成長を支えた重化学工業が立地していた。PCB(ポリ塩化ビフェニル)やダイオキシンが含まれる大阪港の浚渫土砂は、夢洲二区および夢洲三区に埋め立てられた。また、夢洲一区にはダイオキシンやPCBなど有害化学物質が含まれている焼却灰が埋め立てられた。こうした経緯から夢洲の土壌が汚染されていることは明らかであった。したがって、大阪・夢洲地区特定複合観光施設の建設予定地においては、土壌汚染対策、液状化対策、地中埋設物の撤去費用として、大阪市は七百八十八億円を計上した。

大阪湾は沖積層だけでなく洪積層も沈下することとが関西国際空港の建設により明らかになった。大阪府の「液状化の可能性詳細図」によれば、夢洲は液状化指数のPL値が二十以上であり液状化が激しいとされている。このような地盤であれば、高層建築物や地下構造物の建設は困難が予想される。加えて、東日本大震災や阪神淡路大震災では護岸が沈下倒壊など損傷したが、南海トラフ地震が発災すれば夢洲においても同様の損傷が懸念される。

そこで、以下、質問する。

一 国際博覧会の開催地と夢洲地区特定複合観光施設の建設予定地は同じ夢洲であり同じ性質の地盤であるが、国際博覧会の開催地については、土壌汚染対策および液状化対策はどのようなものか。

二 国際博覧会の開催中に南海トラフ地震などの地震が発生した場合には、入場者の安全はどのようにして確保するのか。

三 国際博覧会の建設によって発生する建設残土

は、どこに処分するのか。また、建設残土をどのように処理するのか。
右質問する。

内閣衆質二一第二二号
令和五年三月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄
衆議院議長 細田 博之殿

衆議院議員櫻井周君提出二〇二五年国際博覧会の開催地の地盤問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員櫻井周君提出二〇二五年国際博覧会の開催地の地盤問題に関する質問に対する答弁書

一について

令和七年に開催される国際博覧会(以下「博覧会」という。)に係る土壌汚染対策については、土壌汚染対策法平成十四年法律第五十三号)に基づき、博覧会の会場内で土地の形質の変更をしようとする者等において、特定有害物質の飛散等を防止するために必要な措置が適切に講じられるものと認識している。

また、博覧会の準備及び運営を行う公益社団法人二〇二五年日本国際博覧会協会(以下「博覧会協会」という。)からは、令和四年十一月に実施した地質調査の結果に基づき、博覧会の会場における液状化については、危険度は低く、程度も軽微なものと推定されており、大きな問題はないと考えられるため、現時点において、博覧会に係る液状化対策は不要であると想定していると聞いている。

二について

博覧会協会においては、二〇二五年日本国際博覧会安全対策協議会)を設置し、津波を伴う大地震等の様々な自然災害を想定の上、入場

者の安全を確保するための避難計画、備蓄計画等を含む防災基本計画の策定等に向けて検討を進めていると承知している。

政府としては、国際博覧会推進本部の下に設置した、関係府省庁、大阪府及び大阪市並びに博覧会協会が参画する博覧会の防災対策について議論する分科会において、博覧会協会における検討も踏まえ、入場者の安全を確保するための検討を進めていくこととしている。

三について

博覧会協会からは、博覧会の建設工事に伴い発生する土砂は、原則博覧会の会場内で盛土等に使用し、博覧会の会場外への土砂の搬出は行わないこととすると聞いている。

令和五年三月十六日提出
質問 第二三三号

大阪・夢洲地区特定複合観光施設の建設予定地の地盤問題に関する質問主意書

提出者 櫻井 周

大阪・夢洲地区特定複合観光施設の建設予定地の地盤問題に関する質問主意書

二〇二五年国際博覧会の開催地であり、大阪・夢洲地区特定複合観光施設の建設予定地である夢洲は、浚渫土砂や建設残土、廃棄物等の埋め立てによってつくられた人工島であり、土壌汚染や液状化、地盤沈下の問題が指摘されている。

大阪港周辺には我が国の高度経済成長を支えた重化学工業が立地していた。PCB（ポリ塩化ビフェニル）やダイオキシンが含まれる大阪港の浚渫土砂は、夢洲二区および夢洲三区に埋め立てられた。また、夢洲一区にはダイオキシンやPCBなど有害化学物質が含まれている焼却灰が埋め立てられた。こうした経緯から夢洲の土壌が汚染されていることは明らかであった。したがって、大

阪・夢洲地区特定複合観光施設の建設予定地においては、土壌汚染対策、液状化対策、地中埋設物の撤去費用として、大阪府は七百八十八億円を計上した。

大阪湾は沖積層だけでなく洪積層も沈下するところが関西国際空港の建設により明らかになった。

大阪府の「液状化の可能性詳細図」によれば、夢洲は液状化指数のP-L値が二十以上であり液状化が激しいとされている。このような地盤であれば、高層建築物や地下構造物の建設は困難が予想される。加えて、東日本大震災や阪神淡路大震災では護岸が沈下倒壊など損傷したが、南海トラフ地震が発生すれば夢洲においても同様の損傷が懸念される。

そこで、以下、質問する。
一 夢洲地区特定複合観光施設の建設予定地においては、土壌汚染対策、液状化対策、地中埋設物の撤去として、大阪府は七百八十八億円を計上しているが、区域整備計画を審査する政府としては七百八十八億円で十分と考えているのか。

二 特定複合観光施設区域整備計画に係る認定申請の手引きの要求基準四はIR事業が長期にわたって存続することが前提となっていることから、IR区域の土壌汚染対策、液状化対策および地盤沈下対策にかかる事項は区域整備計画の審査の重要事項と考えるが、政府の見解如何に。

三 大阪府が計上した七百八十八億円には今後発生が予想される地盤沈下の対策費用が含まれていない。夢洲地区特定複合観光施設の建設予定地において、区域整備計画を審査する政府としては、土壌汚染対策、液状化対策、地中埋設物の撤去および地盤沈下対策費用を含めて今後発生する可能性がある地盤整備のために必要な費用（以下「地盤整備費用」という）の総額と、地盤

整備費用についての地元自治体と事業者の負担割合について予め明確にしておくことは区域整備計画の審査の重要事項と考えるが、政府の見解如何に。

四 夢洲地区特定複合観光施設の建設予定地においては、地盤沈下対策が必要と考えるが、区域整備計画を審査する政府としては地元自治体において十分な地盤沈下対策が講じられていると考えているのか。

五 地盤整備費用として大阪府は七百八十八億円を負担することが決定しているが、今後も追加的な地盤整備費用の発生が否定できないという事情のもとで地元自治体と事業者との間で締結された合意文書の開示が住民に対してのみならず地元自治体議会に対しても行われておらず、将来において地元自治体が負担する可能性のある地盤整備費用について住民が合意文書を検証できないという状況について、区域整備計画を審査する政府はどのように考えるか。

六 夢洲地区特定複合観光施設の建設予定地においては、南海トラフ地震など巨大地震対策が必要と考えるが、区域整備計画を審査する政府としては地元自治体において十分な地震対策が講じられていると考えているのか。

七 夢洲地区特定複合観光施設の建設によって建設残土が発生する場合には、区域整備計画を審査する政府としては地元自治体において発生した建設残土をどこにどのように処理することが妥当と考えるのか。

八 区域整備計画を審査する政府としては地元自治体において、高さが百メートルを超える夢洲地区特定複合観光施設の建築物は軟弱地盤である夢洲にどのような工法で建てれば耐震性を十分に確保できると考えるのか。
九 軟弱地盤である夢洲で高層建築物を構築すれば夢洲地区の地盤沈下はさらに進むことになる

のではない。
右質問する。

内閣衆質二二一第二三三号

令和五年三月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 細田 博之殿

衆議院議員櫻井周君提出大阪・夢洲地区特定複合観光施設の建設予定地の地盤問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員櫻井周君提出大阪・夢洲地区特定複合観光施設の建設予定地の地盤問題に関する質問に対する答弁書

一から八までについて

特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号。以下「法」という。）第九条第一項の規定に基づき、令和四年四月二十七日に大阪府から認定の申請があった特定複合観光施設区域の整備に関する計画については、法第五条第一項の規定に基づき定められた「特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針」（令和二年十二月十八日特定複合観光施設区域整備推進本部決定）に基づき国土交通省に設けられた有識者から構成される審査委員会において、土壌汚染や地盤沈下に係る対策、地域における合意形成等を含む多岐にわたる審査項目について審査を行っているところであり、お尋ねについてお答えすることは差し控えたい。

九について

御指摘の「地盤沈下はさらに進むことになる」の意味するところが必ずしも明らかではないが、夢洲のような埋立地において建築物を建築するに当たっては、地盤沈下を抑制するための工法が存在するものと承知している。

令和五年三月十六日提出
質 問 第 二 四 号

二〇二五年国際博覧会の会場建設に関する質
問主意書

提出者 櫻井 周

二〇二五年国際博覧会の会場建設に関する
質問主意書

二〇二五年四月から半年間の開催で計画されて
いる二〇二五年国際博覧会の会場建設について順
次工事の入札が実施されてきた。しかし、開会式
が予定されている大催事場の建設工事を含めて複
数の工事の入札が不調となつてゐる。そこで、以
下、質問する。

一 入札が相次いで不調となつてゐる原因を政府
はどのように分析しているか。

二 入札不調の原因の一つが物価高騰であるなら
ば、工事予算の増額または規模縮小が不可避と
考えるが、政府の方針は如何に。

三 入札不調の原因の一つが軟弱地盤に起因する
工事の難しさであるならば、計画自体の見直し
が必要と考えるが、政府の見解は如何に。

四 会場建設費として計上している千八百五十億
円を増額することはあるか。会場建設費千八百
五十億円の財源のうち六百十七億円は国庫補助
金であるが、政府負担が増額することはある
か。

五 今回建設された施設は国際博覧会の閉会後に
全て取り壊すと承知している。たつた半年で取
り壊すことはもったいないと考えるが、政府の
見解は如何に。
右質問する。

内閣衆質二一一第二四号
令和五年三月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄
衆議院議長 細田 博之殿

衆議院議員櫻井周君提出二〇二五年国際博覧会
の会場建設に関する質問に対し、別紙答弁書を
送付する。

〔別紙〕

衆議院議員櫻井周君提出二〇二五年国際博
覧会の会場建設に関する質問に対する答弁
書

一から三までについて

令和七年に開催される国際博覧会の準備及び
運営を行う公益社団法人二〇二五年日本国際博
覧会協会からは、御指摘の同博覧会に係る複数
の工事の入札の不調及び不発の主な原因につい
ては、独創性やデザイン性を重視した建築であ
るため、工事の難易度が高かつたこと、仕様書
で示した仕様が明確ではなかつたこと等と考え
られると聞いている。

四について

「会場建設費として計上している千八百五十
億円を増額することはあるか」とのお尋ねにつ
いては、令和四年十月七日の参議院本会議にお
いて、岸田内閣総理大臣が「万博会場の工事発
注の事業費千八百五十億円については、物価上
昇リスクを踏まえたものとなつておりますが、
引き続き、価格動向を注視しつつ、しっかりと
した会場が実現できるよう取り組んでまいりま
す」と答弁したとおりである。

なお、「大阪府における二〇二五年国際博覧
会の立候補及び開催申請について（平成二十九
年四月十一日閣議了解）」においては、「会場建設
費については、建設費総額に占める補助対象事
業の割合を三分の二程度とし、残余の部分は民
間資金等により対応するものとする。補助
対象事業の部分については、国と関係地方公共
団体が同率の割合で負担するものとする。」と
しているところである。

五について
政府が令和元年十二月二十七日に博覧会国際

事務局に提出し、令和二年十二月一日に同事務
局から承認を受けた登録申請書においては、
「大阪・関西万博の施設は、原則撤去となる
が、機械設備等再利用が可能なものについては
開催者が譲渡先を探して再利用し、再利用でき
ないものについては素材のリサイクル（再資源
化）を行う」としている。

令和五年三月十六日提出
質 問 第 二 五 号

大阪・夢洲の土壌汚染対策に関する質問主意
書

提出者 櫻井 周

大阪・夢洲の土壌汚染対策に関する質問主
意書

大阪・夢洲地区の特定複合観光施設区域の整備
において、大阪府知事は大阪市長と大阪IR株式
会社とともに当事者として、整備事業を推進する
立場にある。

大阪・夢洲地区特定複合観光施設の建設予定地
である夢洲は、浚渫土砂や建設残土、廃棄物等の
埋め立てによつてつくられた人工島であり、土壌
汚染や液状化、地盤沈下の問題が指摘されてい
る。大阪港周辺には我が国の高度経済成長を支え
た重化学工業が立地していた。PCB（ポリ塩化
ビフェニル）やダイオキシンが含まれる大阪港の
浚渫土砂は、夢洲二区および夢洲三区に埋め立て
られた。また、夢洲一区にはダイオキシンやPC
Bなど有害化学物質が含まれている焼却灰が埋め
立てられた。こうした経緯から夢洲の土壌が汚染
されていることは明らかであった。

一方で、土壌汚染対策法においては、一の都道
府県の区域における土壌汚染対策に係る権限は都
道府県知事にある。したがって、大阪府夢洲地区
の土壌汚染問題については、大阪府知事として土

壌汚染状況について事業者から報告を受け確認す
る立場にある。

そこで、以下、質問する。

一 夢洲地区の土壌汚染問題について、大阪府知
事は、事業実施主体としてチェックされる側
と、土壌汚染対策法に基づいてチェックする側
の両方を兼ねることとなるのか。

二 夢洲地区の土壌汚染問題について、大阪府知
事は、事業実施主体としてチェックされる側
と、土壌汚染対策法に基づいてチェックする側
の両方を兼ねることになれば、大阪府知事の
チェックが甘くなる懸念があるが、政府
の見解は如何に。

三 土壌汚染対策法では、二以上の都道府県の区
域において土壌汚染状況調査を行う場合には都
道府県知事ではなく環境大臣が所掌することと
なつてゐる。都道府県知事が土壌汚染対策に係
る事業実施主体であるときは、環境大臣が土壌
汚染対策についてチェックすることで確実に土
壌汚染対策が実施されるようにすることを提案
するが、政府の見解は如何に。
右質問する。

内閣衆質二一一第二五号
令和五年三月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄
衆議院議長 細田 博之殿

衆議院議員櫻井周君提出大阪・夢洲の土壌汚染
対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付す
る。

〔別紙〕

衆議院議員櫻井周君提出大阪・夢洲の土壌
汚染対策に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「夢洲地区」を含む大阪市における土
壌汚染対策を「土壌汚染対策法」に基づいて

チェックする「権限については、土壤汚染対策法施行令(平成十四年政令第三百三十六号)第十条の規定により、大阪市長が行使することとされているため、お尋ねのように「大阪府知事」が土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。)に基づき「チェックされる側」と「チェックする側」の両方を兼ねることとは生じないと認識している。

三について

法第三条第二項において「二以上の都道府県の区域において土壤汚染状況調査・・・を行う」とする者を指定する場合にあっては環境大臣が・・・するものとする」とされているのは、複数の都道府県において法第二条第二項に規定する土壤汚染状況調査を行うとする者を指定する場合には、都道府県の事務量が增大するおそれがあり、当該事務の負担を低減する観点から国が権限を行使することが適切であるとする考えに基づくものであるが、同調査については、原則として住民に身近で地域の実情に通じた地方公共団体の長が権限を行使することが適切であると考えており、また、仮に同調査の結果を報告すべき者が報告を受ける者を兼ねることになる場合においても、当該調査が土地の所有者等によつて行われるのではなく、環境大臣又は都道府県知事が土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令(平成十四年環境省令第二十三号)第二条に規定する基準に基づいて指定する指定調査機関によつて土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三条から第十五条までに規定する方法により実施されるときに、当該所有者等による土壤汚染対策が当該調査の結果に基づいて実施されることから、「確実に土壤汚染対策が実施される」ことになるものと考えている。

令和五年三月十六日提出
質問 第二六号

特定複合観光施設区域の区域整備計画に関する質問主意書

提出者 櫻井 周

特定複合観光施設区域の区域整備計画に関する質問主意書

大阪府および長崎県が二〇二二年四月に国土交通省に提出した区域整備計画は、現在、国土交通省において審査中と承知している。

一 区域整備計画の審査が始まってから一年近くになるが、審査が長期間に及んでいる原因は何か。

二 特定複合観光施設区域整備計画に係る認定申請の手引きの要求基準四では、IR区域の土地の使用の権原・IR施設の設置根拠についての妥当性を確認するために、収支計画及び資金計画の提出を求めている。区域整備計画の認定申請から一年近く経つて物価高など社会経済状況が大きく変化し、区域整備計画にかかる建設費が高騰している。したがって、提出された収支計画と資金計画は実態とは乖離してしまっているところ、政府は、申請した大阪府と長崎県に収支計画と資金計画の修正の機会を与えるつもりはあるのか。

三 特定複合観光施設区域整備計画に係る認定申請の手引きの要求基準六では、地域における合意形成の手続として、「住民の意見を反映するために必要な措置(一)地域における合意形成の手続が適切に行われたものでなければならぬ」との記載がある。すなわち、住民が的確な意見を持つため、また合意形成のためには、区域整備計画に関する行政文書は全て開示される必要があると考えるが、政府の見解は如何に。

四 大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備等

基本協定書第十四条に基づく大阪府、大阪市及び大阪IR株式会社の基本合意の別紙一乃至五について、住民からの情報公開請求にもかかわらず、大阪市は公開しないことを決定したことは、特定複合観光施設区域整備計画に係る認定申請の手引きの要求基準六を満たさないと考えるが、政府の見解は如何に。

つ丁寧に進めていることから、現時点においても当該審査は継続しているところである。

二及び四について

本件区域整備計画については、審査委員会において審査を行っているところであり、お尋ねについてお答えすることは差し控えたい。

内閣衆質二二一第二六号

令和五年三月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 細田 博之殿

衆議院議員櫻井周君提出特定複合観光施設区域の区域整備計画に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員櫻井周君提出特定複合観光施設区域の区域整備計画に関する質問に対する

答弁書

一について

特定複合観光施設区域整備法(平成三十年法律第八十号。以下「法」という。)第九条第一項の規定に基づき、令和四年四月二十七日に大阪府及び長崎県のそれぞれから認定の申請があった特定複合観光施設区域の整備に関する計画(以下「本件区域整備計画」という。)については、法第五条第一項の規定に基づき定められた「特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針(令和二年十二月十八日特定複合観光施設区域整備推進本部決定。以下「基本方針」という。)」に基づき国土交通省に設けられた有識者から構成される審査委員会(以下単に「審査委員会」という。)において、審査を行っているところであるが、当該審査については、多岐にわたる審査項目について、期限を設けることなく、慎重か

令和五年三月十六日提出
質問 第二七号

カジノ事業の法的安定性に関する質問主意書

提出者 櫻井 周

カジノ事業の法的安定性に関する質問主意書

我が国においてカジノなどを含め賭博は刑法第百八十五条および第百八十六条によつて禁止されている。IR整備法に基づいて申請された区域においてカジノは例外的に開帳できることとなった。

一 知事が交代するなどして府または県(以下、「府等」)の方針が変更となった場合には、府県議会の議決による承認を得られれば、カジノは廃止することができるのか。

二 府等の方針変更によつてカジノを廃止することとなった場合には、カジノ事業者は府等に対して損害賠償を請求できるか。

三 国において内閣交代などによつてIR整備法

を廃止し、カジノ事業を継続できなくなった場合には、事業者は国に対して損害賠償を請求することができる。

四 区域整備計画の認定を更新することができず、カジノ事業を継続できなくなった場合のリスクはカジノ事業者が負うのか。

五 区域整備計画の認定審査にかかる基準は今後、改訂されることがあるのか。基準が改訂されれば、区域整備計画の認定の更新においては、改訂された基準が適用されることになるのか。

六 区域整備計画の認定審査の基準が改訂されたことよって、改訂前の基準では適合していたにもかかわらず改訂後の基準は適合せず、認定を更新できなかった場合には、事業者は国に対して損害賠償を請求できるか。その損害賠償請求にあたっては、国家と投資家の間の紛争解決（ISDS）手続きに基づいて行われることができるのか。

七 カジノ事業者がカジノの免許が更新できず、カジノ事業を廃止することとなった場合のリスクはカジノ事業者が負うのか。

八 カジノ免許の審査基準は今後、改訂されることがあるのか。基準が改訂されれば、カジノ免許の更新においては、改訂された基準が適用されることになるのか。

九 カジノ免許の審査基準が改訂されたことよって、改訂前の基準では適合していたにもかかわらず改訂後の基準は適合せず、カジノ免許を更新できなかった場合には、事業者は国に対して損害賠償を請求できるか。その損害賠償請求にあたっては、国家と投資家の間の紛争解決（ISDS）手続きに基づいて行われることができるのか。右質問する。

内閣衆質二一第二七号
令和五年三月二十八日

衆議院議長 細田 博之殿 岸田 文雄

衆議院議員櫻井周君提出カジノ事業の法的安定性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員櫻井周君提出カジノ事業の法的安定性に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「方針が変更」及び「府県議会の議決による承認を得られれば、カジノは廃止することができる」との意味するところが必ずしも明らかではないが、認定都道府県等（特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号。以下「法」という。）第十条第二項に規定する認定都道府県等）をいう。以下同じ。が、例えば、法第三十五条第一項第二号の規定に基づき、区域整備計画（法第九条第一項に規定する区域整備計画をいう。以下同じ。）の認定の取消しを申請し、法第三十五条第一項の規定により当該認定が取り消された場合には、法第五十条第一号の規定に基づき法第三十九条の免許は失効し、当該免許を受けていた設置運営事業者（法第二条第四項に規定する設置運営事業者をいう。）は、カジノ事業（法第二条第八項に規定するカジノ事業をいう。以下同じ。）を行うことができないこととなる。

二について

お尋ねについては、御指摘の「府等の方針変更によつてカジノを廃止することとなった場合」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、また、個別具体的な事情により判断されるものであり、一概にお答えすることは困難である。

なお、法第十三条第一項第二号において、認定都道府県等と認定設置運営事業者等（法第十条第二項に規定する認定設置運営事業者等をいう。以下同じ。）とが締結する実施協定（以下単に「実施協定」という。）の内容としても、「設置運営事業者等の継続が困難となった場合における措置に関する事項」を規定し、法第五条第一項の規定に基づき定められた「特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針（令和二年十二月十八日特定複合観光施設区域整備推進本部決定。以下「基本方針」という。）において、当該事項について「IR事業の廃止に伴つて生ずる費用又は損害について、都道府県等とIR事業者との間における帰責事由の有無や程度に応じた負担関係を、具体的かつ明確に規定しておくことが求められる」としており、カジノ事業の廃止に伴い認定設置運営事業者等において何らかの損害が生じた場合は、実施協定等を踏まえた対応がなされるものと承知している。

三について

お尋ねについては、御指摘の「内閣交代などによつてIR整備法を廃止し、カジノ事業を継続できなくなった場合」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、また、個別具体的な事情により判断されるものであり、一概にお答えすることは困難である。

四について

お尋ねの「カジノ事業を継続できなくなった場合のリスクはカジノ事業者が負う」との意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。

なお、区域整備計画の認定については、法第十条第一項及び第六項においてその有効期間が定められているところ、二について述べたとおり、法第十三条第一項第二号において、実施協定の内容としても、「設置運営事業者等の継続

が困難となった場合における措置に関する事項」を規定し、基本方針において、当該事項について「IR事業の廃止に伴つて生ずる費用又は損害について、都道府県等とIR事業者との間における帰責事由の有無や程度に応じた負担関係を、具体的かつ明確に規定しておくことが求められる」としており、法第十条第二項の規定による区域整備計画の認定の更新を受けることができず、カジノ事業の廃止に伴い認定設置運営事業者等において何らかの損害が生じた場合は、実施協定等を踏まえた対応がなされるものと承知している。

五について

基本方針において定められた区域整備計画の認定に係る審査の基準（以下「認定審査基準」という。）については、今後、必要に応じて改正される可能性は否定されない。

また、一般論として申し上げれば、認定審査基準が改正された後の法第十条第二項の規定による区域整備計画の認定の更新の可否については、所要の経過措置が講じられた場合を除き、改正後の認定審査基準に基づいて判断されることとなる。

六について

「事業者は国に対して損害賠償を請求できるか」及び「その損害賠償請求にあたっては、国家と投資家の間の紛争解決（ISDS）手続きに基づいて行われることがあるのか」とのお尋ねについては、個別具体的な事情により判断されるものであり、一概にお答えすることは困難である。

なお、認定審査基準の改正は、法第五条第五項に規定する基本方針の変更に該当することから、仮にこれを行う場合には、同項において準用する同条第三項の規定に基づく関係行政機関の長との協議を経るとともに、国内法令及び国

七について

八について

また、一般論として申し上げれば、当該基準

九について

1

日本に在留する外国人のうち仮放免中に亡く

提出者 山田 勝彦

法務省へ、日本に在留する外国人のうち仮

仮放免中の方々に対して、出入国管理センター

つまり、各センターからその状況を集計すれ

仮放免中の外国人は、適正な医療を受けられる

なぜ、仮放免中に亡くなった方々の数のデータ

右質問する。

令和五年三月二十八日

衆議院議長 細田 博之殿

〔別紙〕

数に関する質問に対する答弁書

「川下」を名乗る人物

提出者 長妻 昭

事件に行政から流出した情報が悪用された

「ルフィ」を名乗る人物がかかわる広域強盗事件

報道によると行政が持っている、個人の固定資

「ルフィ」を名乗る人物がかかわる

はその疑いのあるケースを把握しているか、該当

情報が悪用されたか否かを徹底検証

行政機関から流出した個人情報

これまで日本年金機構から個人情報流出した

これまで国税庁から個人情報が出たケース

行政機関から個人情報流出しないようにする

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議員長妻昭君提出「ルフィ」を名乗る人物

別紙

お尋ねの「これらの却

「二ルフィ」を名乗る人物がかわる広域強盗事

はその疑いのあるケースを把握しているか、該当

だきたいと考えるが、いかがか」とのお尋ねにつ

いては、捜査中の事件に関わることであるため、お答えを差し控えたい。

お尋ねの「行政機関から流出した個人情報のうち、犯罪に使われた又は犯罪に使われたことが疑われるケース」の具体的に意味するところが明らかではないため、「何件あるのか、行政機関ごとに件数と事例をお示し願いたい。また、誰がどのような目的で情報を漏らしたのかもケースごとにお示し願いたい」とのお尋ねについてお答えすることは困難である。

お尋ねの「日本年金機構から個人情報流出したケース」及び「国税庁から個人情報流出したケース」としては、例えば、個人情報記載された文書の誤交付により個人情報漏えいした例がある。また、お尋ねの「その流出した情報が犯罪に使われた疑いがあるもの」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

お尋ねの「これまで講じられた防止策、今後、講じようとする防止策」については、個人情報保護委員会において、個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）第百五十三条の規定による行政機関等における個人情報等の取扱いに関する事務の実施状況についての実地調査、法第百五十四条の規定による行政機関の長等に対する指導及び助言等により、法第五章の規定の円滑な運用を確保することとされており、また、令和五年四月一日以降、新たに、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）第五十一条の規定による改正後の法（以下「新法」という。）第二条第十一項第二号に規定する地方公共団体の機関及び同項第四号に規定する地方独立行政法人についても、新法第五章の規定が適用されることを踏まえ、引き続き、法を適切に運用し、個人情報の漏えい等を未然に防止してまいりたい。

令和五年三月十六日提出
質問 第三〇号

精神科 滝山病院での看護師による患者への暴行等に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

精神科「滝山病院」での看護師による患者への暴行等に関する質問主意書

私立の精神科「滝山病院」（東京都八王子市）で看護師が、患者への暴行容疑で逮捕・略式起訴されているが、その把握が遅れた責任を内閣は感じているか。

都道府県による立ち入り検査は予告されるため、暴行や虐待に対する隠ぺい工作が行われた可能性がある。このことを内閣は把握しているか。

内閣は、本病院に対して東京都は抜き打ちで立ち入り検査をすべきだったと考えているのか。また、場合によって立ち入り検査は抜き打ちですべきと考えるがいかがか、内閣の見解を問う。

本病院の、いわゆる死亡退院率はどのくらいと把握しているか。暴行や虐待と死亡の因果関係が確認または疑われたケースを内閣は把握しているか。

本病院に限らず、これまで精神科病院における患者の死亡事案について、死亡と暴行・虐待等の因果関係が明らかになっているケースがあるのか、内閣が把握している事例をすべてお示し願いたい。

精神科病院における暴行や虐待等の防止策のうち、これまで講じられたものと、今後、講じる予定のものを具体的にお示し願いたい。
このような事件が二度と起こらないようにするための内閣の決意をお教え願いたい。
右質問する。

内閣衆質二一第三〇号
令和五年三月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 細田 博之殿

衆議院議員長妻昭君提出精神科「滝山病院」での看護師による患者への暴行等に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出精神科「滝山病院」での看護師による患者への暴行等に関する質問に対する答弁書

「私立の精神科「滝山病院」（東京都八王子市）で看護師が、患者への暴行容疑で逮捕・略式起訴された。本病院では暴行や虐待は数多くあったといわれているが、その把握が遅れた責任を内閣は感じているか」、「都道府県による立ち入り検査は予告されるため、暴行や虐待に対する隠ぺい工作が行われた可能性はある。このことを内閣は把握しているか」及び「内閣は、本病院に対して東京都は抜き打ちで立ち入り検査をすべきだったと考えているのか。また、場合によって立ち入り検査は抜き打ちですべきと考えるがいかがか、内閣の見解を問う」とのお尋ねについては、「精神科病院に対する指導監督等の徹底について」（平成十年三月三日付け障第百十三号・健政発第百三十二号・医薬発第百七十六号・社援第百九十一号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、健康政策局長、医薬安全局長及び社会・援護局長連名通知。以下「指導監督通知」という。）において示しているのとおり、「法令上適正を欠く等の疑いのある精神科病院に對する実地指導については、まずは都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）において適切に行われるべきものと考えており、また、指導監督通知において、「入院中の者に対する虐待が強く疑われる緊急性が高い場合等については予告期間なしに」実地指導を実施することができると

とを明示し、その周知徹底を図っており、実地指導の方法等については、都道府県等において適切に判断されるべきものと考えているところ、御指摘の「暴行や虐待に対する隠ぺい工作」の意味するところが必ずしも明らかではないが、「滝山病院」については、現在、東京都において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号。以下「精神保健福祉法」という。）第三十八条の六の規定に基づく報告徴収等が行われており、政府としては、同都と連携を図りつつ、実態把握に努めてまいりたい。

「本病院の、いわゆる死亡退院率はどのくらいと把握しているか」とのお尋ねについては、「いわゆる死亡退院率」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、政府としては、精神科病院ごとの入院患者の死亡者数について把握していない。

「本病院」について「暴行や虐待と死亡の因果関係が確認または疑われたケースを内閣は把握しているか」及び「本病院に限らず、これまで精神科病院における患者の死亡事案について、死亡と暴行・虐待等の因果関係が明らかになっているケースがあるのか、内閣が把握している事例をすべてお示し願いたい」とのお尋ねについては、精神保健福祉に係る関係文書が保存されている期間について確認した限りにおいて、精神科病院の入院患者の死亡者の具体的な死亡の原因について政府として把握しておらず、お尋ねの「ケース」の有無についてお答えすることは困難である。

「精神科病院における暴行や虐待等の防止策のうち、これまで講じられたものと、今後、講じる予定のものを具体的に示し願いたい」と及び「このような事件が二度と起こらないようにするための内閣の決意をお教え願いたい」とのお尋ねについては、「精神科病院における暴行や虐待等の防止策」について、政府としては、精神科病院に対する指導監督が適切に行われることが重要であると

の認識の下、平成十年には指導監督通知を发出し、都道府県等に対し、精神科病院への指導監督等を徹底するよう求め、令和三年には指導監督通知を改正し、「入院中の者に対する虐待が強く疑われる緊急性が高い場合等については予告期間なしに」実地指導を実施できることを明確化するなどの対策を講じてきたところ、今後は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第百四号)による改正により、精神保健福祉法において、精神科病院の管理者は、当該精神科病院において医療を受ける精神障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする等の精神科病院における虐待の防止に関する規定が設けられたところであり、当該規定の適切な運用が図られるよう、令和六年四月一日に予定されている当該規定の施行に向けて検討を進め、指導監督の適切な実施と併せ、精神科病院における虐待の防止のための取組を推進してまいりたい。

令和五年三月十六日提出
質問 第三一 号

日本学術会議に関する質問主意書

提出者 前原 誠司

日本学術会議に関する質問主意書

日本学術会議の機能が十分発揮されていないとの指摘を受けて、これまで、日本学術会議や総合科学技術・イノベーション会議有識者議員懇談会において、日本学術会議の在り方についての議論が行われてきた。政府は、令和四年十二月、日本学術会議を引き続き国の機関とした上で、活動・運営の透明性向上を図ることを内容とする「日本学術会議の在り方についての方針」(以下、「政府方針」という。)を公表した。今後、政府方針に基づき、日本学術会議法改正案が通常国会に提出されることとなっている。一方、日本学術会議は、日本学術会議の独立性を侵害しかねないとして、

政府方針の再考を求める声明(内閣府「日本学術会議の在り方についての方針」(令和四年十二月六日)について再考を求めます。以下、「学術会議声明」という。)を发出した。これらを踏まえ、以下質問する。

一 政府方針においては、日本学術会議による科学的助言について、政府等との問題意識・時間軸等の共有等が、高い透明性・客観性の下で適切かつ確実に行われるよう措置するとされている。

1 政府方針における「政府等との問題意識・時間軸等の共有」とは、具体的にどのようなことを指しているのか。また、政府等との問題意識・時間軸等の共有に関して、これまでどのような課題があったと認識しているのか。

2 日本学術会議と政府等との間で、問題意識・時間軸等の共有ができない場合があることについて、政府はどのように認識しているか。また、アカデミアには、政府と異なる問題意識や時間軸をもつて独立に科学的視点を提供し、課題を提起する役割があるとの指摘もあるが、政府の見解を伺う。

二 学術会議声明によると、日本学術会議は、令和三年四月の総会において「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」を決定し、科学的助言活動の在り方や会員選考プロセスの見直しを始めとした一連の取組を着実に進めてきたとしている。一方、政府は「日本学術会議の在り方について(具体化検討案)」(令和四年十二月二十一日内閣府総合政策推進室)において、日本学術会議の意見も聴きつつ、法制化に向けて必要な検討・作業を進めるとしている。

1 日本学術会議による一連の取組の政府としての受け止め如何。

2 政府は、法制化に向けた日本学術会議との対話が十分なものであると考えているか。

3 令和五年二月十六日、内閣府は日本学術会

議に対し日本学術会議法改正案の概要を説明したが、梶田日本学術会議会長は、学術会議声明を真摯に受け止めて検討されたとは判断できず、懸念が深まったと述べた。政府は、日本学術会議の理解が得られない場合、日本学術会議法改正案の提出を見直すこともあり得るのか。

三 井上科学技術政策担当大臣(当時)は、令和三年五月二十日の第一回日本学術会議の在り方に関する政策討議において、「学術会議の在り方を考える」ということは、科学技術・イノベーション政策とアカデミアの在り方を考えることでもあり」と述べている。

1 政府の考える科学技術・イノベーション政策とアカデミアの在り方とは何か。

2 日本学術会議、総合科学技術・イノベーション会議及び審議会について、それぞれの役割及び政府との関係性の違いをどのように認識しているか。また、今後、政府は日本学術会議とどのように協働を図っていくのか。

右質問する。

内閣衆質二一第一一 号

令和五年三月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 細田 博之殿

衆議院議員前原誠司君提出日本学術会議に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員前原誠司君提出日本学術会議に関する質問に対する答弁書

一 について

お尋ねの「政府等との問題意識・時間軸等の共有」については、令和五年一月二十六日の参議院本会議において、岸田内閣総理大臣が「学術会議には、中長期的で俯瞰的かつ分野横断的な課題に関し、広く社会と問題意識や時間軸等を共有しつつ、時宜を得た質の高い科学的助言

を行うことが期待をされています。ここでの問題意識等の共有とは、政府等との結論の共有を求めるものではありません。学術的観点に立つて、政府とは異なる立場から科学的知見を提供していただくことはもとより重要です。一方で、学術会議が政府等への科学的助言を公務として行うことを役割とし、国費が投入される機関である以上は、受け手側の問題意識、あるいは時間軸や現実存在する様々な制約等を十分に踏まえながら審議等を行っていただく必要があると考えております。」と答弁したとおりである。

日本学術会議においては、これまでこのような審議等が行われてきたところではあるが、近年の我が国及び国際社会の課題により的確に対応した活動を推進するため、政府等との間でより一層緊密な意思疎通が行われる必要があると考えている。

なお、お尋ねの「日本学術会議と政府等との間で、問題意識・時間軸等の共有ができない場合」及び「アカデミアには、政府と異なる問題意識や時間軸をもつて独立に科学的視点を提供し、課題を提起する役割があるとの指摘」の具体的な意味するところが必ずしも明らかではないため、これらの点についてお答えすることは困難である。

二 について

日本学術会議においては、「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」(令和三年四月二十二日日本学術会議)を発表し、これを踏まえた取組を進めているものと承知している。

日本学術会議法(昭和二十三年法律第二百一十一号)の改正の検討に当たっては、これらの取組の状況を踏まえるとともに、検討している改正の内容等について日本学術会議に対して丁寧に説明し、その意見を考慮しつつ作業を進めてきたところである。引き続き、日本学術会議と十分に意思疎通を行いながら、同法の一部を改

正する法律案の今国会への提出に向けて必要な作業を進めてまいりたい。

三の1について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないため、具体的にお答えすることは困難であるが、御指摘の発言は、令和三年五月二十日の第一回日本学術会議の在り方に関する政策討議において、井上内閣府特命担当大臣(科学技術政策)(当時)が、「学術会議の在り方を考えるということは、科学技術・イノベーション政策とアカデミアの在り方を考えることでもあります。学術会議が国民に期待され、その役割をしっかりと果たしていくための改革について議論が深まることを期待しております。そして、それらを踏まえて最終的には政府としての方針を責任を持ってしっかりと示してまいります。」と述べたものである。

三の2について

お尋ねの「日本学術会議、総合科学技術・イノベーション会議及び審議会について、それぞれの役割の違いについては、それぞれ日本学術会議法第二条、内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第二十六条第一項及び国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条等に規定されているとおりである。

お尋ねの「政府との関係性の違い」については、その意味するところが必ずしも明らかではないが、日本学術会議、総合科学技術・イノベーション会議及び審議会の組織及び運営の方法並びにこれらに関する関係大臣の権限等は、日本学術会議法、内閣府設置法、国家行政組織法その他の関係法令に定められているとおりである。

「日本学術会議とどのように協働を図っていくのか」とお尋ねについては、その趣旨が必ずしも明らかではないため、具体的にお答えすることは困難であるが、内閣府としては、「日本学術会議の在り方についての方針」(令和四年

十二月六日内閣府)において示したとおり、「グローバル社会が直面している地球規模の課題や新興技術と社会との関係に関する課題など、政策立案に科学的な知見を取り入れていく必要性はこれまで以上に高まってきており、政策判断を担う政府等に対して科学的知見を提供することが期待されている日本学術会議には、政府等と問題意識や時間軸等を共有しつつ、中長期的・俯瞰的分野横断的な課題に関する質の高い科学的助言を適時適切に発出することが求められている。また、世界が直面する重要課題等に政府等と日本学術会議が連携を深めながら取り組んでいくことが、「科学技術立国」の実現や我が国の国際社会におけるプレゼンスの向上等のためには不可欠である。」と認識している。

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案

右国会に提出する。

令和五年二月十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条―第五条)

第二章 脱炭素成長型経済構造移行推進戦略(第六条)

第三章 脱炭素成長型経済構造移行債(第七

条―第十条)

第四章 化石燃料賦課金及び特定事業者負担金

第一節 化石燃料賦課金(第十一条―第十四

条)

第二節 特定事業者負担金(第十五条―第十

九条)

第五章 脱炭素成長型経済構造移行推進機構

第一節 総則(第二十―二十六条)

第二節 設立(第二十七―第三十二条)

第三節 運営委員会(第三十三―第四十一

条)

第四節 役員等(第四十二―第五十三条)

第五節 業務(第五十四―第五十九条)

第六節 財務及び会計(第六十―第六十八

条)

第七節 監督(第六十九―第七十条)

第八節 雑則(第七十一―第七十二条)

第六章 雑則(第七十三―第七十五条)

第七章 罰則(第七十六―第七十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、世界的規模でエネルギーの脱炭素化に向けた取組等が進められる中で、我が国における脱炭素成長型経済構造への円滑な移行を推進するため、脱炭素成長型経済構造移行債の発行並びに化石燃料採取者等に対する賦課金の徴収及び特定事業者への排出枠の割当てに係る負担金の徴収について定めるとともに、脱炭素成長型経済構造移行推進機構に脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する事業活動を行う者に対する支援等に関する業務を行わせるための措置を講じ、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「脱炭素成長型経済構造」とは、産業活動において使用するエネルギー及び原材料に係る二酸化炭素を原則として大気中に排出せずに産業競争力を強化することにより、経済成長を可能とする経済構造をいう。

2 この法律において「脱炭素成長型経済構造移行債」とは、第七条第一項の規定により政府が発行する公債をいう。

3 この法律において「原油等」とは、次に掲げるものをいう。

一 原油(関税定率法明治四十三年法律第五十四号)別表第二七〇九・〇〇号に掲げる石油及び歴青油をいう。

二 石油製品(関税定率法別表第二七一〇・一二号、第二七一〇・一九号及び第二七一〇・二〇号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品(外国から本邦に到着したものに限る。))をいう。

三 ガス状炭化水素(関税定率法別表第二七・一一項に掲げる石油ガスその他のガス状炭化水素(採取されたもの又は外国から本邦に到着したものに限る。))をいう。

四 石炭(関税定率法別表第二七・〇一項に掲げる石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの(採取されたもの又は外国から本邦に到着したものに限る。))をいう。

4 この法律において「化石燃料採取者等」とは、原油等を取り出し、又は保税地域(関税法(昭和十九年法律第六十一号)第二十九条に規定する保税地域をいう。第十一号第一項及び第十二号第一号二において同じ。)から引き取る者をいう。

5 この法律において「特定事業者」とは、電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第十五号に規定する発電事業者のうち、その発電事業(同項第十四号に規定する発電事業をいう。第十五号第一項において同じ。)に係る二酸化炭素の排出量が多い者として政令で定める者をいう。

6 この法律において「化石燃料賦課金」とは、第十一条第一項の規定により経済産業大臣が徴収する金銭をいい、「特定事業者負担金」とは、第十六条第一項の規定により経済産業大臣が徴収する金銭をいう。

発行する公債をいう。

3 この法律において「原油等」とは、次に掲げるものをいう。

一 原油(関税定率法明治四十三年法律第五十四号)別表第二七〇九・〇〇号に掲げる石油及び歴青油をいう。

二 石油製品(関税定率法別表第二七一〇・一二号、第二七一〇・一九号及び第二七一〇・二〇号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品(外国から本邦に到着したものに限る。))をいう。

三 ガス状炭化水素(関税定率法別表第二七・一一項に掲げる石油ガスその他のガス状炭化水素(採取されたもの又は外国から本邦に到着したものに限る。))をいう。

四 石炭(関税定率法別表第二七・〇一項に掲げる石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの(採取されたもの又は外国から本邦に到着したものに限る。))をいう。

4 この法律において「化石燃料採取者等」とは、原油等を取り出し、又は保税地域(関税法(昭和十九年法律第六十一号)第二十九条に規定する保税地域をいう。第十一号第一項及び第十二号第一号二において同じ。)から引き取る者をいう。

5 この法律において「特定事業者」とは、電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第十五号に規定する発電事業者のうち、その発電事業(同項第十四号に規定する発電事業をいう。第十五号第一項において同じ。)に係る二酸化炭素の排出量が多い者として政令で定める者をいう。

6 この法律において「化石燃料賦課金」とは、第十一条第一項の規定により経済産業大臣が徴収する金銭をいい、「特定事業者負担金」とは、第十六条第一項の規定により経済産業大臣が徴収する金銭をいう。

(基本理念)

第三条 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行は、エネルギー政策基本法(平成十四年法律第七十一号)第十二条第一項に規定するエネルギー基本計画、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第十七号)第八条第一項に規定する地球温暖化対策計画その他のエネルギーの需給等に関する施策との整合性及び中長期的なエネルギーに係る負担の抑制の観点も踏まえつつ、国及び事業者の相互の密接な連携の下に、我が国経済の成長に資するものとなることを旨として、行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める基本理念にのっとり、事業者による脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資その他の事業活動が積極的に行われるよう、その技術及び事業に革新性があり中長期的に高い政策効果が見込まれる事業分野に政策資源を集中的に投入し、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する事業環境の整備を総合的かつ計画的に行う責務を有する。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、第三条に定める基本理念にのっとり、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資その他の事業活動を積極的に行うよう努めなければならない。

第二章 脱炭素成長型経済構造移行推進戦略

第六条 政府は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」という。)を定めなければならない。

2 脱炭素成長型経済構造移行推進戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する目標

令和五年三月三十日 衆議院会議録第十四号

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案及び同報告書

二 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する基本的方向

三 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に向けて高い政策効果を見込む事業分野に関する事項

ロ 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進のための支援措置に関する事項

ハ その他脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策に関する重要事項

四 脱炭素成長型経済構造移行債の発行に関する事項

五 化石燃料賦課金の賦課に関する事項

六 特定事業者負担金の賦課に関する事項

七 脱炭素成長型経済構造移行推進機構が行う支援に関する事項

八 脱炭素成長型経済構造移行推進戦略の達成状況の評価に関する事項

九 前各号に掲げるもののほか、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関し必要な事項

3 経済産業大臣は、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 経済産業大臣は、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略の案を作成するときは、あらかじめ、財務大臣、環境大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 経済産業大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略を公表するものとする。

6 前三項の規定は、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略の変更について準用する。

第三章 脱炭素成長型経済構造移行債

(脱炭素成長型経済構造移行債の発行)

第七条 政府は、令和五年度から令和十四年度までの各年度に限り、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四条第一項の規定にかかわらず、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策に要する費用の財源については、各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、エネルギー対策特別会計の負担において、公債を発行することができる。

2 前項に規定する費用の範囲については、毎会計年度、国会の議決を経なければならない。

3 脱炭素成長型経済構造移行債の発行は、各年度の翌年度の六月三十日までの間、行うことができる。この場合において、翌年度の四月一日以後発行される脱炭素成長型経済構造移行債に係る収入は、当該各年度所属の歳入とする。

(脱炭素成長型経済構造移行債等の償還)

第八条 脱炭素成長型経済構造移行債及び当該脱炭素成長型経済構造移行債に係る借換国債(特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第四十六条第一項又は第四十七条第一項の規定により起債される借換国債をいい、当該借換国債につきこれらの規定により順次起債された借換国債を含む。次項において同じ。)については、化石燃料賦課金及び特定事業者負担金の収入により、令和三十二年度までの間に償還するものとする。

2 化石燃料賦課金及び特定事業者負担金は、脱炭素成長型経済構造移行債及び当該脱炭素成長型経済構造移行債に係る借換国債(以下この項及び第十二条第二号イにおいて「脱炭素成長型経済構造移行債等」という。)を償還するまでの間、脱炭素成長型経済構造移行債等の償還金(借換国債を発行した場合においては、当該借換国債の収入をもつて充てられる部分を除く。同号イにおいて同じ。)、利子並びに脱炭素成長型経済構造移行債等の発行及び償還に関連する経費として政令で定めるものに充てるものとする。

第九条 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策(特別会計に関する法律第八十五条第三項に規定するエネルギー需給構造高度化対策に関するものに限り)、脱炭素成長型経済構造移行債の発行及び償還並びに化石燃料賦課金及び特定事業者負担金に係る歳入歳出はエネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定において経理するものとし、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策(同条第五項に規定する電源利用対策に関するものに限る。)に係る歳入歳出は同特別会計の電源開発促進勘定において経理するものとする。

(特別会計に関する法律の適用)

第十条 第七条第一項の規定により脱炭素成長型経済構造移行債を発行する場合におけるエネルギー対策特別会計についての特別会計に関する法律第十六条の規定の適用については、同条中「融通証券」とあるのは、「公債及び融通証券」とする。

第四章 化石燃料賦課金及び特定事業者負担金

第一節 化石燃料賦課金

(化石燃料賦課金の徴収及び納付義務)

第十一条 経済産業大臣は、令和十年度から、一定の期間ごとに、化石燃料採取者等から、その採取場から移出し、又は保税地域から引き取る原油等に係る二酸化炭素の排出量(当該原油等の量に政令で定める原油等の区分に応じて原油等の単位当たりの二酸化炭素の排出量として政令で定める係数を乗じて得られる数値をいう。次条第一号二において同じ。)一トン当たりについて負担すべき額(同条において「化石燃料賦課金単価」という。)に、当該二酸化炭素の排出量を乗じて得た額を徴収する。

2 化石燃料採取者等は、化石燃料賦課金を納付しなければならない。

(化石燃料賦課金単価)

第十二条 各年度の化石燃料賦課金単価は、第一号に掲げる額を超えない範囲内(同号に掲げる額が第二号に掲げる額を超える場合にあっては、同号に掲げる額以上であつて第一号に掲げる額を超えない範囲内)において、中長期的なエネルギーに係る負担の抑制の必要性及び第八条第一項の規定の趣旨を勘案して、政令で定める。

一 イ及びロに掲げる額の合計額からハに掲げる額を控除して得た額を、二に掲げる量で除して得た額

イ 令和四年度の石油石炭税の収入額の総額から当該年度に見込まれる石油石炭税の収入額の総額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

ロ 令和十四年度の納付金(再生可能エネルギー・電気の利用の促進に関する特別措置法(平成二十三年法律第八号)第四十条第一項に規定する納付金をいう。以下この号及び第十五条第二項において同じ。)(の総額から当該年度に見込まれる納付金の総額を控除して得た額(当該年度が令和十三年度以前である場合又は当該額が零を下回る場合には、零とする。))

ハ 当該年度に見込まれる特定事業者負担金の総額

二 当該年度に見込まれる化石燃料採取者等がその採取場から移出し、又は保税地域から引き取る原油等に係る二酸化炭素の排出量の総量

二 イに掲げる額をロに掲げる年数で除して得た額から前号ハに掲げる額を控除して得た額を、同号二に掲げる量で除して得た額

イ 当該年度の前年度までに発行した脱炭素成長型経済構造移行債の発行額から当該前年度までの化石燃料賦課金の総額及び特定事業者負担金の総額の合計額(脱炭素成長

型経済構造移行債等の償還金に充てる部分に限る。)を控除して得た額

ロ 当該年度から令和三十二年度までの年数(化石燃料賦課金の徴収に係る事務の委託)

第十三条 経済産業大臣は、脱炭素成長型経済構造移行推進機構に、化石燃料賦課金の徴収に係る事務を行わせるものとする。

(その他化石燃料賦課金に関し必要な事項)

第十四条 この節に定めるもののほか、化石燃料賦課金の徴収の実施に関する事項その他化石燃料賦課金に関し必要な事項は、別に法律で定める。

第二節 特定事業者負担金

(特定事業者排出枠の割当て)

第十五条 経済産業大臣は、令和十五年度から、特定事業者に対して、特定事業者が行う発電事業に係る二酸化炭素の排出量に相当する枠(以下「特定事業者排出枠」という。)を有償又は無償で割り当てるものとする。

2 経済産業大臣は、前項の規定により特定事業者者に有償で割り当てる特定事業者排出枠の量を定めるに当たっては、当該年度に見込まれる納付金の総額、当該年度に見込まれる次条第一項に規定する特定事業者負担金単価の水準、脱炭素成長型経済構造への移行の状況、エネルギーの需給に関する施策との整合性その他の事情を勘案するものとする。

(特定事業者負担金の徴収及び納付義務)

第十六条 経済産業大臣は、令和十五年度から、一定の期間ごとに、特定事業者から、次条第一項の入札により決定される二酸化炭素の排出量一トン当たりについて負担すべき額(同条において「特定事業者負担金単価」という。)に、前条第一項の規定により特定事業者者に有償で割り当てる特定事業者排出枠の量を乗じて得た額を徴収する。

2 特定事業者は、特定事業者負担金を納付しなければならない。

3 各年度の特定事業者負担金の総額は、第一号に掲げる額を超えない範囲内(同号に掲げる額が第二号に掲げる額を超える場合にあっては、同号に掲げる額以上であつて第一号に掲げる額を超えない範囲内)において、中長期的なエネルギーに係る負担の抑制の必要性及び第八条第一項の規定の趣旨を勘案して定めなければならない。

一 第十二条第一号ロに掲げる額

二 第十二条第二号イに掲げる額を同号ロに掲げる年数で除して得た額から同条第一号イに掲げる額を控除して得た額

(特定事業者排出枠の割当てに係る入札)

第十七条 経済産業大臣は、第十五条第一項の規定により有償で行う特定事業者排出枠の割当てについて、当該割当てに係る割当先及び特定事業者負担金単価を入札により決定する。

2 経済産業大臣は、前項の入札の実施に当たっては、あらかじめ、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する特定事業者の投資その他の事業活動を誘導する特定事業者負担金単価の水準、二酸化炭素の排出に係る国内外の経済動向その他の事情を勘案して、特定事業者負担金単価の額の範囲を定めるものとする。

(特定事業者排出枠の割当て等に関する業務等の委託)

第十八条 経済産業大臣は、脱炭素成長型経済構造移行推進機構に、前条第一項に規定する割当て及び同項の入札の実施に関する業務並びに特定事業者負担金の徴収に係る事務を行わせるものとする。

(その他特定事業者排出枠に関し必要な事項等)

第十九条 この節に定めるもののほか、特定事業者排出枠の割当て及び入札の実施に関する事項その他特定事業者排出枠に関し必要な事項は、別に法律で定める。

2 この節に定めるもののほか、特定事業者負担金の徴収の実施に関する事項その他特定事業者

負担金に関し必要な事項及び化石燃料賦課金の賦課と特定事業者負担金の賦課との調整に関する事項は、別に法律で定める。

第五章 脱炭素成長型経済構造移行推進機構

第一節 総則

(機構の目的)

第二十条 脱炭素成長型経済構造移行推進機構(以下「機構」という。)は、化石燃料賦課金及び特定事業者負担金の徴収に係る事務、特定事業者排出枠の割当て及び入札の実施に関する業務、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する事業活動を行う者に対する債務保証その他の支援等を行うことにより、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行を推進することを目的とする。

(法人格)

第二十一条 機構は、法人とする。

(数)

第二十二条 機構は、一を限り、設立されるものとする。

(資本金)

第二十三条 機構の資本金は、その設立に際し、政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とする。

2 機構は、必要があるときは、経済産業大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、第五十四条第一項第四号イからハまでに掲げる業務に必要な資金に充てるため必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。この場合において、政府は、これらの業務のそれぞれについて充てるべき金額を示すものとする。

4 機構は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(名称) 第二十四条 機構は、その名称中に脱炭素成長型経済構造移行推進機構という文字を用いなければならない。 2 機構でない者は、その名称中に脱炭素成長型経済構造移行推進機構という文字を用いてはならない。 (登記) 第二十五条 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。 (一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用) 第二十六条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第四条及び第七十八条の規定は、機構について準用する。	八 財務及び会計に関する事項 九 定款の変更に関する事項 十 公告の方法 (設立の認可) 第二十九条 発起人は、前条第一項の募集が終了したときは、速やかに、定款及び事業計画書を経済産業大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。 2 前項の事業計画書に記載すべき事項は、経済産業省令で定める。 (認可の基準) 第三十条 経済産業大臣は、前条第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、設立の認可をしなければならない。	2 機構は、設立の登記をすることにより成立する。 第三節 運営委員会 (設置) 第三十三条 機構に、運営委員会を置く。 (権限) 第三十四条 次に掲げる事項は、運営委員会の議決を経なければならない。 一 定款の変更 二 業務方法書の作成又は変更 三 予算、事業計画及び資金計画の作成又は変更 四 決算 五 その他運営委員会が特に必要と認める事項 (組織) 第三十五条 運営委員会は、委員八人以上並びに機構の理事長及び理事をもって組織する。 2 運営委員会に委員長一人を置き、委員のうちから、委員の互選によつてこれを定める。 3 委員長は、運営委員会の会務を総理する。 4 運営委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかなければならない。 (委員の任命) 第三十六条 委員は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する事業、金融、法律又は会計に関して専門的な知識と経験を有する者のうちから、機構の理事長が経済産業大臣の認可を受けて任命する。 (委員の任期) 第三十七条 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任されることができる。 (委員の解任) 第三十八条 機構の理事長は、委員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、経済産業大臣の認可を受けて、その委員を解任すること	ができる。 一 破産手続開始の決定を受けたとき。 二 拘禁刑以上の刑に処せられたとき。 三 心身の故障のため職務を執行することができなと認められるとき。 四 職務上の義務違反があるとき。 (議決の方法) 第三十九条 運営委員会は、委員長又は第三十五条第四項に規定する委員長の職務を代理する者のほか、委員並びに機構の理事長及び理事の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。 2 運営委員会の議事は、出席した委員並びに機構の理事長及び理事の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。 (委員の秘密保持義務) 第四十条 委員は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。委員がその職を退いた後も、同様とする。 (委員の地位) 第四十一条 委員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。 第四節 役員等 (役員) 第四十二条 機構に、役員として理事長一人、理事六人以上及び監事一人を置く。 (役員の職務及び権限) 第四十三条 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。 2 理事長は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。 3 監事は、機構の業務を監査する。 4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、運営委員会、理事長又は経済産業大臣に意見を提出することができる。
(定款の作成等) 第二十八条 発起人は、速やかに、機構の定款を作成し、政府以外の者に対し機構に対する出資を募集しなければならない。 2 前項の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 目的 二 名称 三 事務所の所在地 四 資本金及び出資に関する事項 五 運営委員会に関する事項 六 役員に関する事項 七 業務及びその執行に関する事項	(事務の引継ぎ) 第三十一条 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を機構の理事長となるべき者に引き継がなければならない。 2 機構の理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。 (設立の登記) 第三十二条 機構の理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。	第三十六條 委員は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する事業、金融、法律又は会計に関して専門的な知識と経験を有する者のうちから、機構の理事長が経済産業大臣の認可を受けて任命する。 (委員の任期) 第三十七條 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任されることができる。 (委員の解任) 第三十八條 機構の理事長は、委員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、経済産業大臣の認可を受けて、その委員を解任すること	ができる。 一 破産手続開始の決定を受けたとき。 二 拘禁刑以上の刑に処せられたとき。 三 心身の故障のため職務を執行することができなと認められるとき。 四 職務上の義務違反があるとき。 (議決の方法) 第三十九條 運営委員会は、委員長又は第三十五条第四項に規定する委員長の職務を代理する者のほか、委員並びに機構の理事長及び理事の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。 2 運営委員会の議事は、出席した委員並びに機構の理事長及び理事の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。 (委員の秘密保持義務) 第四十条 委員は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。委員がその職を退いた後も、同様とする。 (委員の地位) 第四十一条 委員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。 第四節 役員等 (役員) 第四十二条 機構に、役員として理事長一人、理事六人以上及び監事一人を置く。 (役員の職務及び権限) 第四十三条 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。 2 理事長は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。 3 監事は、機構の業務を監査する。 4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、運営委員会、理事長又は経済産業大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第四十四条 理事長及び監事は、経済産業大臣が任命する。

2 理事は、理事長が経済産業大臣の認可を受けて任命する。

(役員の任期)

第四十五条 役員の任期は、二年とする。ただし、役員が欠けた場合における補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格事項)

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

三 この法律の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

(役員の解任)

第四十七条 経済産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号のいずれかに該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 経済産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が第三十八条各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときその他役員たるに適しないと認めるときは、第四十四条の規定の例により、その役員を解任することができる。

(役員の兼職禁止)

第四十八条 役員(非常勤の者を除く。)は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、経済産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(監事の兼職禁止)

第四十九条 監事は、理事長、理事、運営委員会の委員又は機構の職員を兼ねてはならない。

(代表権の制限)

第五十条 機構と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が機構を代表する。

(代理人の選任)

第五十一条 理事長は、機構の職員のうちから、機構の業務の一部に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第五十二条 機構の職員は、理事長が任命する。

(役員等の秘密保持義務等)

第五十三条 第四十条及び第四十一条の規定は、機構の役員及び職員について準用する。

第五節 業務

(業務の範囲)

第五十四条 機構は、第二十条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 化石燃料賦課金の徴収に係る事務

二 特定事業者排出枠の割当て及び入札の実施に関する業務

三 特定事業者負担金の徴収に係る事務

四 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する事業活動(以下「対象事業活動」という。)を行う者に対する次に掲げる業務

イ 対象事業活動を行う者の発行する社債及び資金の借入れに係る債務の保証

ロ 対象事業活動に必要な資金の出資

ハ 対象事業活動を行う者の発行する社債の引受け

二 対象事業活動に関する専門家の派遣

ホ 対象事業活動に関する必要な助言

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務

機構は、前項各号に掲げる業務のほか、経済

産業大臣の認可を受けて、その目的を達成するために必要な業務を行うことができる。

(業務の委託)

第五十五条 機構は、経済産業大臣の認可を受けて、前条第一項各号に掲げる業務の一部を委託することができる。

(業務方法書)

第五十六条 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、経済産業省令で定める。

(機構が従うべき基準)

第五十七条 経済産業大臣は、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略に基づき、対象事業活動支援(機構が第五十四条第一項第四号イからハまでに掲げる業務により対象事業活動を行う者に対して行う支援をいう。以下同じ。)の対象となる事業者及び当該対象事業活動支援の内容を決定するに当たつて機構が従うべき基準(以下この条及び次条第一項において「支援基準」という。)を定めるものとする。

2 経済産業大臣は、前項の規定により支援基準を定めるときは、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。

3 経済産業大臣は、第一項の規定により支援基準を定めたときは、これを公表するものとする。

4 経済産業大臣は、脱炭素成長型経済構造への移行の状況及び経済事情の変動により必要が生じたときは、支援基準を変更するものとする。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による支援基準の変更について準用する。

(対象事業活動支援の決定)

第五十八条 機構は、対象事業活動支援を行うときは、あらかじめ、支援基準に従つて、その対象となる事業者及び当該対象事業活動支援の内

容を決定しなければならない。

2 機構は、対象事業活動支援を行うかどうかを決定するときは、あらかじめ、経済産業大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、対象事業活動支援に係る債務の保証をする額が一定の額以下である場合その他の政令で定める場合は、この限りでない。

3 機構は、前項ただし書に規定する場合において、対象事業活動支援を行う旨の決定を行ったときは、速やかに、経済産業大臣にその旨及びその内容を報告しなければならない。

(対象事業活動支援の決定の撤回)

第五十九条 機構は、次に掲げる場合には、速やかに、対象事業活動支援の決定を撤回しなければならない。

一 対象事業活動支援の対象である事業者が対象事業活動を行わないとき

二 対象事業活動支援の対象である事業者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受けたとき

2 機構は、前項の規定により対象事業活動支援の決定を撤回したときは、直ちに、当該対象事業活動支援の対象である事業者に対し、その旨を通知しなければならない。

第六節 財務及び会計

(事業年度)

第六十条 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第六十一条 機構は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可をするときは、

あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

(財務諸表等)

第六十二条 機構は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他経済産業省令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に経済産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 機構は、前項の規定により財務諸表を経済産業大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 機構は、第一項の規定による経済産業大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書を、各事務所に備えて置き、経済産業省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(区分経理)

第六十三条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第五十四条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

二 第五十四条第一項第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

三 第五十四条第一項第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

四 第五十四条第一項第四号に掲げる業務(特別会計に関する法律第八十五条第三項に規定するエネルギー供給構造高度化対策に関するものに限り)及びこれに附帯する業務

五 第五十四条第一項第四号に掲げる業務(特別会計に関する法律第八十五条第五項に規定する電源利用対策に関するものに限り)及びこれに附帯する業務

六 前各号に掲げる業務以外の業務

(利益及び損失の処理)

第六十四条 機構は、前条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定(以下この条において「各業務勘定」という。)において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 機構は、各業務勘定において、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 機構は、予算をもつて定める額に限り、各業務勘定における第一項の規定による積立金を当該各業務勘定に係る業務に要する費用に充てることができる。

4 機構は、政令で定める事業年度(第二号及び第三号において「中間事業年度」という。)に係る第一項又は第二項の規定による整理を行った後、第一号及び第二号に掲げる金額の合計額から第三号に掲げる金額を控除してなお残余があるときは、政令で定めるところにより、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

一 第一項の規定による積立金の額に相当する金額

二 中間事業年度以前において第二十三条第三項の規定による出資を受けた額から前条第四号及び第五号に係る業務に要する費用に充てられた額を控除して得た額に相当する金額

三 中間事業年度の翌事業年度以降において各業務勘定に係る業務に要すると見込まれる費用として経済産業大臣の承認を受けた金額
5 経済産業大臣は、前項第三号の承認をするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

(借入金及び脱炭素成長型経済構造移行推進機構債)

第六十五条 機構は、経済産業大臣の認可を受けて、金融機関その他の者から資金の借入れ(借換えを含む。)をし、又は脱炭素成長型経済構造移行推進機構債(以下この条及び次条において「機構債」という。)の発行(機構債の借換えのための発行を含む。)をすることができる。この場合において、機構は、機構債の債券を発行することができる。

2 経済産業大臣は、前項の認可をするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

3 第一項の規定による借入金の現在額及び同項の規定により発行する機構債の元本に係る債務の現在額の合計額は、政令で定める額を超えることとなつてはならない。

4 第一項の規定による機構債の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 機構は、経済産業大臣の認可を受けて、機構債の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社(以下「委託会社」という。)に委託することができる。

7 会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百五十五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項、第二項及び第四項から前項までに定めるもののほか、機構債に関し必要な事項は、政令で定める。

(政府保証)

第六十六条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の前条第一項の借入れ又は機構債に係る債務の保証をすることができる。

(余剰金の運用)

第六十七条 機構は、次に掲げる方法によるほか、業務上の余剰金を運用してはならない。
一 国債その他経済産業大臣の指定する有価証券の保有
二 経済産業大臣の指定する金融機関への預金
三 その他経済産業省令で定める方法

(経済産業省令への委任)
第六十八条 この法律に定めるもののほか、機構の財務及び会計に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

第七節 監督
(監督)
第六十九条 機構は、経済産業大臣が監督する。

2 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関して監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第七十条 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対しその業務に関し報告をさせ、又はその職員に機構の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第八節 雑則

(定款の変更)

第七十一条 定款の変更は、経済産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(解散)

第七十二条 機構は、解散した場合において、そ

の債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

2 前項に規定するもののほか、機構の解散については、別に法律で定める。

第六章 雑則

(環境大臣との関係)

第七十三条 経済産業大臣は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策の実施に当たり、当該施策の実施が環境の保全に関する施策に関連する場合には、環境大臣と緊密に連絡し、及び協力して行うものとする。

(経済産業省令への委任)

第七十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、経済産業省令で定める。

(経過措置)

第七十五条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第七章 罰則

第七十六条 第四十条(第五十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十七条 第七十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律により経済産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第二十五条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

三 第五十四条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

四 第五十八条第二項の規定に違反して経済産業大臣に通知をしなかったとき。

五 第六十二条第三項の規定に違反して、書類を備え置かず、又は閲覧に供しなかったとき。

六 第六十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

七 第六十九条第二項の規定による経済産業大臣の命令に違反したとき。

第七十九条 第二十四条第二項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十条の規定 公布の日

二 第十三条、第十八条、第五章及び第七章並びに附則第四条から第九条まで、第十二条から第十五条まで及び第十七条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置)

第二条 一般会計の負担に属する公債のうち、額面金額の合計額が一兆三千四百億四千六百三十五万円に相当する公債(財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律(平成二十四年法律第百一号)第三条第一項の規定により発行されたものに限る。)であつて政令で定めるものに関する権利義務は、この法律の施行の日において、エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定に帰属する。

2 前項の規定により権利義務がエネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定に帰属した公債については、脱炭素成長型経済構造移行債とみなす。

3 令和六年度における特別会計に関する法律第四十二条第二項に規定する繰入金額の算定については、同項に規定する国債の総額から第一項に規定する金額を控除するものとする。

第三条 この法律の施行の際一般会計に所属する権利義務であつて、次に掲げるものは、政令で定めるところにより、エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定に帰属するものとする。

一 令和四年度の一般会計補正予算(第2号)(以下この条において「令和四年度第二次補正予算」という。)に計上された費用のうち脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策に要する費用(以下この条において「脱炭素成長型経済構造移行費用」という。)に関する権利義務(財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定により繰り越して使用することとされたものに関する権利義務を除く。)

二 財政法第十五条第一項又は第二項の規定により国が負担した債務のうち脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策に係る事業に関するもの(当該債務を負担する行為により支出すべき費用について同法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定により繰り越して使用することとされたものに関する債務を除く。)

2 令和四年度第二次補正予算に計上された脱炭素成長型経済構造移行費用に関する経費であつて、財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定により繰越しをしたものについて、令和五年度以降、不用となった金額又は国に返納された金額(以下この項において「不用額等」という。)がある場合には、当該不用額等があつた年度の翌々年度までに、当該不用額等

(返納の際に当該金額に延滞利息又は加算金が付されている場合には、これらの金額を含む。)を、一般会計からエネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定に繰り入れるものとする。

3 令和四年度第二次補正予算に脱炭素成長型経済構造移行費用として計上された額が当該額に係る支出済歳出額及び翌年度繰越額の合計額を上回る場合には、予算で定めるところにより、令和六年度までにその上回る額を、一般会計からエネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定に繰り入れるものとする。

4 令和四年度第二次補正予算に計上された費用のうち脱炭素成長型経済構造移行費用(第一項の規定により同項に掲げる権利義務がエネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定に帰属したものに限り。)についての特別会計に関する法律第八十五条第三項第一号の規定の適用については、同号中「経済産業大臣又は環境大臣」とあるのは、「文部科学大臣、経済産業大臣又は環境大臣」とする。

第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現にその名称中に脱炭素成長型経済構造移行推進機構という文字を用いている者については、第二十四条第二項の規定は、同号に掲げる規定の施行後六月間は、適用しない。

第五条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(附則第九条において「刑法施行日」という。)の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者については、これを拘禁刑に処せられた者とみなして、第三十条第三号、第三十八条第二号、第四十六条第二号及び第四十七条第一項の規定を適用する。

第六条 機構は、別に法律で定める日の前日までの間は、第五十四条第一項第四号及び第五号(同項第四号に係る部分に限る。)並びに第二項に規定する業務を行うものとする。この場合において、第七十八条の規定の適用については、

第七條 機構の最初の事業年度は、第六十條の規

第八条 機構の最初の事業年度の予算、事業計画

第九条 刑法施行日の前日までの間における第七

(政令への委任)

別表大学共同利用機関法人の項の次に

別表第一 大学共同利用機関法人の項の次に次のように加える。

法律(令和五年法律第 号)

二酸化炭素の排出に係る国内外の経済動向その

政府は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移

(国立国会図書館法の一部改正)

1

法律（令和五年法律第 号）

法律(令和五年法律第 号)

法律(令和五年法律第 号)

第十五条 個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)の一部を次のように改正する

•

法律(令和五年法律第 号)

第八十五条第三項第一号中へをトとし、ハか

八 脱炭素成長型経済構造移行推進機構に

第八十五条第五項第一号中二をホとし、同号

八 脱炭素成長型經濟構造移行推進機構に

改め、同条第七項第一号中「第九十一条の三第

ルとし、へを又とし、同号ホ中「第十三条第二

ト 一時借入金の借換えによる収入金

口 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行

第 号)第二条第六項に規定する化

の推進に関する法律第二条第六項に規定

二 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行

第八十八条第一項第二号ニ中「この号ト及び」

ソ
借り換えた一時借入金の償還金及び利

ように加える。

国債(第四十六条第一項又は第四十七条

ワ 脱炭素成長型経済構造移行債及び当該

第八十八条第一項第二号中子を又とし、同号

八十五条第三項第一号二からトまで」に改

め、同号中トをチとし、チの次に次のように加える。

リ 第九十一条の三第一項の規定による電源開発促進勘定への繰入金

第八十八条第一項第二号への次に次のように加える。

ト 第八十五条第三項第一号ハの出資金
第八十八条第二項第一号中へをトとし、同号ホ中「第九十条第三項及び」を「第九十条第三項」に、「の規定」を「及び脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第六十四条第四項の規定」に改め、同号中ホをへとし、二をホとし、ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 第九十一条の三第一項の規定によるエネルギー需給勘定からの繰入金
第八十八条第二項第二号中ヲをワとし、ホからルまでをへからヲまでとし、同号ニ中「第八十五条第五項第一号ハ及び二」を「第八十五条第五項第一号二及びホ」に改め、同号中二をホとし、ハの次に次のように加える。

二 第八十五条第五項第一号ハの出資金
第八十八条第三項第二号ロ中「第九十一条の三第一項」を「第九十一条の四第一項」に改める。

第九十条中「への繰入金」の下に「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律附則第三条第二項又は第三項の規定による一般会計からエネルギー需給勘定への繰入金を除く。以下この条において同じ。」を加える。

第九十一条の三を第九十一条の四とし、第九十一条の二の次に次の一条を加える。

(エネルギー需給勘定から電源開発促進勘定への繰入れ)
第九十一条の三 第八十五条第五項第一号及び第三号に掲げる措置に要する費用のうち脱炭

素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第七條第二項の規定により国会の議決を経た費用の財源に充てるため、予算で定める金額を限り、エネルギー需給勘定から電源開発促進勘定に繰り入れることができる。

2 前項の規定による繰入れが行われる年度における第九十条ただし書の規定の適用については、同条ただし書中「費用の額」とあるのは、「費用の額並びに第九十一条の三第一項の規定による電源開発促進勘定への繰入金に相当する金額」とする。

第九十二条の二第三項中「第九十一条の三第一項」を「第九十一条の四第一項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(脱炭素成長型経済構造移行債の発行)
第九十二条の三 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第七條第一項の規定によりエネルギー対策特別会計の負担において行われる脱炭素成長型経済構造移行債の発行は、エネルギー需給勘定の負担において行うものとする。

(エネルギー需給勘定から国債整理基金特別会計等への繰入れ)
第九十二条の四 脱炭素成長型経済構造移行債及び当該脱炭素成長型経済構造移行債に係る借換国債の償還金(借換国債を発行した場合においては、当該借換国債の収入をもつて充てられる部分を除く。)及び利子並びに発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額(事務取扱費の額に相当する金額を除く。)は、毎会計年度、エネルギー需給勘定から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

2 前項に規定する事務取扱費の額に相当する金額は、毎会計年度、エネルギー需給勘定から一般会計に繰り入れなければならない。

第九十五条第二項中「かわらず、」の下に「エ

ネルギー需給勘定及び」を加え、「同勘定」を「これらの勘定」に改める。

附則第十四条中「第八十八条第一項第二号ル及びワ」を「第八十八条第一項第二号ヨ及びレ」に、「同号ル」を「同号ヨ」に、「同号ワ」を「同号レ」に改める。

附則第十八条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(エネルギー対策特別会計の繰入れ並びに歳入及び歳出の特例)」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第十八条の三 令和十六年度以前の各年度の第九十一条の三第一項の規定によるエネルギー需給勘定から電源開発促進勘定への繰入金の決算額を合算した額から令和十六年度以前の各年度の電源開発促進勘定における脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策に要する費用(脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第七條第二項の国会の議決を経たものに限る。以下この項及び次項において同じ。)の決算額を合算した額を控除した額に令和十六年度以前の各年度の電源開発促進勘定における脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策に要する費用について国に返納された金額(返納の際に当該金額に延滞利息又は加算金が付されている場合には、これらの金額を含む。次項において同じ。)を合算した額を加算した額に相当する金額を、令和十八年度までに、予算で定めるところにより、電源開発促進勘定からエネルギー需給勘定に繰り入れるものとする。

2 令和十七年度以降の年度に電源開発促進勘定における脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する

移行の推進に関する施策に要する費用について国に返納された金額がある場合には、当該国に返納された金額があつた年度の翌々年度までに、当該国に返納された金額を、予算で定めるところにより、電源開発促進勘定からエネルギー需給勘定に繰り入れるものとする。

3 第一項の規定による繰入れが行われる年度における第九十一条第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「費用の額」とあるのは、「費用の額並びに附則第十八条の三第一項の規定によるエネルギー需給勘定への繰入金に相当する金額」とする。

4 第二項の規定による繰入れが行われる年度における第九十一条第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「費用の額」とあるのは、「費用の額並びに附則第十八条の三第二項の規定によるエネルギー需給勘定への繰入金に相当する金額」とする。

5 第八十八条第一項の規定によるほか、第一項及び第二項の規定による電源開発促進勘定からエネルギー需給勘定への繰入金は、同勘定の歳入とする。

6 第八十八条第二項の規定によるほか、第一項及び第二項の規定による電源開発促進勘定からエネルギー需給勘定への繰入金は、電源開発促進勘定の歳出とする。

(公文書等の管理に関する法律の一部改正)
第十七条 公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一 大学共同利用機関法人の項の次に次のように加える。

脱炭素成長型経済構造移行推進機構

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律(令和五年法律第 号)

(鉱業法の一部を改正する等の法律の一部改正)
第十八条 鉱業法の一部を改正する等の法律(平成二十三年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二十一条中「前条の規定による改正後の」を削り、「子」を「ヲ」に、「リ」を「レ」に改める。

理 由

エネルギーの脱炭素化に向けた取組等と産業競争力の強化とを両立させた脱炭素成長型の経済構造への円滑な移行を推進するため、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略の策定、脱炭素成長型経済構造移行債の発行並びに化石燃料の輸入事業者等に対する賦課金の徴収及び発電事業者への排出枠の割当てに係る負担金の徴収について定めるとともに、脱炭素成長型経済構造移行推進機構に脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する事業活動を行う者に対する支援等に関する業務を行わせるための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、我が国における脱炭素成長型経済構造への円滑な移行を推進するため、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略の策定、脱炭素成長型経済構造移行債の発行並びに化石燃料の輸入事業者等に対する賦課金の徴収及び発電事業者への排出枠の割当てに係る負担金の徴収について定めるとともに、脱炭素成長型経済構造移行推進機構に脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する事業活動を行う者に対する支援等に関する業務を行わせるための措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 脱炭素成長型経済構造移行推進戦略

政府は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を定めなければならないものとする。

2 脱炭素成長型経済構造移行債

(一) 政府は、令和五年度から令和十四年度までの各年度に限り、各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、エネルギー対策特別会計の負担において、公債を発行できるものとする。

(二) 脱炭素成長型経済構造移行債等については、化石燃料賦課金及び特定事業者負担金の収入により、令和三十二年度までの間に償還するものとする。

3 化石燃料賦課金及び特定事業者負担金

(一) 経済産業大臣は、令和十年度から、化石燃料の輸入事業者等に対して、輸入等をする化石燃料に由来する二酸化炭素の量に応じて、化石燃料賦課金を徴収するものとする。

(二) 経済産業大臣は、令和十五年度から、発電事業者に対して、一部有償で二酸化炭素の排出枠(以下「特定事業者排出枠」という。)を割り当て、その量に応じた特定事業者負担金を徴収するものとする。

4 脱炭素成長型経済構造移行推進機構

脱炭素成長型経済構造移行推進機構(以下「機構」という。)は、化石燃料賦課金及び特定事業者負担金の徴収に係る事務、特定事業者排出枠の割当て等に関する業務、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する事業活動を行う者に対する債務保証その他の支援等を行うものとする。

5 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、機構に関する

規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(二) 政府は、特定事業者排出枠並びに化石燃料賦課金及び特定事業者負担金に係る制度を実施する方法について、この法律の施行後二年以内に、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

二 議案の修正議決理由

本案は、エネルギーの脱炭素化に向けた取組等と産業競争力の強化とを両立させた脱炭素成長型の経済構造への円滑な移行を推進するための措置として妥当なものと認めるが、この法律の施行後二年以内に政府が法制上の措置を講ずるに当たっては、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策の在り方についての検討も行うことを明記する必要があると認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

令和五年度エネルギー対策特別会計に五千六十一億円、令和五年度国債整理基金特別会計に一兆三千三百四十四億円が、それぞれ計上されている。

右報告する。

令和五年三月二十九日

経済産業委員長 竹内 譲

衆議院議長 細田 博之殿

(別紙)

附 則

(小字及び一は修正)

(検討)

第十一条 政府は、国及び事業者の相互の密接な連携による脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資その他の事業活動の実施状況、

二酸化炭素の排出に係る国内外の経済動向その他の事情を勘案しつつ、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策の在り方について、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略の実施状況を踏まえて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行を推進する観点から、○前項の規定による検討とを併せて、○第十四条及び第十九条の規定に基づき、特定事業者排出枠並びに化石燃料賦課金及び特定事業者負担金に係る制度を実施する方法について、特定事業者排出枠に係る取引を行う市場の本格的な稼働のための具体的な方策を含めて検討を加え、その結果に基づいて、この法律の施行後二年以内に、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(別紙) 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案に対する附帯決議
政府は、本法施行に当たり、次の諸点について十分配慮すべきである。

一 GXの推進に当たっては、エネルギー資源の過度な海外依存からの脱却を実現するエネルギー供給構造の再構築を目指し、エネルギー安定供給、中長期的な国民負担の抑制を前提に、再生可能エネルギーの更なる導入拡大、蓄電システムの導入拡大をはじめとした電化促進等によるエネルギー全体の脱炭素化の推進に取り組むこと。その際、再生可能エネルギー発電促進賦課金の仕組みについて特定事業者負担金に関する制度との関係整理など、費用負担の在り方について検討すること。

二 我が国が国際的に約束した二〇五〇年カーボンニュートラル等の実現に向け、産官学の十分な連携の下、必要な技術開発や支援措置等に行き渡るだけ早急に取り組むこと。

三 GXの推進に当たっては、気候危機への対応の緊急性に鑑み、各種分野及び技術の脱炭素効果を的確に評価把握し、投資対効果、実現可能性が高い分野及び技術への重点化を図ること。 四 GXの推進に当たっては、激化する世界の産業競争下にあつて、日本企業が脱炭素分野で確実に市場シェアを獲得、成長できるように、技術開発から技術実装、製品等の量産化まで、産業全体にわたる支援を実現すること。 五 GXの推進に当たっては、持続可能な開発目標(SDGs)が掲げる「誰一人取り残さない」社会の実現の重要性に鑑み、GX推進戦略等において「公正な移行」の重要性を明示するとともに、その具現化のため、円滑な労働移動や新たな雇用の創出等に対する十分な支援を行い、労働者や地域経済社会への悪影響を可能な限り軽減すること。 六 GXへの対応の遅れが懸念される中小企業が取り残されることがないように、中小企業の自主的な取組や大企業のイニシアティブによるサプライチェーン全体での取組を促すなど、実効的な支援策を講ずること。 七 今後十年間における約二十兆円規模のGX経済移行債による政府支援については、GX実現に資するよう適切に対応する内容とするとともに、民間事業者の予見可能性を高め、民間のGX投資が確実に促進されるよう努めること。 八 GXの実現は、環境負荷の低減やエネルギー自給率の向上、産業の競争力の強化等を通じて国民生活の向上や国民経済の発展など、広く国民全体の便益に寄与するものであることに鑑み、成長志向型カーボンライシシングなどGXの実現に要する費用は、脱炭素成長型経済構造への移行に向けた人材・技術投資や行動変容を促進する観点を含め、国や地方公共団体、事業者及び国民の適切な役割分担の下、円滑かつ適正な転嫁などを通じ、特定の事業者への負担に	偏重せず、広く社会全体で公平・公正に負担するものとし、国は、国民や事業者に対し、負担に対する理解の醸成に積極的に取り組むこと。 九 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行は、地球温暖化対策、エネルギー需給、産業競争力、雇用など分野横断的課題であるとの観点から、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略の案の作成に当たっては、学識経験者や有識者、産業界、労働界等から広く意見を聴くものとし、その意見を十分に斟酌するとともに、そのプロセスの透明性を図ること。 十 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行を早期に実現するため、カーボンライシシングの在り方については、脱炭素への取組を加速化させるとともに、経済的インセンティブを社会全体に効果的に与えるものとなるよう、代替技術の有無、国際競争力への影響、カーボンリーケージの可能性等を勘案しつつ、その導入の時期、対象事業者の範囲等を含め、最適切かつ実効性のある制度を検討すること。 十一 脱炭素成長型経済構造移行推進機構による事業活動への支援に係る基準の策定に当たっては、多様な関係者の意見を幅広く聴取するよう努めるとともに、脱炭素成長型経済構造移行推進機構による金融支援について、脱炭素成長型経済構造移行に真に有益な支援案件を見出し、いく規律ある運営がなされ、支援内容について説明責任が果たされるよう、政府は責任を持つて監督すること。 十二 脱炭素成長型経済構造への移行プロセスは長期に及び、将来の世界情勢や、国内の産業、エネルギーの供給環境などに不確実性があることを踏まえ、GX経済移行債による支援や化石燃料賦課金及び特定事業者負担金など新たに講じられる制度・施策の進捗状況や費用対効果等については定期的に評価及び分析を行うこととし、必要に応じて柔軟な見直しを行うものとする。	ること。 十三 化石燃料賦課金及び特定事業者負担金に係る制度の実施に当たっては、国民負担の可能な限りの抑制や制度の明瞭性・簡素性の担保、他のGX推進策との整合等の観点から、高度化法やエネルギー関連税制、再生可能エネルギー発電促進賦課金など既存の規制・制度との適切な関係整理を図ること。 十四 脱炭素成長型経済構造を実現するに当たり、国内産業の育成及び経済成長を目指すのみにとどまらず、アジアをはじめとした世界において、我が国が脱炭素の取組のイニシアティブを取ることができるよう、戦略的に施策を推進すること。 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案 右 国会に提出する。 令和五年二月七日 内閣総理大臣 岸田 文雄	ザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして政令で定めるものをいう。 第六条第五項中「第七十条の二」を「第七十条の二の二」に改める。 第十六条第三項中「第二十條第三項を」第二十条第四項」に改める。 第十七条の見出し中「所掌事務」を「所掌事務等」に改め、同条第二号中「第三十一条の五及び第三十三条第一項を」及び第三項(第三十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に改め、同条に次の一項を加える。 2 政府対策本部に関する事務は、内閣感染症危機管理統括庁において処理する。 第十八条第四項中「第七十条の二」を「第七十条の二の二」に改める。 第二十条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項の下に」又は前項(第三十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。 3 政府対策本部は、新型インフルエンザ等のまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるにもかかわらず、第一項の総合調整に基づく所要の措置が実施されない場合であつて、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要限度において、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員並びに都道府県知事等に対し、必要な指示をすることができる。 第二十六条の次に次の七条を加える。 (都道府県知事による代行) 第二十六条の二 市町村長は、新型インフルエンザ等のまん延により当該市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつ
--	--	--	---

関の職員」とあるのは「若しくは当該指定地方行政機関又は当該特定指定公共機関の職員」と、同条第二項中「知事」とあるのは「知事その他の執行機関」と、第二十六条の七中「地方公共団体の長並びに」とあるのは「地方公共団体の長等並びに特定指定公共機関及び」とする。

2 その区域の全部又は一部が第三十二条第一項第二号に掲げる区域内にある地方公共団体の委員会及び委員は、前項の規定により読み替えて適用する第二十六条の六第一項の規定により職員の派遣を要請しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

第三十九条から第四十四条まで 削除

第四十五条第一項中「特定都道府県知事は」「特定都道府県の知事(以下「特定都道府県知事」という。)」はに改め、同条第三項中「ため」の下に「政令で定める事項を勘案して」を加える。

第五十条中「特定市町村長は」「特定市町村の長(以下「特定市町村長」という。)」はに改める。

第六十六条中「第三十八条第二項」を「第二十六条の二第二項」に、「新型インフルエンザ等緊急事態措置」を「特定新型インフルエンザ等対策」に改め、「ついでに」の下に「前条又は感染症法第五十七条若しくは第五十八条(感染症法第六十四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条第一項において同じ。)」の規定にかかわらず」を加える。

第六十七条第一項中「第三十九条第一項若しくは第二項又は第四十条」を「第二十六条の三第一項若しくは第二項又は第二十六条の四(これらの規定を第三十八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に、「特定都道府県知事等の属する特定都道府県を」「都道府県知事等の属する都道府県」に、「特定市町村長等の

属する特定市町村は」「市町村の長その他の執行機関(次項において「市町村長等」という。))の属する市町村は、第六十五条又は感染症法第五十七条若しくは第五十八条の規定にかかわらず」に改め、同条第二項中「特定都道府県知事等の属する特定都道府県を」「都道府県知事等の属する都道府県」に、「特定市町村長等の属する特定市町村を」「市町村長等の属する市町村」に、「特定都道府県又は当該特定市町村を」「都道府県又は当該市町村」に改める。

第六十九条第一号中「第十五条第一項の規定により政府対策本部が設置された年の四月一日の属する会計年度を」「都道府県が当該費用を支弁する会計年度の前年度に」「当該年度を」「前会計年度」に、「次号」を「次号及び次条第二項各号」に改め、同条第二号中「当該年度を」「前会計年度」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(特別の交付金の交付)

第六十九条の二 国は、新型インフルエンザ等対策に係る次に掲げる費用で都道府県又は市町村がその一部を負担するものについて、当該都道府県又は当該市町村の負担を軽減するため、交付金を交付するものとする。

一 前条に規定する費用

二 感染症法第三十六条の十二、第六十一条第二項若しくは第三項又は第六十二条第一項若しくは第三項に規定する費用

2 前項の規定により国が交付する交付金の額の都道府県又は市町村ごとの総額(次項及び第四項において「特別交付金交付額」という。))は、政令で定めるところにより算出した前項各号に掲げる費用ごとの当該都道府県又は当該市町村の負担額を合算した額を次の各号に定める額に区分して順次に当該各号に定める率を乗じて算定した額を合算した金額とする。

一 前項各号に掲げる費用を負担する会計年度の前年度における当該都道府県又は当該市町村の標準税収入の百分の三(当該市町村にあつては、百分の一・五までに相当する額については、百分の六十五)

二 前号に規定する当該都道府県又は当該市町村の標準税収入の百分の三(当該市町村にあつては、百分の一・五)を超える額に相当する額については、百分の八十五

3 特別交付金交付額は、政令で定めるところにより、第一項各号に掲げる費用ごとの当該都道府県又は当該市町村の負担額に同じ当該各費用ごとに区分して、交付を行うものとする。この場合において、同項各号に掲げる費用に係る交付金は、この法律又は感染症法(これらの法律に基づく命令を含む。以下この項において同じ。))の規定による負担金若しくは補助金又は交付金とみなして、この法律又は感染症法の規定を適用する。

4 特別交付金交付額の交付の時期その他第一項の交付金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条第一項中「前条を」「前二条」に改め、同条第二項中「前条」を「前二条」に改め、「ため」の下に「補助金又は交付金の交付その他の」を加える。

第七十条の二を第七十条の二とし、第五章中第七十条の次に次の一条を加える。

(起債の特例)

第七十条の二 政令で定める地方公共団体は、新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするために実施する措置で総務省令で定めるものに通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するものについては、第十五条第一項の規定により政府対策本部が設置された時

から第二十一条第一項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの期間の属する年度に限り、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五条の規定にかかわらず、地方債をもってその財源とすることができる。

2 前項の地方債は、国が、その資金事情の許す限り、財政融資資金をもって引き受けるものとする。

3 第一項の地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利息の定率、償還の方法その他地方債に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の七中「内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する」を「内閣感染症危機管理統括庁において処理する」に改める。

(内閣法の一部改正)

第二条 内閣法(昭和二十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項に次の一号を加える。

十五 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき、内閣官房に属させられた事務

第十四条第三項中「事務」の下に「内閣感染症危機管理統括庁及び」を加える。

第十五条第二項中「次条第二項第一号」を「次項、第十六条第二項第一号及び第十七条第三項」に改め、「防衛に関するもの」の下に「及び内閣感染症危機管理統括庁の所掌に属するもの」を加え、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項に定めるもののほか、内閣危機管理監は、臨時に命を受け、感染症に係る危機管理に関する事務について、内閣感染症危機管理統括庁の事務の処理に協力する。

第十五条の次に次の一条を加える。

第十五条の二 内閣官房に、内閣感染症危機管理統括庁を置く。

2 内閣感染症危機管理統括庁は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第六条第一項に規定する政府行動計画の策定及び推進に関する事務

二 新型インフルエンザ等対策特別措置法第十七条第二項の規定により内閣感染症危機管理統括庁が処理することとされた新型インフルエンザ等対策本部に関する事務

三 新型インフルエンザ等対策特別措置法第七十条の七の規定により内閣感染症危機管理統括庁が処理することとされた新型インフルエンザ等対策推進会議に関する事務

四 前三号に掲げるもののほか、第十二条第二項第二号から第五号まで及び第十五号に掲げる事務のうち感染症の発生及びまん延の防止に関するもの（国家安全保障局、内閣広報官及び内閣情報官の所掌に属するものを除く。）

3 内閣感染症危機管理統括庁に、内閣感染症危機管理監一人を置く。

4 内閣感染症危機管理統括庁は、内閣官房長官を助け、命を受けて庁務を掌理するものとし、内閣総理大臣が内閣官房副長官の中から指名する者をもつて充てる。

5 内閣感染症危機管理統括庁に、内閣感染症危機管理監補一人を置く。

6 内閣感染症危機管理監補は、内閣感染症危機管理監を助け、庁務を整理するものとし、内閣総理大臣が内閣官房副長官補の中から指名する者をもつて充てる。

7 内閣感染症危機管理統括庁に、内閣感染症危機管理対策官一人を置く。

8 内閣感染症危機管理対策官は、内閣感染症

危機管理監及び内閣感染症危機管理監補を助け、命を受けて、内閣感染症危機管理統括庁の所掌事務に係る重要な政策に関する事務を総括整理し、及びその所掌事務のうち重要事項に係るものに参画するものとし、厚生労働省の医務技監をもつて充てる。

第十六条第五項中「前条第三項から第五項まで」を「第十五条第四項から第六項まで」に改める。

第十七条第二項中「並びに」の下に「内閣感染症危機管理統括庁」を加え、同条第三項中「第十五条第三項から第五項まで」を「第十五条第四項から第六項まで」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項に定めるもののほか、内閣官房副長官補（第十五条の二第六項の規定により内閣総理大臣が指名した者を除く。）は、臨時に命を受けて、感染症に係る危機管理に関する事務について、内閣感染症危機管理統括庁の事務の処理に協力する。

第十八条第三項及び第十九条第三項中「第十五条第三項から第五項まで」を「第十五条第四項から第六項まで」に改める。

第二十一条第五項中「第十五条第三項及び第四項」を「第十五条第四項及び第五項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

附 則
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、第一条中新型インフルエンザ等対策特別措置法の目次の改正規定、同法第六条第五項の改正規定、同法第十八条第四項の改正規定、同法第六十九条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第七十条の改正規定及び同法第七十条の二を同法第七十条の二とし、同

法第五章中第七十条の次に一条を加える改正規定は令和六年四月一日から施行する。

(政令への委任)
第二条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)
第三条 地方自治法昭和二十二年法律第六十七号の一部を次のように改正する。

第二百四十四条第二項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)
第四条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条のうち、新型インフルエンザ等対策特別措置法第十七条第二号の改正規定を削り、同法第三十一条の六第一項及び第二項の改正規定中「第三十一条の六第一項及び第二項」を「第三十一条の六第一項中「第三十一条の四第一項第二号」を第三十一条の六第一項第二号」に改め、同条第二項」に改める。

理 由

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、感染症の発生及びまん延の防止に関する施策の総合調整等に関する機能を強化するため、感染症の発生及びまん延の初期段階から新型インフルエンザ等対策本部が迅速かつ的確な措置を講ずるための仕組み等を整備するとともに、内閣官房に当該施策の総合調整等に関する事務及び同対策本部等に関する事務を所掌する内閣感染症危機管理統括庁を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、感染症の発生及びまん延の防止に関する施策の総合調整等に関する機能を強化するため、感染症の発生及びまん延の初期段階から新型インフルエンザ等対策本部が迅速かつ的確な措置を講ずるための仕組み等を整備するとともに、内閣官房に内閣感染症危機管理統括庁を設置するもので、その主な内容は次のとおりである。

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正

(一) 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「対策本部長」という。）は、新型インフルエンザ等のまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるにもかかわらず、総合調整に基づく所要の措置が実施されない場合は、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置に係る事態又は新型インフルエンザ等緊急事態に至る前であっても、新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）が設置されている間において、指定行政機関の長、都道府県知事等に対し、必要な指示をすることができるとすること。

(二) 地方公共団体の事務の代行等について、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の規定により実施する措置に加え、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の規定により実施する措置についても代行等が可能となるよう対象事務を拡大するとともに、新型インフルエンザ等緊急事態に至る前であっても、対策本部が設置されている間において代行等を行うこ

(四) 新型インフルエンザ等対策に係る費用に

ついで都道府県又は市町村の負担を軽減するために特別の交付金の交付に関する規定を設けるとともに、地方債の起債の特例を設けること。

乙 内閣法の一部改正

(一) 内閣官房に内閣感染症危機管理統括庁（以下「統括庁」という。）を設置すること。

(二) 統括庁は、感染症の発生及びまん延の防止に関する施策に係る司令塔機能を強化するため、対策本部長である内閣総理大臣を助け、行政各部の対応を強力に統括することとすること。

(三) 統括庁に内閣感染症危機管理監等を置くこと。

3 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

議案の可決理由

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、感染症の発生及びまん延の防止に関する施策の総合調整等に関する機能を強化するため、感染症の発生及びまん延の初期段階から新型コロナウイルス等対策本部が迅速かつ的確な措置を講ずるための仕組み等を整備するとともに、内閣官房に内閣感染症危機管理統括庁を設置する本案は、妥当なものとの認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、立憲民主党・無所属、国民民主党・無所属クラブ及び有志の会の共同提

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、令和五年度一般会計予算において、内閣感染症危機管理統括庁に必要な経費として、四億五千三百五十万四千円が計上されている。

右報告する。

令和五年三月二十九日

内閣委員長 大西 英男

衆議院議長 細田 博之殿

〔別紙〕

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び

内閣法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

一 新型コロナウイルス感染症対応に関する有識者会議における「今後とも社会経済財政への影響、財源のあり方、施策の効果などについて多面的に検証が行われ、的確に政策が進められることを求めたい。」との指摘を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に対する政府の対応について、飲食業、旅行業、宿泊業等に係る事業者の意見の聴取も含め、更なる検証を行った上で、その結果を公表するとともに、速やかに必要な措置を講ずること。特に予算に関しては、会計検査院の指摘も踏まえ、全体像の把握、使途の精査及び効果検証を行うこと。また、地方公共団体の財政措置をめぐる改正については、地方公共団体の意見を聴取し、国の財政措置の責任を単に地方公共団体に転嫁するものとならないよう、慎重に運用すること。

二 内閣官房及び内閣府の業務の肥大化を防止するため、事務及び組織について不斷の見直しを

行うこと。また、法律に基づく内閣官房及び内

閣府への業務の追加は、平成二十七年一月二十七日の閣議決定「内閣官房及び内閣府の業務見直しについて」等を踏まえ、内閣の司令塔機能など本来の役割を十分發揮するために必要不可欠なものに限るとともに、原則として、あらかじめ当該業務を行う期限を設けること。

二 内閣感染症危機管理統括庁は、医療のみならず、行動経済学、データ分析、心理学、危機管理、広報、デジタルなど多様な専門的知見を活用できる体制を確保すること。

内閣感染症危機管理統括庁及び国立健康危機
管理研究機構は、常時情報を共有するなど緊密
な連携を確保すること。

五 内閣危機管理監については、内閣全体の危機管理という所掌事務の特殊性及び重要性に鑑み、感染症危機管理においても、その役割を十分に果たせるよう、運用上の役割を明確にする。

内閣における危機管理に係る人材の育成に努めるとともに、危機管理人材育成に係る研修プログラムを充実させ、関係職員の資質向上を図ること。

し、感染症対応の初期期において、新型インフルエンザ等対策本部と各府省庁又は都道府県との間の調整が難航した場合には、内閣感染症危機管理統括庁は、新型インフルエンザ等対策本部長の指示権の行使については、慎重な検討に努め、あらかじめ各府省庁又は都道府県の意見を十分に聴き取り、当該意見を尊重しつつ総合調整に努めること。

八 感染を防止するための協力要請等に關し、都道府県知事が事業者等に命令する際に勸案すべき事項を定める政令については、当該都道府県知事による機動的かつ臨機応変な意思決定を阻害することのない内容とすること。

九 新型インフルエンザ等対策の実施に関する計

画(以下「政府行動計画」という。)の策定に当たっては、感染症対応に有用な情報を、平時から効率的・統合的に収集・管理するための情報基盤の整備と普及策について検討し、政府行動計画の中に盛り込むこと。

十 感染症対応の初期期において、より機動的かつ効果的に感染拡大を防ぐため、あらかじめ都道府県と協議の上、国の都道府県に対する財政支援の在り方を検討し、政府行動計画の中に盛り込むこと。

十一 起償の特例に關し、地方債の使途を定める総務省令については、未知の感染症の発生にも対応できるよう、感染症対策に係る最新の専門的知見を活かすため、不斷の見直しを行うこと。

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件

右
国会に提出する。

令和五年二月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理 由

政府は、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間の共同訓練や災害救助等の協力活動の実施を円滑にするともに相互運用性の向上を図るため、令和四年一月六日に東京で、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に署名した。よって、この協定を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定

日本国及びオーストラリア(以下個別に「締約国」とい、「両締約国」と総称する。)は、

地域及び世界の平和及び安定に関する両締約国の共通の利益を認識し、

国際紛争の平和的解決並びに国際の平和及び安全の維持についての両締約国の相互の誓約に留意し、

互恵的な防衛協力を円滑にするための法的枠組みを設けることにより、両締約国間の安全保障関係及び防衛関係を深めることを希望し、

一方の締約国の領域にいる間の他方の締約国の訪問部隊及び文民構成員の地位を定めることを希望し、

国際法に基づく両締約国のそれぞれの義務を認識して、

次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、
(a) 「文民構成員」とは、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、訪問部隊に伴う派遣国の文民たる国民であつて、訪問

令和五年三月三十日 衆議院会議録第十四号

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

部隊に雇用され、又は訪問部隊に勤務するもの(接受国に通常居住する者及び訪問部隊又は訪問部隊に代わる者に雇用される契約者を除く。)をいう。

(b) 「部隊」とは、日本国については自衛隊をいい、オーストラリアについてはオーストラリア国防軍をいう。

(c) 「訪問部隊」とは、一方の締約国の部隊であつて、他方の締約国の同意を得て、第四条1に定義する協力活動に関連して当該他方の締約国の領域に所在するものをいう。

(d) 訪問部隊の「構成員」とは、訪問部隊に属する者をいう。

(e) 「公用車両」とは、派遣国が所有し、又は別段の定めがある場合を除くほか、専ら派遣国が賃借する自動車(モーターサイクル及び装甲車両を含む。)であつて、訪問部隊の構成員又は文民構成員が公務の執行のために運行するものをいう。

(f) 「接受国」とは、訪問部隊若しくは文民構成員がその領域に所在する締約国又は文脈により当該締約国の領域をいう。

(g) 「派遣国」とは、訪問部隊又は文民構成員が属する締約国をいう。

第二条

この協定は、両締約国間における互恵的な防衛協力を実施するための枠組みを設け、並びに訪問部隊及び文民構成員の地位を定めることにより、当該防衛協力を円滑にすることを目的とする。

第三条

接受国において、接受国の法令を尊重し、及びこの協定の精神に反する活動、特に政治的活動を慎むことは、訪問部隊、その構成員及び文民構成員の義務である。また、このために必要な措置をとることは、派遣国の義務である。

第四条

1 この協定は、両締約国が相互に決定して部隊

が実施する協力活動(以下「協力活動」という。)であつて接受国において実施されるものに関する事項について適用する。第二十三条1の規定及び同規定に基づく請求の解決に関連する他の規定は、部隊が接受国における協力活動の実施に伴い全ての国の領域の外側に位置する水域及び上空に所在することとなる場合には、当該水域及び上空において実施される協力活動についても適用する。この協定のいかなる規定も、一方の締約国の部隊が他方の締約国の領域においてその同意を得ることなく活動を実施するための根拠となるものと解してはならない。

2 両締約国は、次のことを確保するため、自国の法令に従つて協力し、及び必要な場合には適当な措置をとる。

(a) 協力活動が接受国の国家的利益又は接受国の部隊の出動準備若しくは能力に悪影響を及ぼさないこと。

(b) 協力活動が公共の安全に妥当な考慮を払つて行われること。

(c) 協力活動が接受国への、接受国からの又は接受国内の航海、航空、電気通信又は陸上交通を不必要に妨げないこと。

3 この協定は、千九百五十四年二月十九日に東京で署名された日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基づいて国際連合の軍隊として行動する間のオーストラリア国防軍が実施するいかなる活動についても適用しない。

4 この協定は、両締約国間で効力を有する現行の二国間協定の実施を制限し、又は妨げるものではない。

第五条

1 接受国は、派遣国からの事前の通報により、適当な場合には、外交上の経路を通じて、派遣国に対し、訪問部隊の船舶又は航空機による接受国の港又は飛行場へのアクセスの許可を迅速に与える。

2 1に規定する訪問部隊の船舶及び航空機並びに公用車両並びに訪問部隊の構成員及び文民構成員は、協力活動のため、第八条の規定に従つて訪問部隊及び文民構成員の利用に供される施設及び区域へのアクセス並びにこれらのものの間の移動を認められる。

3 2の規定の適用上、両締約国は、訪問部隊が使用する経路について事前に協議する。接受国は、当該経路を定め、接受国内の移動に制限を課し、並びに特定の区域、空間及び施設へのアクセス並びにこれらのものの通過を禁止することができ。

4 訪問部隊の船舶及び航空機は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、接受国内の港及び飛行場へのアクセス並びにこれらのものの使用のため、租税、入港料その他これらに類する課徴金(提供された役務の使用料であるものを除く。)について、接受国の法令に従つて接受国の部隊の船舶及び航空機に適用される条件と同等の条件の下にあるものとする。ただし、接受国の中央政府がこれらの条件を定めることのできる範囲に限る。

5 公用車両は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、接受国内の道路の使用のため、租税、道路使用料、手数料その他これらに類する課徴金(提供された役務の使用料であるものを除く。)について、接受国の法令に従つて接受国の部隊の車両に適用される条件と同等の条件の下にあるものとする。ただし、接受国の中央政府がこれらの条件を定めることのできる範囲に限る。

6 訪問部隊の船舶は、接受国の法令に従つて強制水先に服するものとし、水先人を使用する場合には、派遣国は、相当する料率で水先料を支払う。

7 この条の規定の適用上、船舶又は航空機について「訪問部隊の」というときは、専ら訪問部隊

及び文民構成員の使用又は役務のための船舶及び航空機を含むものとする。

第六条

1 派遣国は、この協定に従って接受国に入学し、及び所在する者を特定する事項を事前に接受国に通報する。

2 1の規定並びに入学及び出国に関連して接受国が定める手続に従うことを条件として、訪問部隊の構成員及び文民構成員は、接受国への入学及び接受国からの出国に際し、査証を申請する要件を免除されるものとし、外国人の登録に関する接受国の法令の適用から除外される。ただし、接受国における永久的な居所又は住所を要求する権利を取得するものとはみなされない。

3 2に規定する訪問部隊の構成員及び文民構成員は、接受国において自己の公務を執行することを許される。ただし、自己の公務上必要とされる限度を超えて接受国において追加の業務を行う権利を取得するものとはみなされない。

4 訪問部隊の構成員は、接受国への入学又は接受国からの出国に際し、次の文書を携帯する。

(a) 派遣国が発給する有効な旅券又は防衛隊の身分証明書

(b) その個人又は集団が有する訪問部隊の構成員としての地位及び命令された旅行の証明となる派遣国が発給する個別的又は集团的旅行の証明書

5 文民構成員は、接受国への入学又は接受国からの出国に際し、次の文書を携帯する。

(a) 有効な旅券

(b) その個人又は集団が有する文民構成員としての地位及び命令された旅行の証明となる派遣国が発給する個別的又は集团的旅行の証明書

6 訪問部隊の構成員及び文民構成員は、接受国にいる間の身分証明のため、要請により、接受

国の関係当局に対し、自己の旅券又は防衛隊の身分証明書及び個別的又は集团的旅行の証明書を提示する。

7 訪問部隊の構成員及び文民構成員の接受国への入学については、全ての場合において、バイオセキュリティ及び検疫に関する接受国の関係法令を適用する。

8 接受国の国民又は接受国にとどまる別段の資格を有する者のいずれでもない者が接受国にいる間に訪問部隊の構成員又は文民構成員でなくなる場合には、派遣国は、次のことを行う。

(a) 必要とされる合理的な事項を示して接受国に速やかに通報すること。

(b) 接受国の要請により、その者の接受国からの出国に必要とされる合理的な措置を速やかに行うこと。

(c) その者を接受国から退去させるに当たって接受国が要する合理的な費用を負担すること。

9 接受国が自国民又は自国にとどまる別段の資格を有する者のいずれでもない訪問部隊の構成員又は文民構成員の自国の領域からの退去を要請する場合には、派遣国は、次のことを行う。

(a) その者の接受国からの出国に必要とされる合理的な措置を速やかに行うこと。

(b) その者を接受国から退去させるに当たって接受国が要する合理的な費用を負担すること。

10 派遣国は、接受国に入学することを許可された後に休暇の承認なく四十八時間を超えて不在となつた訪問部隊の構成員及び文民構成員について、必要とされる合理的な事項を示して接受国に通報する。

第七条

1 この条の規定の適用上、「税」とは、輸入又は輸出に当たつて納付すべき租税、手数料、課税金又は調整金(売上税、関税、消費税並びに物

品及びサービス税を含む)をいう。ただし、提供された役務の使用料にすぎないものを除く。

2 訪問部隊の構成員及び文民構成員は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、接受国の権限のある輸出入当局が執行する関係法令の適用を受ける。特に、当該輸出入当局は、接受国の法令に基づいて次の権利を有する。

(a) 調査及び関連する職務を行う権利

(b) 訪問部隊の構成員又は文民構成員を捜索する権利

(c) 手荷物、貨物及び車両を検査する権利

(d) 物件を差し押さえる権利(当該物件は、両締約国間における協議の後、派遣国に還付されることがある。)

3 2の規定の実施のため、訪問部隊及び接受国の税関当局は、必要な場合には、調査及び物件の差押えの実施について相互に援助する。

4 派遣国の公用の封印がある公文書は、不可侵とする。当該公文書の包装には、公文書のみが封入されていることを確認する派遣国が発給する証明書を添付する。

5 訪問部隊は、公用車両を含む全ての資材、需品及び備品であつて、専ら訪問部隊又は文民構成員の公用のためのものであり、かつ、輸入の時に訪問部隊又は文民構成員による売却を目的としていないものを税の免除を受けて接受国に輸入することができる。派遣国は、接受国の当局によつて要求される場合には、当該資材、需品及び備品が専ら訪問部隊又は文民構成員の公用のために輸入されることを確認する必要な書類を接受国の関係当局に提出する。

6 訪問部隊の構成員及び文民構成員は、次の全ての条件が満たされる場合には、合理的な数量の身回品、家具及び家庭用品(自動車、紙巻たばこ、葉巻たばこその他のたばこ及びアルコール飲料を除く。以下「個人用品」と総称する。)を税の免除を受けて接受国に輸入することができる。

る。

(a) 当該個人用品が、接受国が定める手続(接受国の当局によつて要求される場合には、当該個人用品が私用のためのものであることを確認する必要な書類の提出を含む。)に従つて輸入されること。

(b) 当該個人用品が、当該訪問部隊の構成員又は当該文民構成員が接受国において業務を開始するために最初に到着する時又はその後六箇月以内に輸入されること。

(c) 当該個人用品が当該訪問部隊の構成員又は当該文民構成員によつて引き続き使用され、所有され、及び占有されること。

7 訪問部隊の構成員及び文民構成員は、6に定める条件と同一の条件が満たされる場合には、一台の自動車を税の免除を受けて接受国に輸入することができる。この条の規定は、当該自動車について納付すべき他の租税の免除を与える義務を定めるものではない。

8 訪問部隊は、5に規定する要件に従うことを条件として、公用車両並びに訪問部隊及び文民構成員が所有する船舶及び航空機並びに専ら訪問部隊及び文民構成員の使用又は役務のための船舶及び航空機において専ら公用のために使用するために、全ての燃料、油脂及び潤滑油を税の免除を受けて接受国に輸入し、及び接受国から輸出することが認められる。

9 5から8までの規定により税の免除を受けて輸入された物品は、

(a) 税の免除を受けて輸出することができる。もつとも、接受国の関係当局は、輸出される物品が5から8までに定める条件に従つて輸入されたことの確認を求めることができる。

(b) 税の免除を受けて当該物品を輸入する権利を有しない者に対し接受国において処分してはならない。ただし、接受国が認め、かつ、接受国の法令(そのように処分される物品に

ついて納付すべき税の納税義務に関するものを含む。に従って行われる場合は、この限りでない。

10 5から8までの規定によつて与えられる免除は、物品の輸入及び輸出についてのみ適用するものとし、税が既に徴収された物品を接受国において購入する場合に、当該税の還付を要求するものと解してはならない。

11 派遣国は、この条の他の規定が適用される場合を除くほか、訪問部隊、その構成員及び文民構成員が接受国に支払うべき税及び罰金を支払うことを確保するための適当な措置をとる。

第八条

1 派遣国は、接受国における協力活動の実施のために訪問部隊及び文民構成員が必要とする施設、区域及び関連する役務へのアクセス並びにこれらのものの利用についての要請を接受国に提出することができる。接受国は、当該要請に対処するために必要な努力を払う。当該アクセス及び当該利用のための条件は、派遣国との協議を通じて接受国が決定する。

2 接受国は、訪問部隊及び文民構成員の利用に供される施設及び区域の全般的な管理について責任を負う。

第九条

1 訪問部隊及び文民構成員は、接受国の事前の同意を得て、かつ、両締約国が必要に応じて相互に決定する取決めに従うことを条件として、接受国の部隊に適用される条件よりも不利でない条件で、接受国が所有し、管理し、又は規制する公益事業及び公共の役務を協力活動のために一時的に利用することができる。

2 訪問部隊及び文民構成員は、接受国の関係当局との取決めに従い、協力活動に関連する公用通信のために電気通信及び情報システムを運用することができる。

3 訪問部隊及び文民構成員は、接受国の法令及

びサービス・プロバイダが定めるそれぞれの条件に従うことを条件として、接受国において公に提供される通信サービスを利用することができる。

第十条

1 接受国は、自国における車両の運転のための最低年齢に関する要件に従うことを条件として、派遣国の権限のある当局が訪問部隊の構成員及び文民構成員に発給した運転許可証若しくは運転免許証又は防衛隊の運転許可証を、運転者試験又は手数料を課することなく、公用車両の運転のために有効なものとして承認する。

2 公用車両以外の車両の運転については、接受国の法令によつて要求される場合には、適当な国際運転免許証又は接受国の関係当局が発給する運転許可証若しくは運転免許証を取得する。

3 公用車両(接受国において賃借される車両を除く)には、派遣国が付与する登録番号に加えて、明確な国籍の標示を付ける。もつとも、接受国によつて登録されることを要求されない。

4 訪問部隊の構成員及び文民構成員に帰属する私有車両については、接受国の国民に適用される条件と同一の条件で、登録し、かつ、接受国の関係当局が発給する登録番号標を付ける。

第十一条

1 派遣国が与える専門的な、技術的な又は職業上の免許及び資格であつて最新のかつ有効なものを有する訪問部隊の構成員及び文民構成員は、2の規定に従うことを条件として、接受国内で関連する自己の公務を執行することを認められるものとし、接受国により、訪問部隊の構成員又は文民構成員として当該公務を執行するためのいかなる許可(免許の形式であるかどうかを問わない)も取得することを要求されない。

2 訪問部隊の構成員又は文民構成員である医療専門家は、接受国において訪問部隊の構成員及

び文民構成員のために治療を行うこと、医薬品を処方し、及び調剤すること並びに医療用製品又は医療機器を使用することを認められる。当該医療専門家は、接受国の事前の同意を得ることなく接受国において公衆のために治療を行つてはならず、医薬品を処方し、又は調剤してはならず、また、医療用製品又は医療機器を使用してはならない。

第十二条

訪問部隊の構成員は、派遣国が発する命令によつて認められ、かつ、接受国が承認する場合に、協力活動の実施のために武器及び弾薬を所持し、及び携帯することができる。

第十三条

訪問部隊の構成員は、自己の公務を執行する間、自己の制服及び防衛隊の記章を着用することを許される。

第十四条

1 訪問部隊は、この条の規定に従うことを条件として、接受国において協力活動を実施するため、武器、弾薬、爆発物及び危険物を輸送し、保管し、及び取り扱うことができる。

2 1に規定する武器、弾薬、爆発物及び危険物は、接受国が決定する手続及び要件に従い、派遣国の責任において訪問部隊が輸送し、保管し、及び取り扱う。

3 派遣国は、接受国における協力活動のために輸入する武器、弾薬、爆発物及び危険物の種類、数量及び輸送日程を接受国に事前に通報する。

第十五条

1 接受国は、自国の法令に従い、訪問部隊の構成員及び文民構成員の個人情報保護するため適当な措置をとる。

2 この協定に従つて両締約国間で伝達される全ての秘密情報は、適用可能な情報保護に関する両締約国間の協定及び取決めの適用を受け、

並びにこれらによつて保護される。

第十六条

1 派遣国は、訪問部隊の構成員及び文民構成員が接受国への入国の際に協力活動を実施することに健康上適していること(歯に関する事項を含む)を確保する。

2 訪問部隊の構成員又は文民構成員のために接受国が提供し、又は行う治療(歯科治療を含む)又は医療搬送は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、全費用回収の原則に基づくものとする。

第十七条

1 訪問部隊及び文民構成員は、自己の消費又は専ら訪問部隊若しくは文民構成員の公用のため、接受国において、資材、備品及び役務の取得又は利用に対する租税その他これに類する公課について接受国の部隊に適用される条件と同等の条件で当該資材、備品、備品及び役務を取得し、又は利用することができる。

2 1の規定に基づき租税その他これに類する公課の免除を受ける資材、備品及び備品は、接受国が認める場合を除くほか、租税その他これに類する公課の免除を受けて当該資材、備品及び備品を取得し、又は利用する権利を有しない者に対し接受国において処分してはならない。

3 訪問部隊の構成員及び文民構成員は、接受国における資材、備品、備品及び役務の個人的な取得又は利用に対する租税その他これに類する公課の免除をこの条の規定を理由として享有することはない。

4 訪問部隊又は文民構成員が接受国において現地の労働者を雇用する場合には、雇用及び労働の条件、労働者の保護のための条件並びに労働関係に関する労働者の権利については、接受国の法令を遵守するものとする。

第十八条

1 各締約国は、両締約国が相互に別段の決定を

令和五年三月三十日 衆議院会議録第十四号

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

行う場合を除くほか、自国の利用可能な資源の範囲内で、協力活動への参加のための自国の費用について責任を負う。

2 両締約国がこの協定又は協力活動の実施に関連する参加のための費用を分担することを決定する場合には、当該費用は、両締約国が相互に別段の決定を行うときを除くほか、比例の原則を考慮して衡平の原則に基づいて分担する。

第十九条

1 訪問部隊の構成員及び文民構成員は、接受国及び適用可能な場合には派遣国の外国為替に関する法令の適用を受ける。

2 訪問部隊の構成員又は文民構成員の租税（この協定の他の規定に定める租税を除く）を納付する義務は、両締約国の関係法令及び当該租税に関する両締約国間の協定（所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための両締約国間の協定を含む）により規律される。

第二十条

1 両締約国は、環境、文化遺産並びに人の健康及び安全の保護に適合する方法によりこの協定を実施する。

2 両締約国は、いずれかの締約国の要請により、接受国において環境、文化遺産又は人の健康及び安全に影響を及ぼし得る問題について協議し、及び適当な情報を交換する。

3 派遣国は、接受国の法令を考慮して、第二十七条の規定に基づいて設置される合同委員会を通じて両締約国間における協議の後、環境、文化遺産又は人の健康及び安全に対する損害又は損害のおそれに対処するための適当な措置を接受国と協力して速やかに行う。

第二十一条

1 訪問部隊の構成員及び文民構成員は、派遣国の法令に従って派遣国の国家的な指揮及び一般的な管理の下に常に置かれるものとする。

2 この条の規定に従うことを条件として、

(a) 派遣国の当局は、訪問部隊の構成員及び文民構成員に対し、派遣国の法令によって与えられた全ての刑事裁判権を接受国内で行使する権利を有し、及び懲戒の裁判権に関する専属的な権限を有する。

(b) 接受国の当局は、訪問部隊の構成員及び文民構成員に対し、接受国内で犯す罪であつて接受国の法令によつて罰することができ、民構成員に対し、派遣国の法令によつて罰することができ、派遣国の法令によつて罰することができないもの（派遣国の安全に関する罪を含む）について専属的裁判権を行使する権利を有する。

(c) 接受国の当局は、訪問部隊の構成員及び文民構成員に対し、接受国の法令によつて罰することができ、派遣国の法令によつて罰することができないもの（接受国の安全に関する罪を含む）について専属的裁判権を行使する権利を有する。

(d) この3及び4の規定の適用上、締約国の安全に関する罪には、次のものを含む。

(i) 当該締約国に対する反逆

(ii) 妨害行為（サボタージュ）、諜報行為又は当該締約国の公務上若しくは国防上の秘密に関する法令の違反

4 裁判権を行使する権利が競合する場合には、次の規定を適用する。

(a) 派遣国の当局は、次の罪については、訪問部隊の構成員及び文民構成員に対して裁判権を行使する第一次の権利を有する。

(i) 専ら派遣国の財産若しくは安全のみに対する罪又は専ら他の訪問部隊の構成員若しくは文民構成員の身体若しくは財産のみに対する罪

(ii) 公務執行中の作為又は不作為から生ずる罪

(b) その他の罪については、接受国の当局が、裁判権を行使する第一次の権利を有する。

(c) 裁判権を行使する第一次の権利を有する締約国は、裁判権を行使しないことを決定したときは、できる限り速やかに他方の締約国の当局に通報する。

(d) 裁判権を行使する第一次の権利を有する締約国の当局は、他方の締約国が当該権利の放棄を特に重要であると認める場合において、当該他方の締約国の当局から要請があつたときは、当該要請に対して好意的な考慮を払う。

5 (a) 両締約国の当局は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、接受国における訪問部隊の構成員又は文民構成員の逮捕及び2から4までの規定に従つて裁判権を行使すべき当局へのこれらの者の引渡しについて相互に援助する。

(b) (a)の規定に関し、一方の締約国が(a)に規定する援助を拒否しようとする場合には、当該一方の締約国は、当該援助を提供することができ、かつ、当該援助を提供するために他方の締約国と直ちに協議する。

(c) 接受国の当局は、派遣国の当局に対し、訪問部隊の構成員又は文民構成員の逮捕を速やかに通報する。

(b) (a)の規定に関し、一方の締約国が(a)に規定する援助を拒否しようとする場合には、当該一方の締約国は、当該援助を提供することができ、かつ、当該援助を提供するために他方の締約国と直ちに協議する。

(c) 両締約国の当局は、裁判権を行使する権利が競合する全ての事件の処理について相互に通報する。

7 被告人がこの条の規定に従つて一方の締約国の当局により裁判を受けた場合において、無罪の判決を受けたとき、又は有罪の判決を受けて服役しているとき、服役したとき、若しくは赦免されたときは、他方の締約国の当局は、同一の犯罪について重ねてその者を裁判してはならない。この7の規定は、派遣国の当局が訪問部隊の構成員及び文民構成員を、その者が接受国の当局により裁判を受けた犯罪を構成した作為又は不作為から生ずる規律の違反について、裁判することを妨げるものではない。

8 訪問部隊の構成員又は文民構成員は、接受国の裁判権に基づいて訴追される場合には、いつでも、次の権利を有する。

(a) 遅滞なく迅速な裁判を受ける権利

(b) 防御を準備するための合理的な時間を確保するため公判前に自己に対する具体的な訴因の通知を受ける権利

(c) 自己に不利な証人と対決する権利

(d) 自己の防御のために証拠を提出する権利及び証人が接受国の管轄内にいるときは強制的な手続により当該証人を求める権利

(e) 自己の防御のために自己の選択する弁護人を持つ権利又は接受国において通常行われている条件に基づき費用を要することなく若しくは費用の補助を受けて弁護人を持つ権利

(f) 派遣国の代表者と連絡する権利及び裁判所の規則が認めるときは自己の裁判に当該代表者を立ち会わせる権利

(g) 自己の裁判に出席する権利。裁判は、公開で行う。ただし、この8に定める最低限度の基準に影響を及ぼすことなく、裁判所が公の秩序、公共の安全又は公衆の道徳を理由として決定するときは、他の者を出席させないことができるものとする。 (h) 接受国の法令に従うことを条件として保釈される権利 (i) 自己に不利な供述を強要されない権利 (j) 実行の時に接受国の法令により犯罪を構成しなかった作為又は不作為を理由として有罪とされない権利 9 接受国において抑留され、又は拘禁されている訪問部隊の構成員及び文民構成員は、接受国の法令に従うことを条件として領事官の訪問を受ける権利を有する。 10 この条の規定は、この協定の効力発生前に犯したいかなる罪についても適用しない。	(a) 次の場合には、自国が所有し、かつ、自国の部隊又は文民要員が使用する財産に対する損害(利用価値の喪失を含む。以下この条において「損害」という。)及び自国の部隊の構成員又は文民要員が公務の執行に従事している間に被った負傷又は死亡。ただし、当該損害又は当該負傷若しくは死亡が当該他方の締約国の部隊の構成員又は文民要員の重過失又は故意のみによって生じた二締約国が相互に決定する場合を除く。 (i) 当該損害又は当該負傷若しくは死亡が、当該他方の締約国の部隊の構成員又は文民要員によりこの協定に基づく協力活動に関連する公務の執行に従事している間に生じた場合 (ii) 当該損害又は当該負傷若しくは死亡が、当該他方の締約国が所有する車両、船舶又は航空機であつて当該他方の締約国の部隊又は文民要員がこの協定に基づく協力活動に関連する公務の執行のために使用しているものの使用から生じた場合 (b) 海難救助。ただし、救助された船舶又は積荷が、いずれかの締約国が所有し、かつ、当該締約国の部隊がこの協定に基づく協力活動に関連する公用のために使用しているものであつた場合に限る。 2 1(a)の規定の適用上、損害、負傷又は死亡についての請求権がいずれかの締約国の部隊の構成員又は文民要員の重過失又は故意のみによって生じた二締約国が相互に決定する場合に、その決定は、その事実について最終的なものとし、当該部隊の構成員又は文民要員が属する締約国のみがその請求に対する責任に係る費用を負担する。二締約国は、当該費用を負担する締約国が当該請求を満たすために支払うべき最終的な額について協議する。 3 二締約国は、一方の締約国が所有するその他の財産に対し1(a)に規定するようにして生じた損害についての当該一方の締約国の他方の締約国に対するその他の請求の解決について協議する。当該請求を満たすために要した費用は、5(e)の規定に従つて二締約国が分担する。 4 1及び3の規定の適用上、「締約国が所有する」というときは、次に掲げる物を含むものとする。ただし、損失の危険又は責任が当該締約国以外の者によつて負担される範囲については、この限りでない。 (a) 船舶については、当該締約国が裸用船として賃借し、又は裸の条件で徴発した船舶 (b) 車両又は航空機については、専ら当該締約国が賃借した車両又は航空機 5 公務執行中の訪問部隊の構成員若しくは文民構成員の作為若しくは不作為又は訪問部隊が法律上責任を有するその他の作為、不作為若しくは事故であつて、接受国において第三者の財産に損害を与え、又は第三者を負傷させ、若しくは死亡させたものから生ずる請求権は、接受国が次の規定に従つて処理する。 (a) 全ての請求は、接受国の部隊の行動から生ずる請求権に適用される接受国の法令に従つて提起し、審査し、解決し、又は裁判する。接受国は、裁判することとなる場合を除くほか、派遣国と協議して当該請求を解決する。 (b) 接受国によつて申立人との間で合意され、又は裁判によつて決定された額の支払は、接受国ができる限り速やかに自国の通貨で行う。 (c) 接受国は、派遣国に対し、全ての請求に関する事項を通報し、自国による当該請求の処理について随時通報する。接受国は、当該請求に対する抗弁及び当該請求の解決について派遣国の合理的な依頼を考慮する。 (d) 接受国がこの5の規定に従つて支払を行つた各請求は、その明細及び(e)の規定による分
拒案とともに派遣国に通報する。二箇月以内に派遣国の回答がなかった場合には、その分拒案は、派遣国が受諾したもののみならず、(a)から(d)までの規定に従つて請求を満たすために要した費用(接受国が当該請求の処理において負担した合理的な費用を含む。)は、二締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、二締約国が次のとおり分担する。 (i) いずれかの締約国のみが損害、負傷又は死亡について責任を負う場合には、当該締約国は、当該請求に係る費用の全額を単独で負担する。 (ii) 二締約国が損害、負傷又は死亡について責任を負い、かつ、それぞれの責任の程度を相互に決定することができる場合には、各締約国は、解決のために合意され、又は裁判によつて決定された額のうち自国の責任の程度に相当する部分を負担する。 (iii) 二締約国が損害、負傷若しくは死亡について責任を負い、かつ、それぞれの責任の程度を相互に決定することができない場合又は損害、負傷若しくは死亡が二締約国によつて生じ、かつ、当該損害、負傷若しくは死亡についていずれかの締約国の責任として特定することができない場合には、解決のために合意され、又は裁判によつて決定された額は、二締約国が均等に分担する。 (f) この5の規定に従つて処理する各請求であつて(e)の規定による比率に基づく分拒案が(d)の規定に従つて受諾されたものについて接受国が直前の六箇月の期間内に支払った額の明細書は、償還の要請及び支払の明細とともに六箇月ごとに派遣国に送付する。当該償還は、できる限り速やかに、かつ、派遣国が当該明細書を受領した日から遅くとも二箇月以内に接受国の通貨で行う。	1 各締約国は、次の事項についての他方の締約国に対する全ての請求権を放棄する。 第二十三条 令和五年三月三十日 衆議院会議録第十四号 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書 四五

(g) 請求を満たす額の接受国による支払(合意による解決に従って行われたものであるか接受国の権限のある裁判所による裁判に従って行われたものであるかを問わない。)は、(d)から(f)までの規定の適用を妨げることなく、当該請求に対する責任を完全に解除するものとする。当該支払又は支払を認めない旨の接受国の権限のある裁判所による確定した裁判は、両締約国に対し拘束力を有する最終的なものとする。 6 5の規定は、次の請求権については、適用しない。 (a) 民間の保険による填補の対象となる公用車両の使用から生ずる請求権(当該保険による填補の対象となる範囲に限る。) (b) 契約による請求権。契約から生ずる請求権は、関連する契約の内容に従って処理する。 (c) 船舶の航行若しくは運送若しくは貨物の積み、運送若しくは陸揚げから生じ、又はこれらに関連して生ずる財産に対する損害についての請求権(5(e)の規定が3に規定する請求権に適用される範囲を除く。)。ただし、両締約国が相互に決定する海事に関する請求権については、この限りでない。 7 両締約国は、関係当事者の間で解決される場合を除くほか、この協定に基づく協力活動に関連する請求権であつてこの条の他の規定の対象とならないもの(訪問部隊の構成員又は文民構成員の公務執行中以外の作為又は不作為であつて、接受国の領域において負傷若しくは死亡をきたし、又は財産に対する損害を与えたものから生ずる請求権を含む。)について協議する。 8 両締約国は、接受国の権限のある裁判所が請求について裁判する過程において決定する場合	を除くほか、請求権が公務執行中の作為又は不作為から生じたものか公務執行中以外の作為又は不作為から生じたものかについて協議し、及び相互に決定する。 9 一方の締約国がこの条に規定する請求についての通知を受領した場合には、当該一方の締約国は、できる限り速やかに他方の締約国に通報する。 10 両締約国は、自国の法令によつて認められる範囲内で、この条に規定する請求の公平な審理及び処理のため、関連情報の提供並びに証拠の収集及び提出について協力する。 11 派遣国は、接受国の要請により、接受国の法令に基づき強制執行を行うべき私有の財産であつて訪問部隊又は文民構成員が使用している区域内にあるものを接受国が差し押さえることを援助する。 12 (a) 派遣国は、訪問部隊の構成員又は文民構成員に対する接受国の裁判所の民事裁判権からの免除を請求してはならない。 (b) (a)の規定は、接受国の法令に定める執行手続に関する免除を放棄するものと解してはならない。 13 この条の規定は、この協定の効力発生前に生じた請求権については、適用しない。 14 この条の規定の適用上、 (a) 「文民要員」とは、派遣国については文民構成員をいい、接受国については接受国の部隊に雇用され、又は当該部隊に勤務する接受国の文民たる職員(当該部隊又は当該部隊に代わる者に雇用される契約者を除く。)をいう。 (b) 「重過失」とは、明白な危険の重大な軽視をいう。 第二十四条 1 一方の締約国が事故又は事件の通知を受領した場合においては、当該一方の締約国は、できる限り速やかに他方の締約国に通報する。通報すべき	事故又は事件は、両締約国が相互に事前に決定する。 2 両締約国は、公用車両又は派遣国が所有する船舶若しくは航空機若しくは専ら派遣国の使用若しくは役務のための船舶若しくは航空機が関係する接受国における事故又は事件に関し、それぞれ国内的要件に従い、相互に協力して必要な行政上の調査を行うための手続を定める。 第二十五条 1 各締約国は、他方の締約国に対し、接受国における訪問部隊の構成員又は文民構成員の死亡を遅滞なく通報する。接受国は、派遣国に対して合理的な事前の通報を行うことなく死亡者を特定する事項が公表されないことを確保するよう努める。 2 両締約国は、死亡事案に関するその他の全ての事項(訪問部隊の構成員又は文民構成員の遺体及びその関連する身回品の特定、処理、送還及び処分を含むが、これらに限定されない。)のための手続を定める。 第二十六条 両締約国は、訪問部隊の構成員及び文民構成員に与えられる特権の濫用又は悪用を防止し、並びにこの協定により訪問部隊の構成員及び文民構成員に課される義務の適切な履行を確保するために協力する。 第二十七条 1 この協定の実施に関して相互間の協議を必要とする全ての事項に関する両締約国間の協議機関として、合同委員会を設置する。 2 合同委員会は、その手続規則を定める。合同委員会は、特定の問題を取り扱う作業部会を設置することができる。 3 合同委員会は、いずれかの締約国の要請によりいつでも会合する。 4 合同委員会は、各締約国の代表者をその共同	議長とする。 5 合同委員会は、問題を解決することができない場合には、適当な経路を通じて更なる検討のために、その問題をそれぞれの締約国の政府に移すものとする。 6 両締約国は、この協定を実施するため、合同委員会を通じて両締約国間における協議の後、取決めるを行うことができる。 第二十八条 この協定の解釈又は実施に関する紛争は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、両締約国間の協議及び交渉によつてのみ解決する。 第二十九条 1 この協定は、両締約国がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後五日目の日に効力を生ずる。 2 この協定は、両締約国間の書面による合意によつて改正することができる。改正は、両締約国によりそれぞれの国内手続に従つて承認されるものとし、両締約国が合意する日に効力を生ずる。 3 (a) 各締約国は、他方の締約国に対して六箇月前の書面による通告を行うことにより、いつでもこの協定を終了させることができる。 (b) この協定の終了の後においても、費用、裁判権又は請求権に関する履行されていない義務は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、履行されるまで引き続き拘束力を有する。 (c) この協定の終了の後においても、情報の保護に関する義務は、引き続き拘束力を有する。 4 この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成す。
---	--	---	--

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正
当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十二年一月六日に東京及びキャンベラ
で、ひとしく正文である日本語及び英語により本
書二通を作成した。

日本国のために

岸田文雄

オーストラリアのために

S・モリソン

附属書(第二十一条関係)

1 派遣国は、第二十一条5(a)及び6(a)の規定の
実施に当たり、この協定に従い、接受国の領域
的管轄権の合法的な行使を妨害してはならな
い。

2 両締約国は、第二十一条5(a)の規定に関し、
同条5(a)に規定する援助がこの協定の効力発生
の時に有効な適用可能な国際協定に基づく自国
の義務に反するといずれかの締約国が認める場
合には当該締約国の当局は当該援助を提供する
義務を負わないことを相互に決定する。

3 2に規定する場合を除くほか、一方の締約国
は、第二十一条5(a)の規定に関し、同条5(a)に
規定する援助を提供しないことを他方の締約国
に認めることについての当該他方の締約国から
の要請に対して好意的な考慮を払う。

4 2の規定に関し、一方の締約国の当局が第二
十一条5(a)に規定する援助を提供しない場合に
は、当該一方の締約国は、直ちに他方の締約国
と協議する。

5 第二十一条5(a)の規定に関し、一方の締約国
の当局が引渡しを求められている者の他方の締

約国への引渡しについて援助を提供しない場合
には、当該一方の締約国は、当該他方の締約国
の要請により、自国の法令によって認められる
範囲内で、訴追のため自国の当局に事件を付託
する。

6 両締約国は、第二十一条5(a)及び6(a)の規定
に基づいて相互に援助する義務を負うが、いず
れかの締約国の当局がこれらの規定によって認
められる範囲内で援助を提供しない場合には、
これを1に規定する妨害と解してはならない。

7 接受国の裁判権に基づいて抑留され、拘禁さ
れ、又は訴追される訪問部隊の構成員又は文民
構成員は、第二十一条8に定める手続上の保障
に加え、次の手続上の保障を受ける。

(a) 当該訪問部隊の構成員又は文民構成員は、
自己に対する被疑事実を直ちに告げられ、か
つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与えられ
なければ、抑留されず、又は拘禁されないも
のとし、正当な理由がなければ、拘禁されな
い。

(b) 当該訪問部隊の構成員又は文民構成員は、
接受国の法令に従い、残虐な刑罰を科されな
い。

(c) 当該訪問部隊の構成員又は文民構成員は、
裁判の前の拘禁の合法性について異議を申し
立てる権利を有する。

(d) 当該訪問部隊の構成員又は文民構成員は、
自己に不利な証人に対する反対尋問を行う権
利を有する。

(e) 当該訪問部隊の構成員又は文民構成員は、
自己が必要と認めるときは、接受国の法令に
従い、有能な通訳を用いる。

8 派遣国は、要請により、いつでも、訪問部隊
の構成員又は文民構成員で接受国によって拘禁
されているものに接見する権利を有する。

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍と
の間における相互のアクセス及び協力の円
滑化に関する日本国とオーストラリアとの
間の協定の締結について承認を求めるの件
に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

政府は、自衛隊とオーストラリア国防軍との
間の共同訓練等を通じた協力が緊密となつてき
たこと等を踏まえ、平成二十六年七月、オース
トラリア政府との間で両国の部隊の共同運用と
訓練を円滑にするための協定の締結に向けた交
渉の開始を決定した。その交渉の結果、協定の
案文について最終的な合意をみるに至つたの
で、令和四年一月六日に東京及びキャンベラに
おいて、本協定の署名が行われた。

本協定は、日本国とオーストラリアとの間に
おける互恵的な防衛協力を実施するための枠組
みを設け、並びに訪問部隊及び文民構成員の地
位を定めることにより、当該防衛協力を円滑に
することを目的とするものであり、その主な内
容は次のとおりである。

1 本協定の適用上、「文民構成員」とは、両締
約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほ
か、訪問部隊に随伴する派遣国の文民たる国
民であつて、訪問部隊に雇用され、又は訪問
部隊に勤務するものをいい、また、「訪問部
隊」とは、一方の締約国の部隊(日本国につ
いては自衛隊を、オーストラリアについては
オーストラリア国防軍をそれぞれいう。以下
同じ。)であつて、他方の締約国の同意を得
て、2の協力活動に関連して当該他方の締約
国の領域に所在するものをいうこと。

2 本協定は、両締約国が相互に決定して部隊
が実施する協力活動(以下「協力活動」とい
う。)であつて接受国において実施されるもの
に関する事項について適用すること。

3 訪問部隊の構成員及び文民構成員(以下「訪
問部隊の構成員等」という。)は、接受国への
入国及び接受国からの出国に際し、接受国が
定める手続に従うこと等を条件として、査証
を申請する要件を免除されること。また、訪
問部隊は、専ら訪問部隊又は文民構成員の公
用のためのものである全ての資材等を税の免
除を受けて接受国に輸入することができるこ
と。

4 訪問部隊の構成員等に対して刑事裁判権を
行使する権利が競合する場合には、派遣国の
当局は専ら派遣国の財産若しくは安全のみに
対する罪等又は公務執行中に生ずる罪につ
いて、接受国の当局はその他の罪について、裁
判権を行使する第一次の権利を有すること。

5 両締約国の当局は、接受国における訪問部
隊の構成員等の逮捕及び裁判権を行使すべき
当局へのこれらの者の引渡しについて相互に
援助すること。

6 一方の締約国は、自国の部隊又は文民構
成員が使用する自国の財産に対する損害及び自
国の部隊の構成員又は文民構成員の公務執行
中の負傷又は死亡が、本協定に基づく協力活
動によって生じた場合には、他方の締約国に
対する全ての請求権を放棄すること。

7 公務執行中の訪問部隊の構成員等の作為又
は不作為であつて、接受国において第三者の
財産に損害を与え、又は第三者を負傷若しく
は死亡させたものから生ずる請求権は、接受
国が処理すること。

なお、協定の不可分の一部を成す附属書は、
両締約国は、5の援助が本協定の効力発生の時
に有効な適用可能な国際協定に基づく自国の義
務に反するといずれかの締約国が認める場合に
は、当該締約国の当局は当該援助を提供する義
務を負わないことを相互に決定すること等を定
めている。

本協定は、両締約国が本協定の効力発生に必

令和五年三月三十日 衆議院会議録第十四号

要なそれぞれの国内手続を完了した旨を相互に
通告する外交上の公文を交換した日の後五日目
の日に効力を生ずることになっている。

よって政府は、本協定の締結について、日本
国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づ
き、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、日豪両国間の安全
保障・防衛協力が更に促進されるとともに、イ
ンド太平洋地域の平和と安定が強固に支えられ
ることとなるこの見地から有意義であると認め
る。本件は承認すべきものと議決した次第であ
る。

右報告する。

令和五年三月二十九日

外務委員長 黄川田仁志

衆議院議長 細田 博之殿

日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北ア
イルランド連合王国の軍隊との間における相
互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本
国とグレートブリテン及び北アイルランド連
合王国との間の協定の締結について承認を求
めるの件

右

国会に提出する。

令和五年二月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北
アイルランド連合王国の軍隊との間における
相互のアクセス及び協力の円滑化に関する
日本国とグレートブリテン及び北アイル
ランド連合王国との間の協定の締結につい
て承認を求めるの件

日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北ア
イルランド連合王国の軍隊との間における相互の

日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

クセス及び協力の円滑化に関する日本国とグ
レートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の
協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三
号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求め
る。

理 由

政府は、日本国の自衛隊とグレートブリテン及
び北アイルランド連合王国の軍隊との間の共同訓
練や災害救助等の協力活動の実施を円滑にするこ
とに相互運用性の向上を図るため、令和五年一
月十一日にロンドンで、日本国の自衛隊とグ
レートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊と
の間における相互のアクセス及び協力の円滑化に
関する日本国とグレートブリテン及び北アイルラ
ンド連合王国との間の協定に署名した。よって、
この協定を締結することといたしたい。これが、
この案件を提出する理由である。

日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北
アイルランド連合王国の軍隊との間におけ
る相互のアクセス及び協力の円滑化に関す
る日本国とグレートブリテン及び北アイル
ランド連合王国との間の協定

日本国及びグレートブリテン及び北アイルラ
ンド連合王国(以下個別に「締約国」といい、「両締約
国」と総称する。)は、
地域及び世界の平和及び安定に関する両締約国
の共通の利益を認識し、
国際紛争の平和的解決並びに国際の平和及び安
全の維持についての両締約国の相互の誓約に留意
し、
互恵的な防衛協力を円滑にするための法的枠組
みを設けることにより、両締約国間の安全保障関
係及び防衛関係を深めることを希望し、
訪問部隊及び文民構成員の地位を定めることを

希望し、
国際法に基づく両締約国のそれぞれの義務を認
識して、
次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、

(a) 「文民構成員」とは、訪問部隊に随伴する派
遣国の文民たる職員であつて、訪問部隊に雇
用され、又は訪問部隊に勤務するもの(接受
国に通常居住する者及び訪問部隊又は訪問部
隊に代わる者に雇用される契約者を除く。)を
いう。

(b) 「部隊」とは、日本国については自衛隊をい
い、グレートブリテン及び北アイルランド連
合王国についてはグレートブリテン及び北ア
イルランド連合王国の軍隊(以下「連合王国の
軍隊」という。)をいう。

(c) 「訪問部隊」とは、一方の締約国の部隊で
あつて、他方の締約国の同意を得て、第四条
1に定義する協力活動に関連して当該他方の
締約国の領域に所在するものをいう。

(d) 「訪問部隊の「構成員」とは、訪問部隊に属す
る者をいう。

(e) 「公用車両」とは、派遣国が所有し、又は別
段の定めがある場合を除くほか、専ら派遣国
が賃借する自動車(モーターサイクル及び装
甲車両を含む。)であつて、訪問部隊の構成員
又は文民構成員が公務の執行のために運行す
るものをいう。

(f) 「接受国」とは、訪問部隊若しくは文民構成
員がその領域に所在する締約国又は文脈によ
り当該締約国の領域をいう。

(g) 「派遣国」とは、訪問部隊又は文民構成員が
属する締約国をいう。

第二条

この協定は、両締約国間における互恵的な防衛
協力を実施するための枠組みを設け、並びに訪問

部隊及び文民構成員の地位を定めることにより、
当該防衛協力を円滑にすることを目的とする。

第三条

接受国において、接受国の法令を尊重し、及び
この協定の精神に反する活動、特に政治的活動を
慎むことは、訪問部隊、その構成員及び文民構成
員の義務である。また、このために必要な措置を
とることは、派遣国の義務である。

第四条

1 この協定は、両締約国が相互に決定して部隊
が実施する協力活動(以下「協力活動」という。)
であつて接受国において実施されるものに関す
る事項について適用する。第二十三条1の規定
及び同規定に基づく請求の解決に関連する他の
規定は、部隊が接受国における協力活動の実施
に伴い全ての国の領域の外側に位置する水域及
び上空に所在することとなる場合には、当該水
域及び上空において実施される協力活動につい
ても適用する。この協定のいかなる規定も、一
方の締約国の部隊が他方の締約国の領域におい
てその同意を得ることなく活動を実施するため
の根拠となるものと解してはならない。

2 両締約国は、次のことを確保するため、自国
の法令に従つて協力し、及び必要な場合には適
当な措置をとる。

(a) 協力活動が接受国の国家的利益又は接受国
の部隊の出動準備若しくは能力に悪影響を及
ぼさないこと。

(b) 協力活動が公共の安全に妥当な考慮を払つ
て行われること。

(c) 協力活動が接受国への、接受国からの又は
接受国内の航海、航空、電気通信又は陸上交
通を不必要に妨げないこと。

3 この協定は、千九百五十四年二月十九日に東
京で署名された日本国における国際連合の軍隊
の地位に関する協定に基づいて国際連合の軍隊

として行動する間の連合王国の軍隊が実施する
いかなる活動についても適用しない。
4 この協定は、両締約国間で効力を有する現行
の二国間協定の実施を制限し、又は妨げるもの
ではない。

第五條

1 接受国は、派遣国からの事前の通報により、
適当な場合には、外交上の経路を通じて、派遣
国に対し、訪問部隊の船舶又は航空機による接
受国の港又は飛行場へのアクセスの許可を迅速
に与える。
2 1に規定する訪問部隊の船舶及び航空機並び
に公用車両並びに訪問部隊の構成員及び文民構
成員は、協力活動のため、第八条の規定に従っ
て訪問部隊及び文民構成員の利用に供される施
設及び区域へのアクセス並びにこれらのもの
間の移動を認められる。

3 2の規定の適用上、両締約国は、訪問部隊が
使用する経路について事前に協議する。接受国
は、当該経路を定め、接受国内の移動に制限を
課し、並びに特定の区域、空間及び施設へのア
クセス並びにこれらのものの通過を禁止するこ
とができる。
4 訪問部隊の船舶及び航空機は、両締約国が相
互に別段の決定を行う場合を除くほか、接受国
内の港及び飛行場へのアクセス並びにこれらの
ものの使用のため、租税、入港料その他これら
に類する課徴金(提供された役務の使用料であ
るものを除く。)について、接受国の法令に従っ
て接受国の部隊の船舶及び航空機に適用される
条件と同等の条件の下にあるものとする。ただ
し、接受国の中央政府がこれらの条件を定める
ことのできる範囲に限る。

5 公用車両は、両締約国が相互に別段の決定を
行う場合を除くほか、接受国内の道路の使用の
ため、租税、道路使用料、手数料その他これら
に類する課徴金(提供された役務の使用料であ
るものを除く。)について、接受国の法令に従っ
て接受国の部隊の船舶及び航空機に適用される
条件と同等の条件の下にあるものとする。ただ
し、接受国の中央政府がこれらの条件を定める
ことのできる範囲に限る。

るものを除く。)について、接受国の法令に従っ
て接受国の部隊の車両に適用される条件と同等
の条件の下にあるものとする。ただし、接受国
の中央政府がこれらの条件を定めることのでき
る範囲に限る。

6 訪問部隊の船舶は、接受国の法令に従って強
制水先に服するものとし、水先人を使用する場
合には、派遣国は、相当する料率で水先料を支
払う。

7 この条の規定の適用上、船舶又は航空機につ
いて「訪問部隊」というときは、専ら訪問部隊
及び文民構成員の使用又は役務のための船舶及
び航空機を含むものとする。

第六條

1 派遣国は、この協定に従って接受国に入国
し、及び所在する者を特定する事項を事前に接
受国に通報する。

2 1の規定並びに入国及び出国に関連して接受
国が定める手続に従うことを条件として、訪問
部隊の構成員及び文民構成員は、接受国への入
国及び接受国からの出国に際し、査証を申請す
る要件を免除される。ただし、接受国における
永久的な居所又は住所を要求する権利を取得す
るものとはみなされない。
3 2に規定する訪問部隊の構成員及び文民構
成員は、接受国において自己の公務上必要とさ
れる限度を超えて接受国において追加の業務を
行う権利を取得するものとはみなされない。

4 訪問部隊の構成員は、接受国への入国又は接
受国からの出国に際し、次の文書を携帯する。
(a) 派遣国が発給する防衛隊の身分証明書
(b) その個人又は集団が有する訪問部隊の構成
員としての地位及び命令された旅行の証明とな
る派遣国が発給する個別的又は集団的旅行
の証明書

5 文民構成員は、接受国への入国又は接受国か
らの出国に際し、次の文書を携帯する。
(a) 有効な旅券
(b) その個人又は集団が有する文民構成員とし
ての地位及び命令された旅行の証明となる派
遣国が発給する個別的又は集団的旅行の証明
書

6 訪問部隊の構成員及び文民構成員は、接受国
にいる間の身分証明のため、要請により、接受
国の関係当局に対し、自己の旅券又は防衛隊の
身分証明書及び個別的又は集団的旅行の証明書
を提示する。

7 訪問部隊の構成員及び文民構成員の接受国へ
の入国については、全ての場合において、バイ
オセキリティ及び検疫に関する接受国の関係
法令を適用する。
8 接受国の国民又は接受国にとどまる別段の資
格を有する者のいずれでもない者が接受国にい
る間に訪問部隊の構成員又は文民構成員でな
くならない場合は、派遣国は、次のことを行う。
(a) 必要とされる合理的な事項を示して接受国
に速やかに通報すること。
(b) 接受国の要請により、その者の接受国から
の出国に必要とされる合理的な措置を速やか
にとること。
(c) その者を接受国から退去させるに当たって
接受国が要する合理的な費用を負担するこ
と。

9 接受国が自国民又は自国にとどまる別段の資
格を有する者のいずれでもない訪問部隊の構成
員又は文民構成員の自国の領域からの退去を要
請する場合には、派遣国は、次のことを行う。
(a) その者の接受国からの出国に必要とされる
合理的な措置を速やかにとること。
(b) その者を接受国から退去させるに当たって
接受国が要する合理的な費用を負担するこ
と。

10 派遣国は、接受国に入国することを許可され
た後に休暇の承認なく四十八時間を超えて不在
となつた訪問部隊の構成員及び文民構成員につ
いて、必要とされる合理的な事項を示して接受
国に通報する。

第七條

1 この条の規定の適用上、「税」とは、輸入又は
輸出に当たつて納付すべき租税、手数料、課徴
金又は調整金(売上税、関税、消費税並びに物
品及びサービス税を含む。)をいう。ただし、提
供された役務の使用料にすぎないものを除く。

2 訪問部隊の構成員及び文民構成員は、この協
定に別段の定めがある場合を除くほか、接受国
の権限のある輸出入当局が執行する関係法令の
適用を受ける。特に、当該輸出入当局は、接受
国の法令に基づいて次の権利を有する。
(a) 調査及び関連する職務を行う権利
(b) 訪問部隊の構成員又は文民構成員を搜索す
る権利
(c) 手荷物、貨物及び車両を検査する権利
(d) 物件を差し押さえる権利(当該物件は、両
締約国間における協議の後、派遣国に還付さ
れることがある。)

3 2の規定の実施のため、訪問部隊及び接受国
の税関当局は、必要な場合には、調査及び物件
の差押えの実施について相互に援助する。
4 派遣国の公用の封印がある公文書は、不可侵
とする。当該公文書の包装には、公文書のみが
封入されていることを確認する派遣国が発給す
る証明書を添付する。

5 訪問部隊は、接受国の法令によって認められ
る範囲内で、全ての資材、需品及び備品であつ
て、専ら訪問部隊又は文民構成員の公用のため
のものであり、かつ、輸入の時に訪問部隊又は
文民構成員による売却を目的としないもの

を税の免除を受けて接受国に輸入することができる。派遣国は、接受国の当局によって要求される場合には、当該資材、需品及び備品が専ら訪問部隊又は文民構成員の公用のために輸入されることを確認する必要な書類を接受国の関係当局に提出する。

6 訪問部隊の構成員及び文民構成員は、次の全ての条件が満たされる場合には、接受国の法令によって認められる範囲内で、合理的な数量の身回品、家具及び家庭用品(自動車、紙巻たばこ、葉巻たばこその他のたばこ及びアルコール飲料を除く。以下「個人用品」と総称する。)を税の免除を受けて接受国に輸入することができる。

(a) 当該個人用品が、接受国が定める手続、接受国の当局によって要求される場合には、当該個人用品が私用のためのものであることを確認する必要な書類の提出を含む。)に従って輸入されること。

(b) 当該個人用品が、当該訪問部隊の構成員又は当該文民構成員が接受国において業務を開始するために最初に到着する時又はその後六箇月以内に輸入されること。

(c) 当該個人用品が当該訪問部隊の構成員又は当該文民構成員によって引き続き使用され、所有され、及び占有されること。

7 訪問部隊の構成員及び文民構成員は、6に定める条件と同一の条件が満たされる場合には、接受国の法令によって認められる範囲内で、一台の自動車を税の免除を受けて接受国に輸入することができる。この条の規定は、当該自動車について納付すべき他の租税の免除を与える義務を定めるものではない。

8 5から7までの規定により税の免除を受けて輸入された品目は、
(a) 税の免除を受けて輸出することができる。

もつとも、接受国の関係当局は、輸出される品目が5から7までに定める条件に従って輸入されたことの確認を求めることができる。

(b) 税の免除を受けて当該品目を輸入する権利を有しない者に対し接受国において処分してはならない。ただし、接受国が認め、かつ、接受国の法令(そのように処分される品目について納付すべき税の納税義務に関するものを含む。)に従って行われる場合は、この限りでない。

9 5から7までの規定によって与えられる免除は、品目の輸入及び輸出についてのみ適用するものとし、税が既に徴収された品目を接受国において購入する場合に、当該税の還付を要求するものと解してはならない。

10 派遣国は、この条の他の規定が適用される場合を除くほか、訪問部隊、その構成員及び文民構成員が接受国に支払うべき税及び罰金を支払うことを確保するための適当な措置をとる。

第八条

1 派遣国は、接受国における協力活動の実施のために訪問部隊及び文民構成員が必要とする施設、区域及び関連する役務へのアクセス並びにこれらのものの利用についての要請を接受国に提出することができる。接受国は、当該要請に対処するために必要な努力を払う。当該アクセス及び当該利用のための条件は、派遣国との協議を通じて接受国が決定する。

2 接受国は、訪問部隊及び文民構成員の利用に供される施設及び区域の全般的な管理について責任を負う。

第九条

1 訪問部隊及び文民構成員は、接受国の事前の同意を得て、かつ、両締約国が必要に応じて相互に決定する取決めに従うことを条件として、接受国の部隊に適用される条件よりも不利でない条件で、接受国が所有し、管理し、又は規制する公益事業及び公共の役務を協力活動のために一時的に利用することができる。

2 訪問部隊及び文民構成員は、接受国の関係当局との取決めに従い、協力活動に関連する公用通信のために電気通信及び情報システムを運用することができる。

3 訪問部隊及び文民構成員は、接受国の法令及びサービス・プロバイダが定めるそれぞれの条件に従うことを条件として、接受国において公に提供される通信サービスを利用することができる。

第十条

1 接受国は、自国における車両の運転のための最低年齢に関する要件に従うことを条件として、派遣国の権限のある当局が訪問部隊の構成員及び文民構成員に発給した運転許可証若しくは運転免許証又は防衛隊の運転許可証を、運転者試験又は手数料を課することなく、公用車両の運転のために有効なものとして承認する。

2 公用車両以外の車両の運転については、接受国の法令によって要求される場合には、適当な国際運転免許証又は接受国の関係当局が発給する運転許可証若しくは運転免許証を取得する。

3 公用車両(接受国において賃借される車両を除く。)には、派遣国が付与する登録番号に加えて、明確な国籍の標示を付ける。もつとも、接受国によって登録されることを要求されない。

4 訪問部隊の構成員及び文民構成員に帰属する私有車両については、接受国の国民に適用される条件と同一の条件で、登録し、かつ、接受国の関係当局が発給する登録番号標を付ける。

第十一条

1 派遣国が与える専門的な、技術的な又は職業上の免許及び資格であつて最新のかつ有効なものを有する訪問部隊の構成員及び文民構成員

は、2の規定に従うことを条件として、接受国内で関連する自己の公務を執行することを認められるものとし、接受国により、訪問部隊の構成員又は文民構成員として当該公務を執行するためのいかなる許可(免許の形式であるかどうかを問わない。)も取得することを要求されない。

2 訪問部隊の構成員又は文民構成員である医療専門家は、接受国において訪問部隊の構成員及び文民構成員のために治療を行うこと、医薬品を処方し、及び調剤すること並びに医療用製品又は医療機器を使用することを認められる。当該医療専門家は、接受国の事前の同意を得ることなく接受国において公衆のために治療を行つてはならず、医薬品を処方し、又は調剤してはならず、また、医療用製品又は医療機器を使用してはならない。

第十二条

訪問部隊の構成員は、派遣国が発する命令によって認められ、かつ、接受国が承認する場合には、協力活動の実施のために武器及び弾薬を所持し、及び携帯することができる。

第十三条

訪問部隊の構成員は、自己の公務を執行する間、自己の制服及び防衛隊の記章を着用することを許される。

第十四条

1 訪問部隊は、この条の規定に従うことを条件として、接受国において協力活動を実施するため、武器、弾薬、爆発物及び危険物を輸送し、保管し、及び取り扱うことができる。

2 1に規定する武器、弾薬、爆発物及び危険物は、接受国が決定する手続及び要件に従い、派遣国の責任において訪問部隊が輸送し、保管し、及び取り扱う。

3 派遣国は、接受国における協力活動のために

輸入する武器、弾薬、爆発物及び危険物の種類、数量及び輸送日程を接受国に事前に通報する。

第十五条

1 接受国は、自国の法令に従い、訪問部隊の構成員及び文民構成員の個人情報保護のために適当な措置をとる。

2 この協定に従って両締約国間で伝達される全ての秘密情報は、適用可能な情報の保護に関する両締約国間の協定及び取決めの適用を受け、並びにこれらによって保護される。

第十六条

1 派遣国は、訪問部隊の構成員及び文民構成員が接受国への入国の際に協力活動を実施すること健康上適していることを確保する。

2 訪問部隊の構成員又は文民構成員のために接受国が提供し、又は行う治療又は医療搬送は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、全費用回収の原則に基づくものとする。

第十七条

1 訪問部隊及び文民構成員は、接受国の法令によつて認められる範囲内で、自己の消費又は専ら訪問部隊若しくは文民構成員の公用のため、接受国において、資材、備品及び役務の取得又は利用に対する租税その他これに類する公課について接受国の部隊に適用される条件と同等の条件で当該資材、備品、備品及び役務を取得し、又は利用することができる。

2 1の規定に基づき特恵的な待遇を受ける資材、備品及び備品は、接受国が認める場合を除くほか、そのような条件で当該資材、備品及び備品を取得し、又は利用する権利を有しない者に對し接受国において処分してはならない。

3 訪問部隊の構成員及び文民構成員は、接受国における資材、備品、備品及び役務の個人的な取得又は利用に係る特恵的な待遇をこの条の規定を理由として享有することはない。

4 訪問部隊又は文民構成員が接受国において現地の労働者を雇用する場合には、雇用及び労働の条件、労働者の保護のための条件並びに労働関係に関する労働者の権利については、接受国の法令を遵守するものとする。

第十八条

1 各締約国は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、自国の利用可能な資源の範囲内で、協力活動への参加のための自国の費用について責任を負う。

2 両締約国がこの協定又は協力活動の実施に関連する参加のための費用を分担することを決定する場合には、当該費用は、両締約国が相互に別段の決定を行うときを除くほか、比例の原則を考慮して衡平の原則に基づいて分担する。

第十九条

1 訪問部隊の構成員及び文民構成員は、接受国及び適用可能な場合には派遣国の外国為替に関する法令の適用を受ける。

2 訪問部隊の構成員又は文民構成員の租税（この協定の他の規定に定める租税を除く。）を納付する義務は、両締約国の関係法令及び当該租税に關係する両締約国間の協定（所得及び譲渡収益に對する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための両締約国間の条約を含む。）により規律される。

第二十条

1 両締約国は、環境、文化遺産並びに人の健康及び安全の保護に適合する方法によりこの協定を実施する。

2 両締約国は、いずれかの締約国の要請により、接受国において環境、文化遺産又は人の健康及び安全に影響を及ぼし得る問題について協議し、及び適当な情報を交換する。

3 派遣国は、接受国の法令を考慮して、第二十

七条の規定に基づいて設置される合同委員会を通じて両締約国間における協議の後、環境、文化遺産又は人の健康及び安全に對する損害又は損害のおそれに對処するための適当な措置を接受国と協力して速やかに行う。

第二十一条

1 訪問部隊の構成員及び文民構成員は、派遣国の法令に従って派遣国の国家的な指揮及び全般的な管理の下に常に置かれるものとする。

2 この条の規定に従うことを条件として、
(a) 派遣国の当局は、訪問部隊の構成員及び文民構成員に對し、派遣国の法令によつて与えられた全ての刑事及び懲戒の裁判権を接受国内で行使する権利を有する。
(b) 接受国の当局は、訪問部隊の構成員及び文民構成員に對し、接受国内で犯す罪であつて接受国の法令によつて罰することができるものについて刑事裁判権を有する。

3 (a) 派遣国の当局は、訪問部隊の構成員及び文民構成員に對し、派遣国の法令によつて罰することができる罪であつて接受国の法令によつては罰することができないもの（派遣国の安全に關する罪を含む。）について專屬的裁判権を行使する権利を有する。
(b) 接受国の当局は、訪問部隊の構成員及び文民構成員に對し、接受国の法令によつて罰することができる罪であつて派遣国の法令によつては罰することができないもの（接受国の安全に關する罪を含む。）について專屬的裁判権を行使する権利を有する。

(c) この3及び4の規定の適用上、締約国の安全に關する罪には、次のものを含む。
(i) 当該締約国に對する反逆
(ii) 妨害行為（サボタージュ）、謀報行為又は当該締約国の公務上若しくは国防上の秘密に關する法令の違反

4 裁判権を行使する権利が競合する場合には、次の規定を適用する。

(a) 派遣国の当局は、次の罪については、訪問部隊の構成員及び文民構成員に對して裁判権を行使する第一次の権利を有する。
(i) 専ら派遣国の財産若しくは安全のみに對する罪又は専ら他の訪問部隊の構成員若しくは文民構成員の身体若しくは財産のみに對する罪
(ii) 公務執行中の作為又は不作から生ずる罪
(b) その他の罪については、接受国の当局が、裁判権を行使する第一次の権利を有する。
(c) 裁判権を行使する第一次の権利を有する締約国は、裁判権を行使しないことを決定したときは、できる限り速やかに他方の締約国の当局に通報する。

(d) 裁判権を行使する第一次の権利を有する締約国の当局は、他方の締約国が当該権利の放棄を特に重要であると認める場合において、当該他方の締約国の当局から要請があつたときは、当該要請に對して好意的な考慮を払う。

5 (a) 両締約国の当局は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、接受国における訪問部隊の構成員又は文民構成員の逮捕及び2から4までの規定に従つて裁判権を行使すべき当局へのこれらの者の引渡しについて相互に援助する。
(b) (a)の規定に關し、一方の締約国が(a)に規定する援助を拒否しようとする場合には、当該一方の締約国は、当該援助を提供することができるといふかについて検討するために他方の締約国と直ちに協議する。
(c) 接受国の当局は、派遣国の当局に對し、訪問部隊の構成員又は文民構成員の逮捕を速やかに通報する。

6 (a) 両締約国の当局は、訪問部隊の構成員又は文民構成員が犯したとされる罪についての全ての必要な捜査の実施並びに証拠の収集及び提出(犯罪に関連する物件の押収及び相当な場合にはその引渡しを含む。)について、可能な限り相互に援助する。ただし、当該物件の引渡しは、引渡しを行う当局が定める期間内に還付されることを条件として行うことができるものとする。 (b) (a)の規定に関し、一方の締約国が(a)に規定する援助を拒否しようとする場合には、当該一方の締約国は、当該援助を提供することができるとかにかについて検討するために他方の締約国と直ちに協議する。 (c) 両締約国の当局は、裁判権を行使する権利が競合する全ての事件の処理について相互に通報する。	(d) 自己の防御のために証拠を提出する権利及び証人が接受国の管轄内にいるときは強制的な手続により当該証人を求める権利 (e) 自己の防御のために自己の選択する弁護人を持つ権利又は接受国において通常行われている条件に基づき費用を要することなく若しくは費用の補助を受けて弁護人を持つ権利 (f) 派遣国の代表者と連絡する権利及び裁判所の規則が認めるときは自己の裁判に当該代表者を立ち会わせる権利 (g) 自己の裁判に出席する権利。裁判は、公開で行う。ただし、この8に定める最低限度の基準に影響を及ぼすことなく、裁判所が公の秩序、公共の安全又は公衆の道徳を理由として決定するときは、他の者を出席させないことができるものとする。 (h) 接受国の法令に従うことを条件として保釈される権利	3 派遣国の警務隊は、必ず接受国の当局との取決めに従うことを条件として、かつ、接受国の当局と連絡して使用されるものとし、その使用は、訪問部隊の構成員の間及び派遣国の法令によつて権限を与えられている場合には文民構成員の間の規律及び秩序の維持に必要な範囲に限るものとする。 第二十三条 1 各締約国は、次の事項についての他方の締約国に対する全ての請求権を放棄する。 (a) 次の場合には、自国が所有し、かつ、自国の部隊又は文民要員が使用する財産に対する損害(利用価値の喪失を含む。以下この条において「損害」という。)及び自国の部隊の構成員又は文民要員が公務の執行に従事している間に被った負傷又は死亡。ただし、当該損害又は当該負傷若しくは死亡が当該他方の締約国の部隊の構成員又は文民要員の重過失又は故意のみによつて生じた場合を除く。 (i) 当該損害又は当該負傷若しくは死亡が、当該他方の締約国の部隊の構成員又は文民要員によりこの協定に基づく協力活動に関連する公務の執行に従事している間に生じた場合 (ii) 当該損害又は当該負傷若しくは死亡が、当該他方の締約国が所有する車両、船舶又は航空機であつて当該他方の締約国の部隊又は文民要員がこの協定に基づく協力活動に関連する公務の執行のために使用しているものの使用から生じた場合 (b) 海難救助。ただし、救助された船舶又は積荷が、いずれかの締約国が所有し、かつ、当該締約国の部隊がこの協定に基づく協力活動に関連する公用のために使用しているものであつた場合に限る。	2 1 (a)の規定の適用上、損害、負傷又は死亡についての請求権がいずれかの締約国の部隊の構成員又は文民要員の重過失又は故意のみによつて生じた場合と両締約国が相互に決定する場合には、その決定は、その事実について最終的なものとし、当該部隊の構成員又は文民要員が属する締約国のみがその請求に対する責任に係る費用を負担する。両締約国は、当該費用を負担する締約国が当該請求を満たすために支払うべき最終的な額について協議する。 3 両締約国は、一方の締約国が所有するその他の財産に対し1(a)に規定するように生じた損害についての当該一方の締約国の他方の締約国に対するその他の請求の解決について協議する。当該請求を満たすために要した費用は、5 (e)の規定に従つて両締約国が分担する。 4 1及び3の規定の適用上、「締約国が所有する」というときは、次に掲げる物を含むものとする。ただし、損失の危険又は責任が当該締約国以外の者によつて負担される範囲については、この限りでない。 (a) 船舶については、当該締約国が裸用船として貸借し、又は裸の条件で徴発した船舶 (b) 車両又は航空機については、専ら当該締約国が賃借した車両又は航空機 5 公務執行中の訪問部隊の構成員若しくは文民構成員の作為若しくは不作為又は訪問部隊が法律上責任を有するその他の作為、不作為若しくは事故であつて、接受国において第三者の財産に損害を与え、又は第三者を負傷させ、若しくは死亡させたものから生ずる請求権は、接受国が次の規定に従つて処理する。 (a) 全ての請求は、接受国の部隊の行動から生ずる請求権に適用される接受国の法令に従つて提起し、審査し、解決し、又は裁判する。	7 被告人がこの条の規定に従つて一方の締約国の当局により裁判を受けた場合において、無罪の判決を受けたとき、又は有罪の判決を受けて服役しているとき、服役したとき、若しくは赦免されたときは、他方の締約国の当局は、同一の犯罪について重ねてその者を裁判してはならない。この7の規定は、派遣国の当局が訪問部隊の構成員及び文民構成員を、その者が接受国の当局により裁判を受けた犯罪を構成した作為又は不作為から生ずる規律の違反について、裁判することを妨げるものではない。 8 訪問部隊の構成員又は文民構成員は、接受国の裁判権に基づいて訴追される場合には、いつでも、次の権利を有する。 (a) 遅滞なく迅速な裁判を受ける権利 (b) 防御を準備するための合理的な時間を確保するため公判前に自己に対する具体的な訴因の通知を受ける権利 (c) 自己に不利な証人と対決する権利	9 接受国において抑留され、又は拘禁されている訪問部隊の構成員及び文民構成員は、接受国の法令に従うことを条件として領事官の訪問を受ける権利を有する。 10 この条の規定は、この協定の効力発生前に犯したいかなる罪についても適用しない。 第二十三条 1 両締約国は、訪問部隊及び文民構成員の利用に供される施設及び区域の安全並びに訪問部隊及び文民構成員の財産、公務上の記録及び情報の安全を確保するため、接受国の法令に従つて協力し、及び適当な措置をとる。 2 派遣国は、3の規定に従うことを条件として、訪問部隊内に警務隊を保持する権利を有する。	1 各締約国は、次の事項についての他方の締約国に対する全ての請求権を放棄する。 (a) 次の場合には、自国が所有し、かつ、自国の部隊又は文民要員が使用する財産に対する損害(利用価値の喪失を含む。以下この条において「損害」という。)及び自国の部隊の構成員又は文民要員が公務の執行に従事している間に被った負傷又は死亡。ただし、当該損害又は当該負傷若しくは死亡が当該他方の締約国の部隊の構成員又は文民要員の重過失又は故意のみによつて生じた場合を除く。 (i) 当該損害又は当該負傷若しくは死亡が、当該他方の締約国の部隊の構成員又は文民要員によりこの協定に基づく協力活動に関連する公務の執行に従事している間に生じた場合 (ii) 当該損害又は当該負傷若しくは死亡が、当該他方の締約国が所有する車両、船舶又は航空機であつて当該他方の締約国の部隊又は文民要員がこの協定に基づく協力活動に関連する公務の執行のために使用しているものの使用から生じた場合 (b) 海難救助。ただし、救助された船舶又は積荷が、いずれかの締約国が所有し、かつ、当該締約国の部隊がこの協定に基づく協力活動に関連する公用のために使用しているものであつた場合に限る。	2 1 (a)の規定の適用上、損害、負傷又は死亡についての請求権がいずれかの締約国の部隊の構成員又は文民要員の重過失又は故意のみによつて生じた場合と両締約国が相互に決定する場合には、その決定は、その事実について最終的なものとし、当該部隊の構成員又は文民要員が属する締約国のみがその請求に対する責任に係る費用を負担する。両締約国は、当該費用を負担する締約国が当該請求を満たすために支払うべき最終的な額について協議する。 3 両締約国は、一方の締約国が所有するその他の財産に対し1(a)に規定するように生じた損害についての当該一方の締約国の他方の締約国に対するその他の請求の解決について協議する。当該請求を満たすために要した費用は、5 (e)の規定に従つて両締約国が分担する。 4 1及び3の規定の適用上、「締約国が所有する」というときは、次に掲げる物を含むものとする。ただし、損失の危険又は責任が当該締約国以外の者によつて負担される範囲については、この限りでない。 (a) 船舶については、当該締約国が裸用船として貸借し、又は裸の条件で徴発した船舶 (b) 車両又は航空機については、専ら当該締約国が賃借した車両又は航空機 5 公務執行中の訪問部隊の構成員若しくは文民構成員の作為若しくは不作為又は訪問部隊が法律上責任を有するその他の作為、不作為若しくは事故であつて、接受国において第三者の財産に損害を与え、又は第三者を負傷させ、若しくは死亡させたものから生ずる請求権は、接受国が次の規定に従つて処理する。 (a) 全ての請求は、接受国の部隊の行動から生ずる請求権に適用される接受国の法令に従つて提起し、審査し、解決し、又は裁判する。
---	---	---	---	---	---	--	---

接受国は、裁判することとなる場合を除くほか、派遣国と協議して当該請求を解決する。 (b) 接受国によって申立人との間で合意され、又は裁判によって決定された額の支払は、接受国ができる限り速やかに自国の通貨で行う。 (c) 接受国は、派遣国に対し、全ての請求に関する事項を通報し、自国による当該請求の処理について随時通報する。接受国は、当該請求に対する抗弁及び当該請求の解決について派遣国の合理的な依頼を考慮する。 (d) 接受国がこの5の規定に従って支払を行った各請求は、その明細及び(e)の規定による分担保案とともに派遣国に通報する。二箇月以内に派遣国の回答がなかった場合には、その分担保案は、派遣国が受諾したものみなす。 (e) (a)から(d)までの規定に従って請求を満たすために要した費用(接受国が当該請求の処理において負担した合理的な費用を含む。)は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、両締約国が次のとおり分担する。 (i) いずれかの締約国のみが損害、負傷又は死亡について責任を負う場合には、当該締約国は、当該請求に係る費用の全額を単独で負担する。 (ii) 両締約国が損害、負傷又は死亡について責任を負い、かつ、それぞれの責任の程度を相互に決定することができるときには、各締約国は、解決のために合意され、又は裁判によって決定された額のうち自国の責任の程度に相当する部分を負担する。 (iii) 両締約国が損害、負傷若しくは死亡について責任を負い、かつ、それぞれの責任の程度を相互に決定することができない場合又は損害、負傷若しくは死亡が両締約国によって生じ、かつ、当該損害、負傷若しくは	
は死亡についていずれかの締約国の責任として特定することができない場合には、解決のために合意され、又は裁判によって決定された額は、両締約国が均等に分担する。 (f) この5の規定に従って処理する各請求であつて(e)の規定による比率に基づく分担保案(d)の規定に従って受諾されたものについて接受国が直前の六箇月の期間内に支払った額の明細書は、償還の要請及び支払の明細とともに六箇月ごとに派遣国に送付する。当該償還は、できる限り速やかに、かつ、派遣国が当該明細書を受領した日から遅くとも二箇月以内に接受国の通貨で行う。 (g) 請求を満たす額の接受国による支払(合意による解決に従って行われたものであるか接受国の権限のある裁判所による裁判に従って行われたものであるかを問わない。)又は支払を認めない旨の接受国の権限のある裁判所による確定した裁判は、両締約国に対し拘束力を有する最終的なものとする。 (h) 訪問部隊の構成員又は文民構成員は、この協定に基づく協力活動に関連する公務の執行から生ずる事項については、接受国においてその者に対して与えられた判決の執行手続に服さない。 6 5の規定は、次の請求権については、適用しない。 (a) 民間の保険による填補の対象となる車両の使用から生ずる請求権(当該保険による填補の対象となる範囲に限る。) (b) 契約による請求権。契約から生ずる請求権は、関連する契約の内容に従って処理する。 (c) 船舶の航行若しくは陸揚げから生じ、又はこれらに関連して生ずる財産に対する損害につ	
いての請求権(5(e)の規定が3に規定する請求権に適用される範囲を除く。)。ただし、両締約国が相互に決定する海事に関する請求権については、この限りでない。 7 両締約国は、関係当事者の間で解決される場合を除くほか、この協定に基づく協力活動に関連する請求権であつてこの条の他の規定の対象とならないもの(訪問部隊の構成員又は文民構成員の公務執行中以外の作為又は不作為であつて、接受国の領域において負傷若しくは死亡をもたらし、又は財産に対する損害を与えたものから生ずる請求権を含む。)について協議する。 8 両締約国は、接受国の権限のある裁判所が請求について裁判する過程において決定する場合を除くほか、請求権が公務執行中の作為又は不作為から生じたものか公務執行中以外の作為又は不作為から生じたものかについて協議し、及び相互に決定する。 9 一方の締約国がこの条に規定する請求についての通知を受領した場合には、当該一方の締約国は、できる限り速やかに他方の締約国に通報する。 10 両締約国は、自国の法令によつて認められる範囲内で、この条に規定する請求の公平な審理及び処理のため、関連情報の提供並びに証拠の収集及び提出について協力する。 11 派遣国は、接受国の要請により、接受国の法令に基づき強制執行を行うべき私有の財産であつて訪問部隊又は文民構成員が使用している区域内にあるものを接受国が差し押さえることを援助する。 12 派遣国は、5(h)に定める範囲を除くほか、訪問部隊の構成員又は文民構成員に対する接受国の裁判所の民事裁判権からの免除を請求してはならない。 13 この条の規定は、この協定の効力発生前に生	
じた請求権については、適用しない。 14 この条の規定の適用上、 (a) 「文民要員」とは、派遣国については文民構成員をいい、接受国については接受国の部隊に雇用され、又は当該部隊に勤務する接受国の文民たる職員(当該部隊又は当該部隊に代わる者に雇用される契約者を除く。)をいう。 (b) 「重過失」とは、明白な危険の重大な軽視をいう。 第二十四条 1 一方の締約国が事故又は事件の通知を受領した場合には、当該一方の締約国は、できる限り速やかに他方の締約国に通報する。通報すべき事故又は事件は、両締約国が相互に事前に決定する。 2 両締約国は、公用車両又は派遣国が所有する船舶若しくは航空機若しくは専ら訪問部隊及び文民構成員の使用若しくは任務のための船舶若しくは航空機が関係する接受国における事故又は事件に関し、それぞれの国内的な要件に従い、相互に協力して必要な行政上の調査を行うための手続を定める。 第二十五条 1 各締約国は、他方の締約国に対し、接受国における訪問部隊の構成員又は文民構成員の死亡を遅滞なく通報する。接受国は、派遣国に対して合理的な事前の通報を行うことなく死亡者を特定する事項が公表されないことを確保するよう努める。 2 両締約国は、死亡事案に関するその他の全ての事項(訪問部隊の構成員又は文民構成員の遺体及びその関連する身回品の特定、処理、送還及び処分を含むが、これらに限定されない。)のための手続を定める。 第二十六条 両締約国は、訪問部隊の構成員及び文民構成員	

に与えられる特権の濫用又は悪用を防止し、並びにこの協定により訪問部隊の構成員及び文民構成員に課される義務の適切な履行を確保するために協力する。

第二十七条

1 この協定の実施に関して相互間の協議を必要とする全ての事項に関する両締約国間の協議機関として、合同委員会を設置する。

2 合同委員会は、その手続規則を定める。合同委員会は、特定の問題を取り扱う作業部会を設置することができる。

3 合同委員会は、いずれかの締約国の要請によりいつでも会合する。

4 合同委員会は、各締約国の代表者をその共同議長とする。

5 合同委員会は、問題を解決することができない場合には、適当な経路を通じて更なる検討のために、その問題をそれぞれの締約国の政府に移すものとする。

6 両締約国は、この協定を実施するため、合同委員会を通じて両締約国間における協議の後、取決めることができる。

第二十八条

この協定の解釈又は実施に関する紛争は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、両締約国間の協議及び交渉によってのみ解決する。

第二十九条

1 この協定は、両締約国がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この協定は、両締約国間の書面による合意によって改正することができる。改正は、両締約国によりそれぞれの国内手続に従って承認されるものとし、両締約国が合意する日に効力を生ずる。

日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に
関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

ずる。

3 (a) 各締約国は、他方の締約国に対して六箇月前の書面による通告を行うことにより、いつでもこの協定を終了させることができる。

(b) この協定の終了の後においても、費用、裁判権又は請求権に関する履行されていない義務は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、履行されるまで引き続き拘束力を有する。

(c) この協定の終了の後においても、情報の保護に関する義務は、引き続き拘束力を有する。

4 この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成す。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十三年一月十一日にロンドンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

岸田文雄

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国のために

リシ・スナク

附属書(第二十一条関係)

1 派遣国は、第二十一条5(a)及び6(a)の規定の実施に当たり、この協定に従い、接受国の領域的管轄権の合法的な行使を妨害してはならない。

2 両締約国は、第二十一条5(a)の規定に関し、同条5(a)に規定する援助がこの協定の効力発生

の時に有効な適用可能な国際協定に基づく自国の義務に反するといずれかの締約国が認める場合には当該締約国の当局は当該援助を提供する義務を負わないことを相互に決定する。

3 2に規定する場合を除くほか、一方の締約国は、第二十一条5(a)の規定に関し、同条5(a)に規定する援助を提供しないことを他方の締約国に認めることについての当該他方の締約国からの要請に対して好意的な考慮を払う。

4 2の規定に関し、一方の締約国の当局が第二十一条5(a)に規定する援助を提供しない場合には、当該一方の締約国は、直ちに他方の締約国と協議する。

5 第二十一条5(a)の規定に関し、一方の締約国の当局が引渡しを求められている者の他方の締約国への引渡しについて援助を提供しない場合には、当該一方の締約国は、当該他方の締約国の要請により、自国の法令によって認められる範囲内で、訴追のため自国の当局に事件を付託する。

6 両締約国は、第二十一条5(a)及び6(a)の規定に基づいて相互に援助する義務を負うが、いずれかの締約国の当局がこれらの規定によつて認められる範囲内で援助を提供しない場合には、これを1に規定する妨害と解してはならない。

7 接受国の裁判権に基づいて抑留され、拘禁され、又は訴追される訪問部隊の構成員又は文民構成員は、第二十一条8に定める手続上の保障に加え、次の手続上の保障を受ける。

(a) 当該訪問部隊の構成員又は文民構成員は、自己に対する被疑事実を直ちに告げられ、かつ、直ちに弁護人に依頼する権利を与えられなければならない、抑留されず、又は拘禁されないものとし、正当な理由がなければ、拘禁されない。

(b) 当該訪問部隊の構成員又は文民構成員は、接受国の法令に従い、残虐な刑罰を科されない。

(c) 当該訪問部隊の構成員又は文民構成員は、裁判の前の拘禁の合法性について異議を申し立てる権利を有する。

(d) 当該訪問部隊の構成員又は文民構成員は、自己に不利な証人に対する反対尋問を行う権利を有する。

(e) 当該訪問部隊の構成員又は文民構成員は、自己が必要と認めるときは、接受国の法令に従い、有能な通訳を用いる。

8 派遣国は、要請により、いつでも、訪問部隊の構成員又は文民構成員で接受国によつて拘禁されているものに接見する権利を有する。

日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

本件の目的及び要旨

政府は、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国(以下「英国」という。)との間の安全保障・防衛協力の進展等を踏まえ、平成二十九年八月の日英首脳会談において「安全保障協力に関する日英共同宣言」を發出し、両国の部隊間の共同運用・演習を円滑にするための枠組みの構築に取り組むことを確認して以来、両国間の調整を経て、令和三年十月、この枠組みを構築するための協定の締結に向けた交渉を開始した。その交渉の結果、協定の案文について最終的な合意を見るに至ったので、令和五年一月十一日にロンドンにおいて本協定の署名が行われた。

本協定は、日本国と英国との間における互恵的な防衛協力を実施するための枠組みを設け、並びに訪問部隊及び文民構成員の地位を定める

ことにより、当該防衛協力を円滑にすることを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 本協定の適用上、「文民構成員」とは、訪問部隊に随伴する派遣国の文民たる職員であつて、訪問部隊に雇用され、又は訪問部隊に勤務するものをいい、また、「訪問部隊」とは、一方の締約国の部隊（日本国については自衛隊を、英国については英国軍をそれぞれいう。以下同じ。）であつて、他方の締約国の同意を得て、2の協力活動に関連して当該他方の締約国の領域に所在するものをいうこと。
- 2 本協定は、両締約国が相互に決定して部隊が実施する協力活動（以下「協力活動」という。）であつて接受国において実施されるものに関する事項について適用すること。
- 3 訪問部隊の構成員及び文民構成員（以下「訪問部隊の構成員等」という。）は、接受国への入国及び接受国からの出国に際し、接受国が定める手続に従ふこと等を条件として、査証を申請する要件を免除されること。また、訪問部隊は、接受国の法令によつて認められる範囲内で、専ら訪問部隊又は文民構成員の公用のためのものである全ての資材等を税の免除を受けて接受国に輸入することができること。
- 4 訪問部隊の構成員等に対して刑事裁判権を行使する権利が競合する場合には、派遣国の当局は専ら派遣国の財産若しくは安全のみに対する罪等又は公務執行中に生ずる罪について、接受国の当局はその他の罪について、裁判権を行使する第一次の権利を有すること。
- 5 両締約国の当局は、接受国における訪問部隊の構成員等の逮捕及び裁判権を行使すべき当局へのこれらの者の引渡しについて相互に援助すること。

6 一方の締約国は、自国の部隊又は文民構成員が使用する自国の財産に対する損害及び自国の部隊の構成員又は文民構成員の公務執行中の負傷又は死亡が、本協定に基づく協力活動によつて生じた場合には、他方の締約国に対する全ての請求権を放棄すること。

7 公務執行中の訪問部隊の構成員等の作為又は不作為であつて、接受国において第三者の財産に損害を与え、又は第三者を負傷若しくは死亡させたものから生ずる請求権は、接受国が処理すること。

なお、協定の不可分の一部を成す附属書は、両締約国は、5の援助が本協定の効力発生の際に有効な適用可能な国際協定に基づく自国の義務に反するといずれかの締約国が認める場合には、当該締約国の当局は当該援助を提供する義務を負わないことを相互に決定すること等を定めている。

本協定は、両締約国が本協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、日英両国間の安全保障・防衛協力が更に促進されるとともに、インド太平洋地域の平和と安定に対する両国の関与が強固に支えられることとなるとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

令和五年三月二十九日

外務委員長 黄川田仁志
衆議院議長 細田 博之殿

令和五年三月三十日 衆議院会議録第十四号

日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 二番五号区虎ノ門二丁目 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
(配本送料別)	本号一部 二二〇〇円